

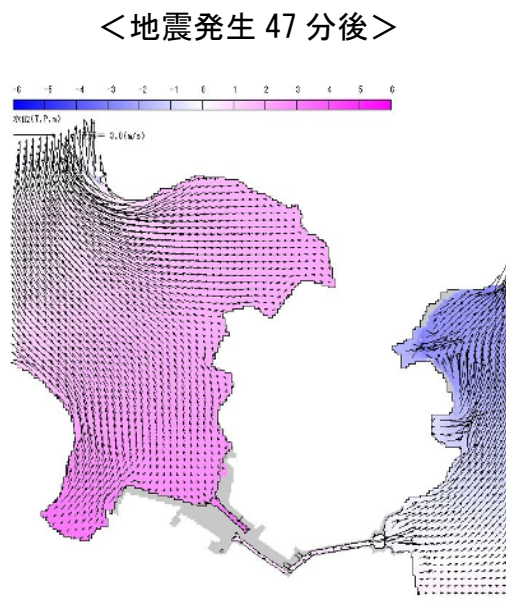
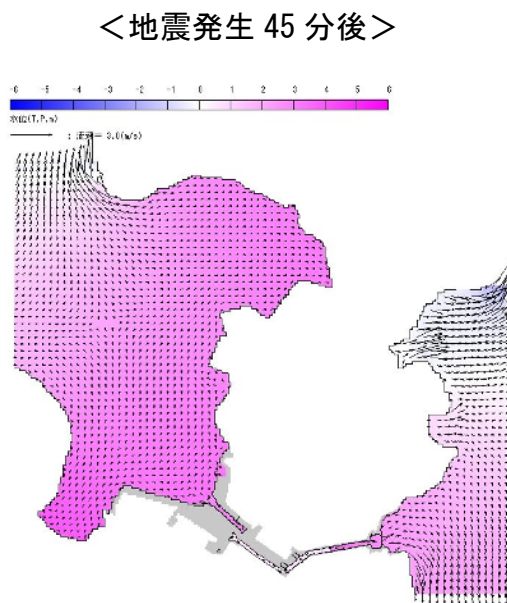
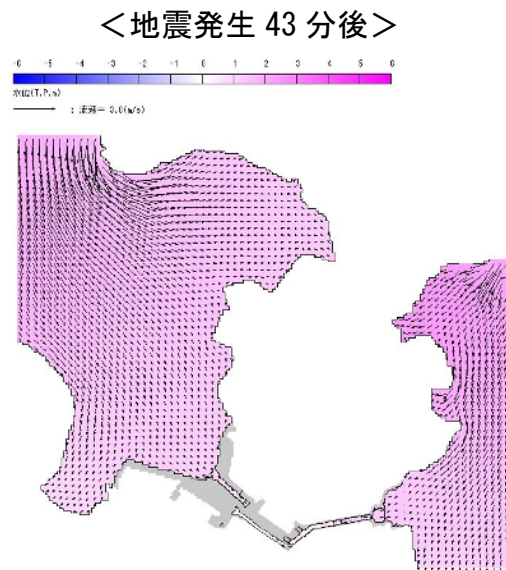
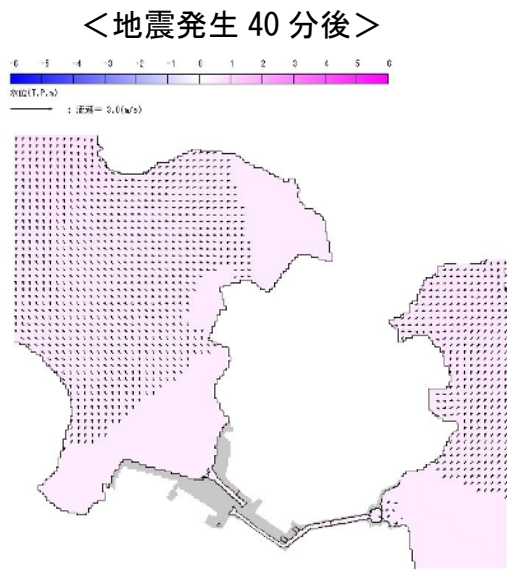


- 基準津波 1 (若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべりエリア B)
- 基準津波 3 (隠岐トラフ海底地すべりエリア B)
- 基準津波 4 (隠岐トラフ海底地すべりエリア C)



- 基準津波 2 (F0-A~F0-B~熊川断層と陸上地すべり (No. 14))

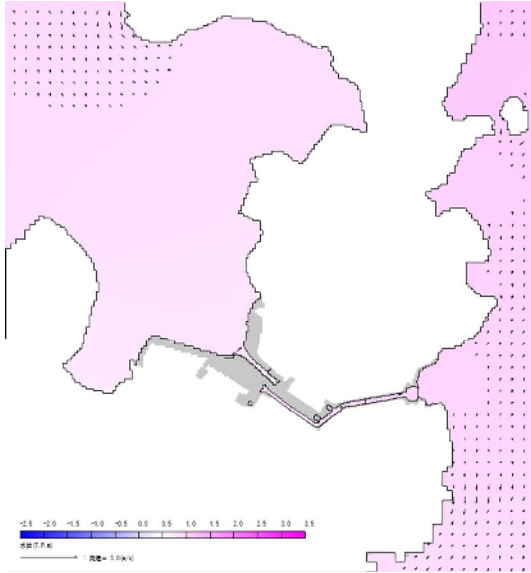
図-2-5-13 基準津波 波源位置



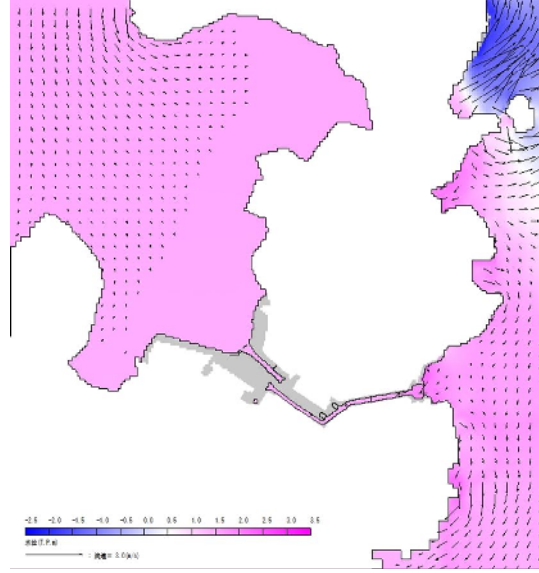
若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべりエリア B の一体計算

図-2-5-14 (1/4) 基準津波の流向ベクトル

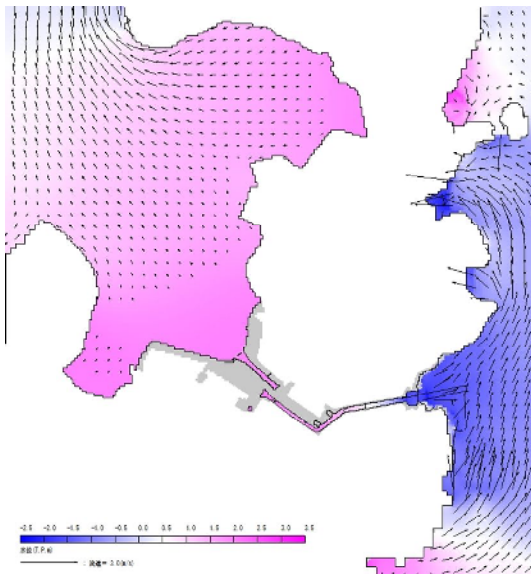
<地震発生 5 分後>



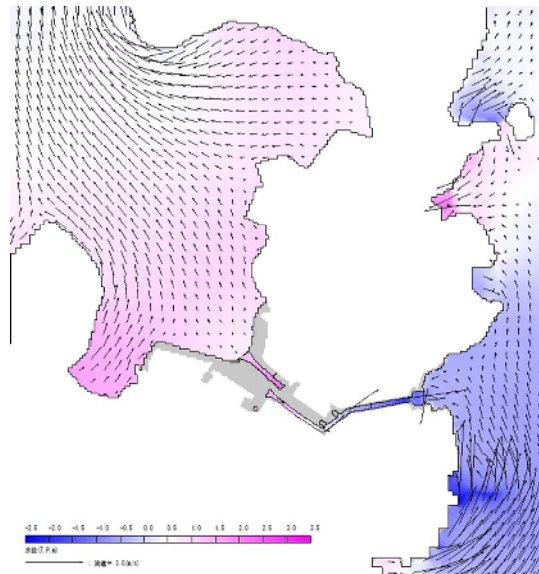
<地震発生 9 分後>



<地震発生 11 分後>



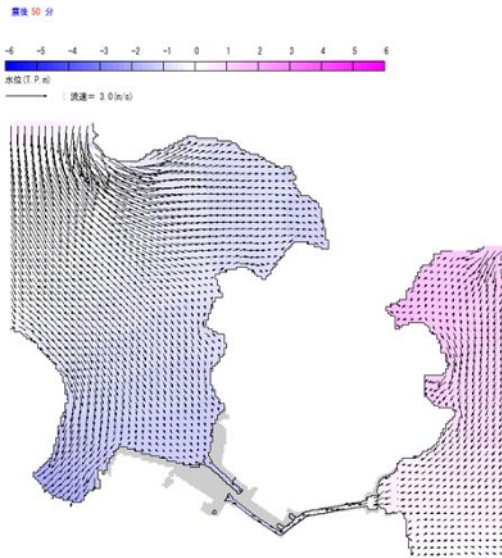
<地震発生 12 分後>



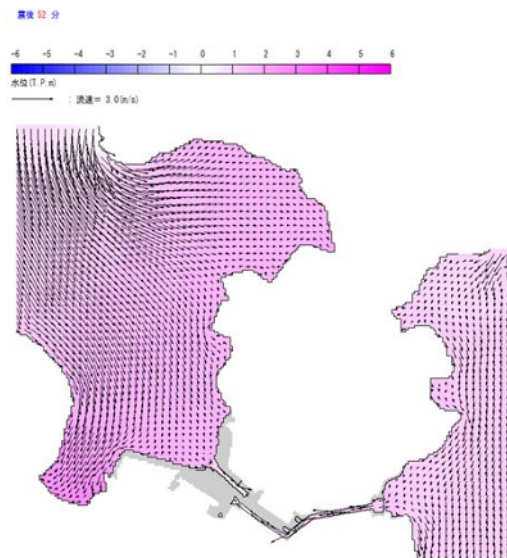
F0-A~F0-B~熊川断層と陸上地すべり (No. 14) の一体計算

図-2-5-14 (2/4) 基準津波の流向ベクトル

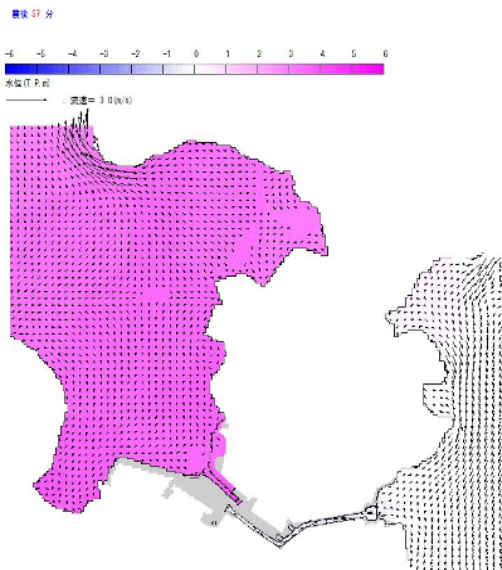
<地震発生 50 分後>



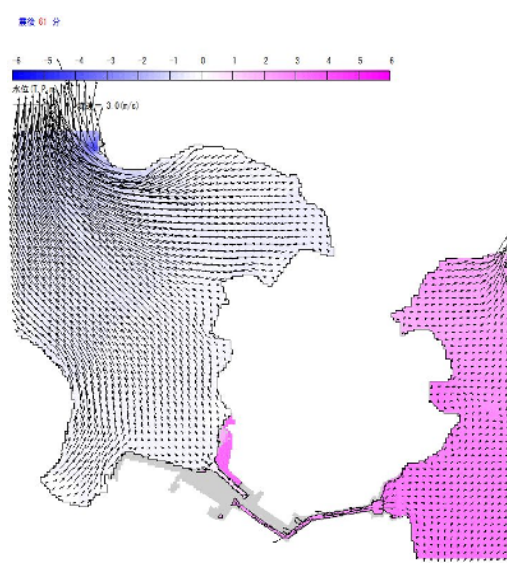
<地震発生 52 分後>



<地震発生 57 分後>



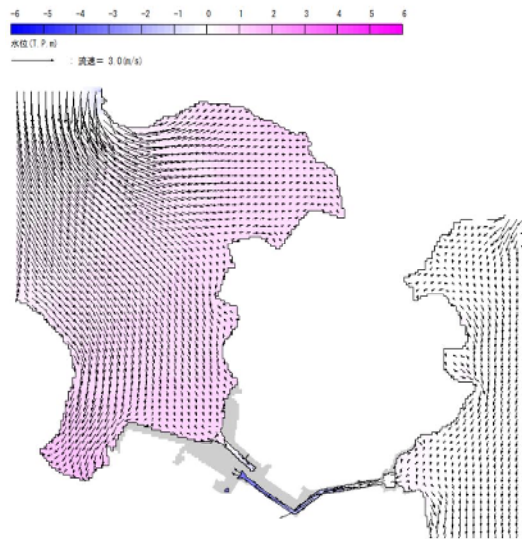
<地震発生 61 分後>



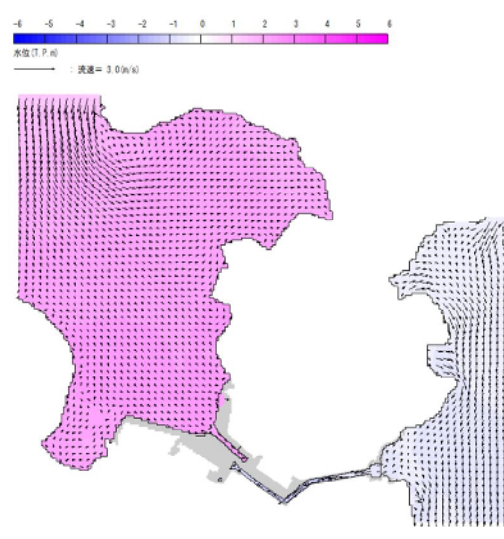
隠岐トラフ海底地すべりエリア B の計算

図-2-5-14 (3/4) 基準津波の流向ベクトル

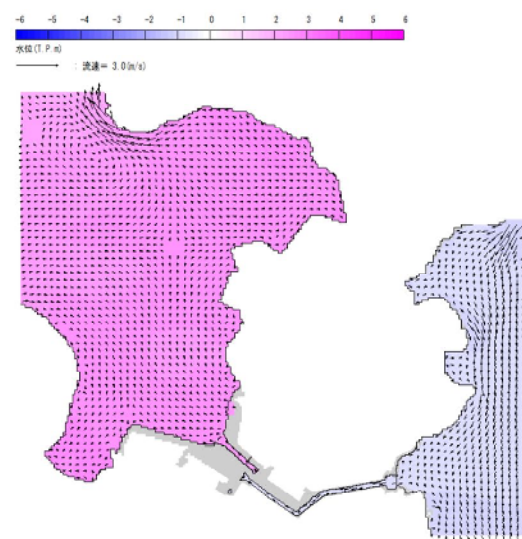
<海底地すべり発生 58 分後>



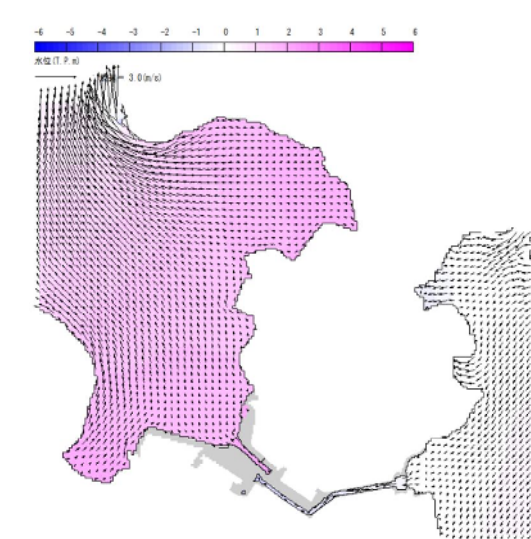
<海底地すべり発生 60 分後>



<海底地すべり発生 62 分後>



<海底地すべり発生 65 分後>



隠岐トラフ海底地すべりエリア C の計算

図-2-5-14 (4/4) 基準津波の流向ベクトル

(b) 漂流物調査範囲の選定

漂流物調査範囲の選定のため、基準津波 1（若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべりエリア B の一定計算）における沿岸域の 12 地点における水位、流向の時系列データを抽出した。抽出結果は、図-2-5-15 及び図-2-5-16 に示すとおりであるが、津波流速については、4.0m/s 以下となっている。

漂流物に対する津波の影響は第 1 波、第 2 波によるものが大きいと考えられるため、2 波分の移動量を考慮すると、津波による移動量は約 3.0km となるが、保守的に発電所周辺約 5km の範囲を漂流物調査範囲とした。（図-2-5-17, 18）

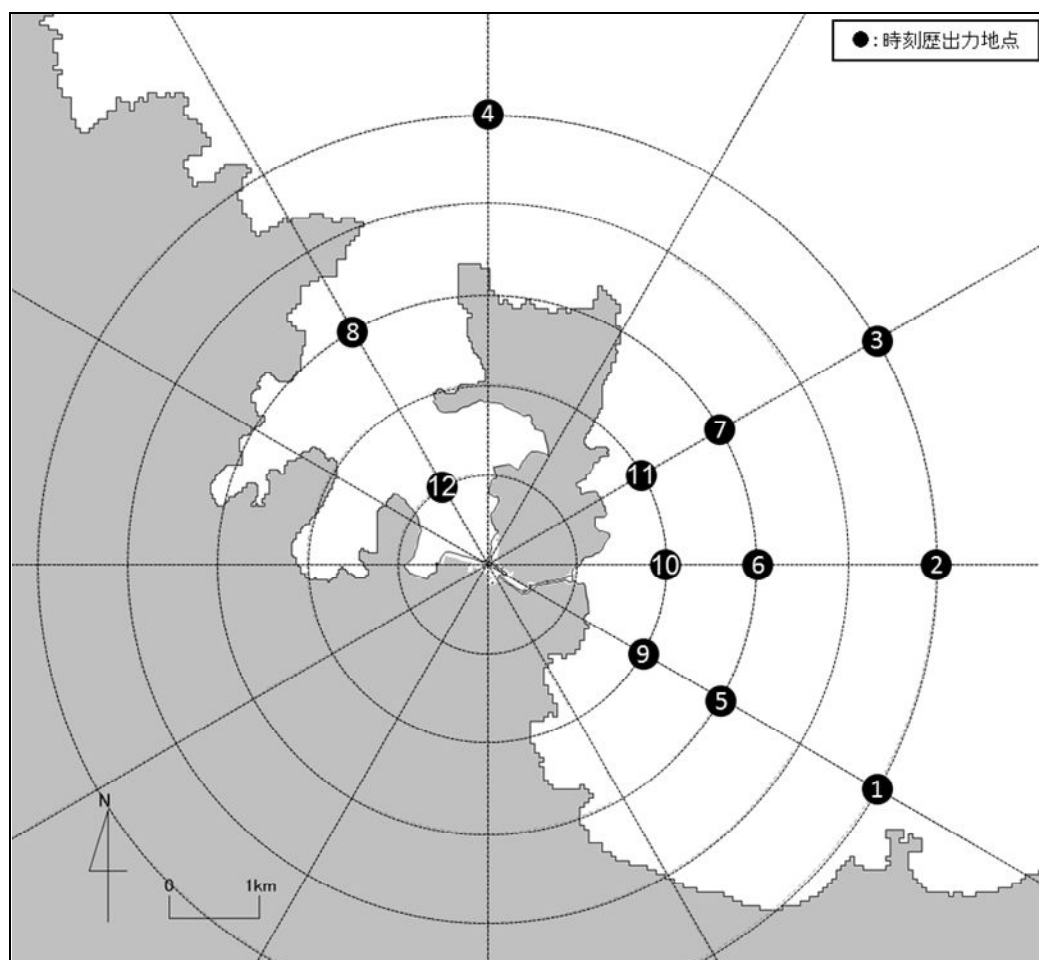
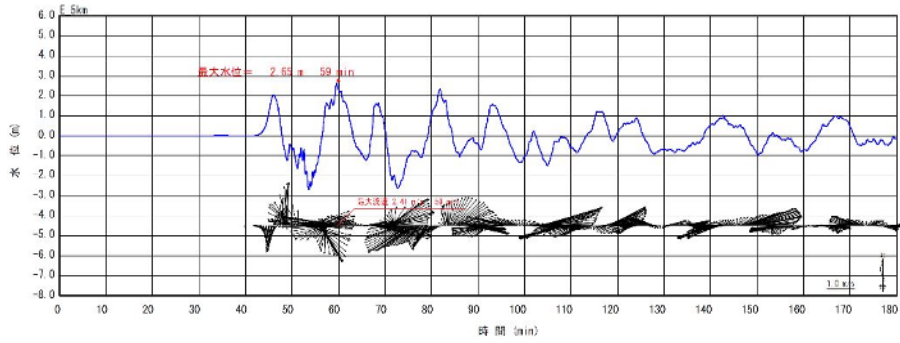
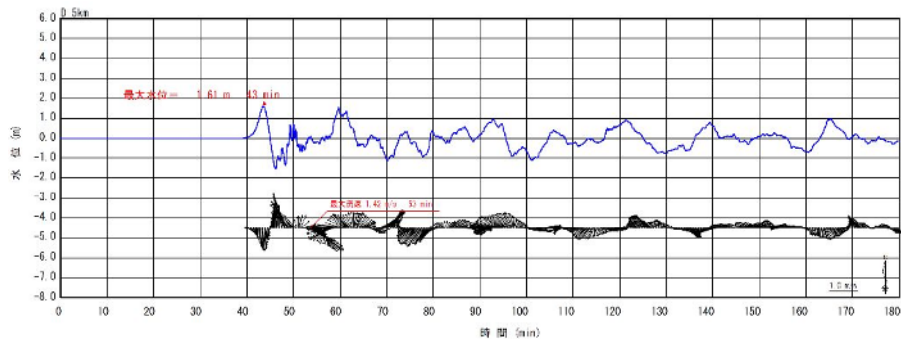


図-2-5-15 水位・流向・流速の抽出地点

地点 1  
 (最大水位 : 2.65m 最大流速 : 2.41m/s)



地点 2  
 (最大水位 : 1.61m 最大流速 : 1.42m/s)



地点 3  
 (最大水位 : 1.57m 最大流速 : 0.50m/s)

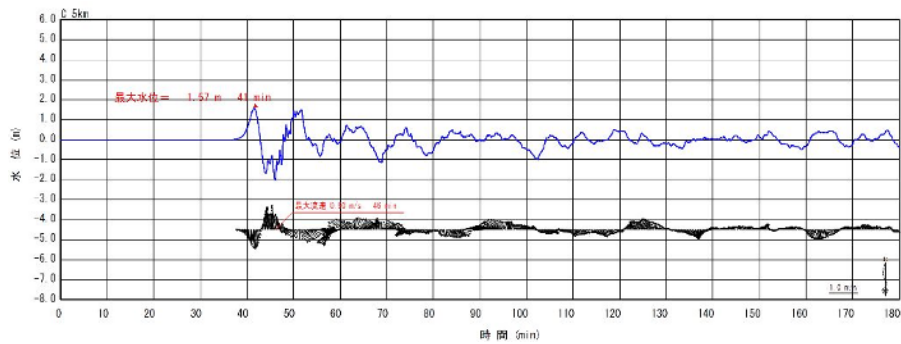
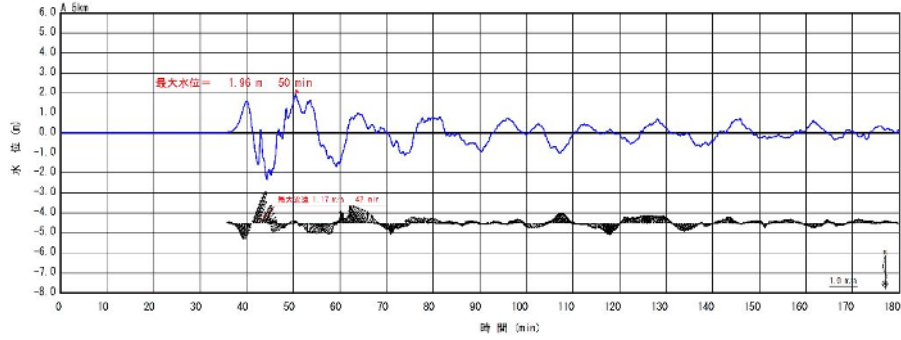
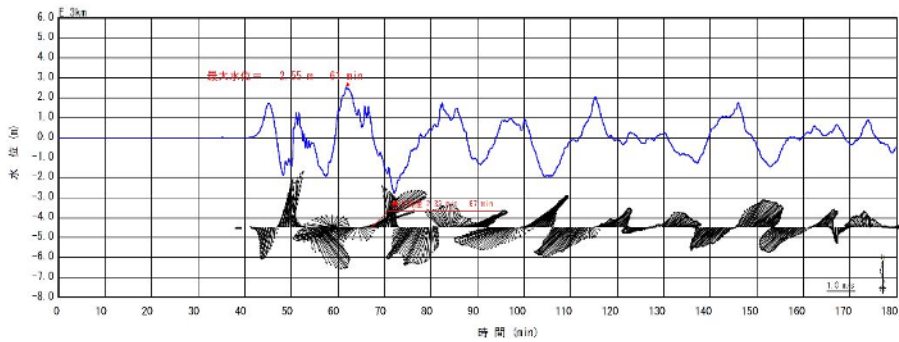


図-2-5-16 (1/4) 沿岸域において抽出した地点の水位、流向、流速

地点 4  
 (最大水位 : 1.96m 最大流速 : 1.17m/s)



地点 5  
 (最大水位 : 2.55m 最大流速 : 2.32m/s)



地点 6  
 (最大水位 : 2.24m 最大流速 : 1.26m/s)

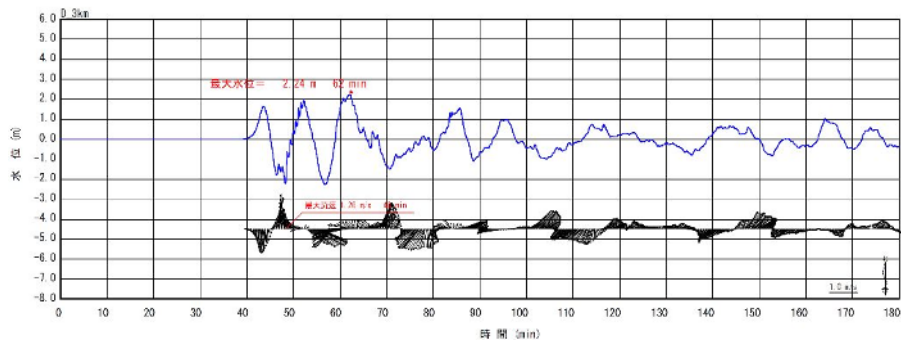
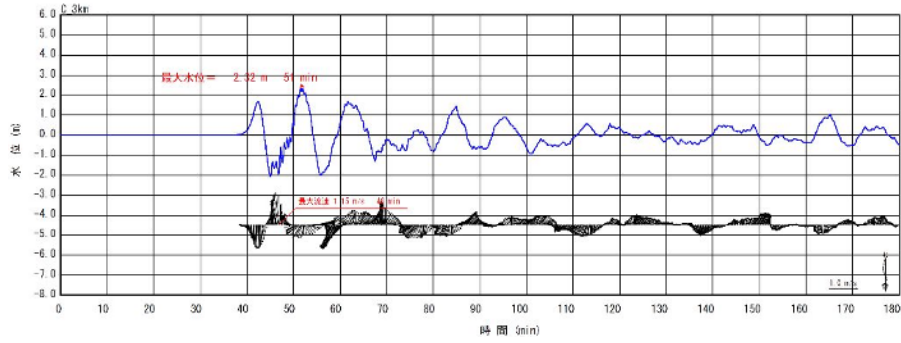


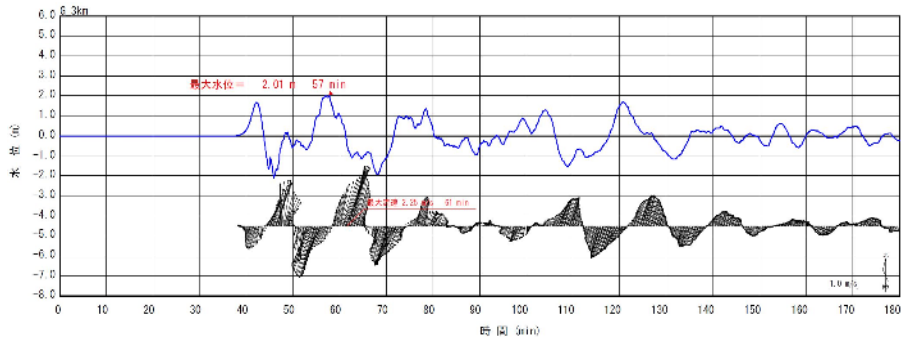
図-2-5-16 (2/4) 沿岸域において抽出した地点の水位、流向、流速



地点 7  
 (最大水位 : 2.32m 最大流速 : 1.15m/s)



地点 8  
 (最大水位 : 2.01m 最大流速 : 2.25m/s)



地点 9  
 (最大水位 : 3.58m 最大流速 : 2.38m/s)

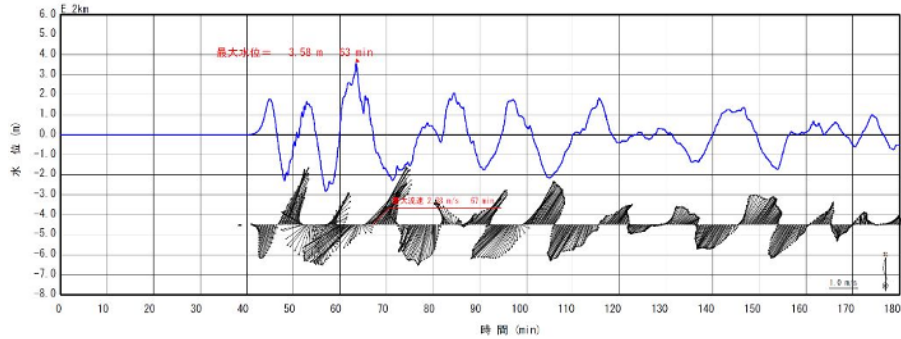
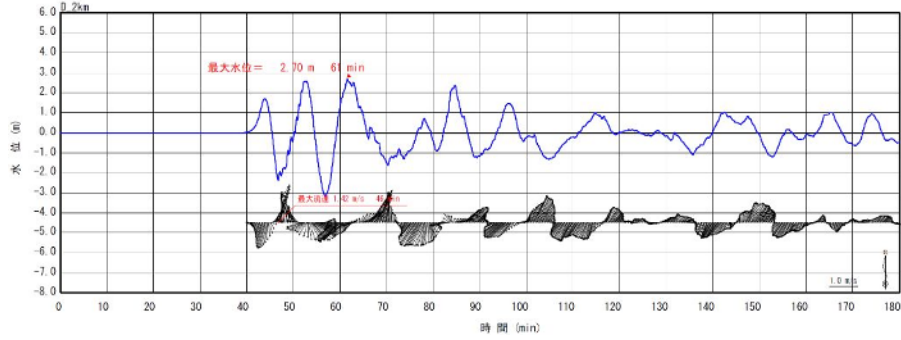
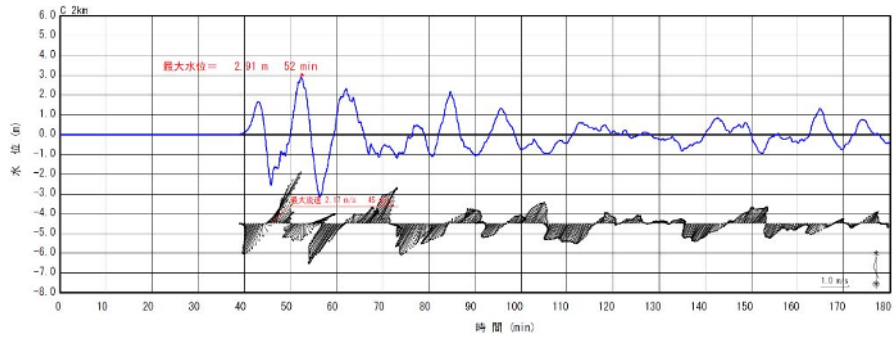


図-2-5-16 (3/4) 沿岸域において抽出した地点の水位、流向、流速

地点 10  
 (最大水位 : 2.70m 最大流速 : 1.42m/s)



地点 11  
 (最大水位 : 2.91m 最大流速 : 2.17m/s)



地点 12  
 (最大水位 : 3.87m 最大流速 : 1.37m/s)

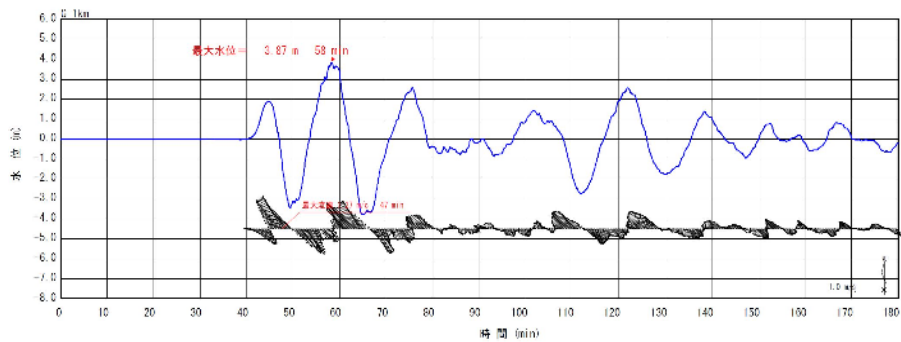


図-2-5-16 (4/4) 沿岸域において抽出した地点の水位、流向、流速

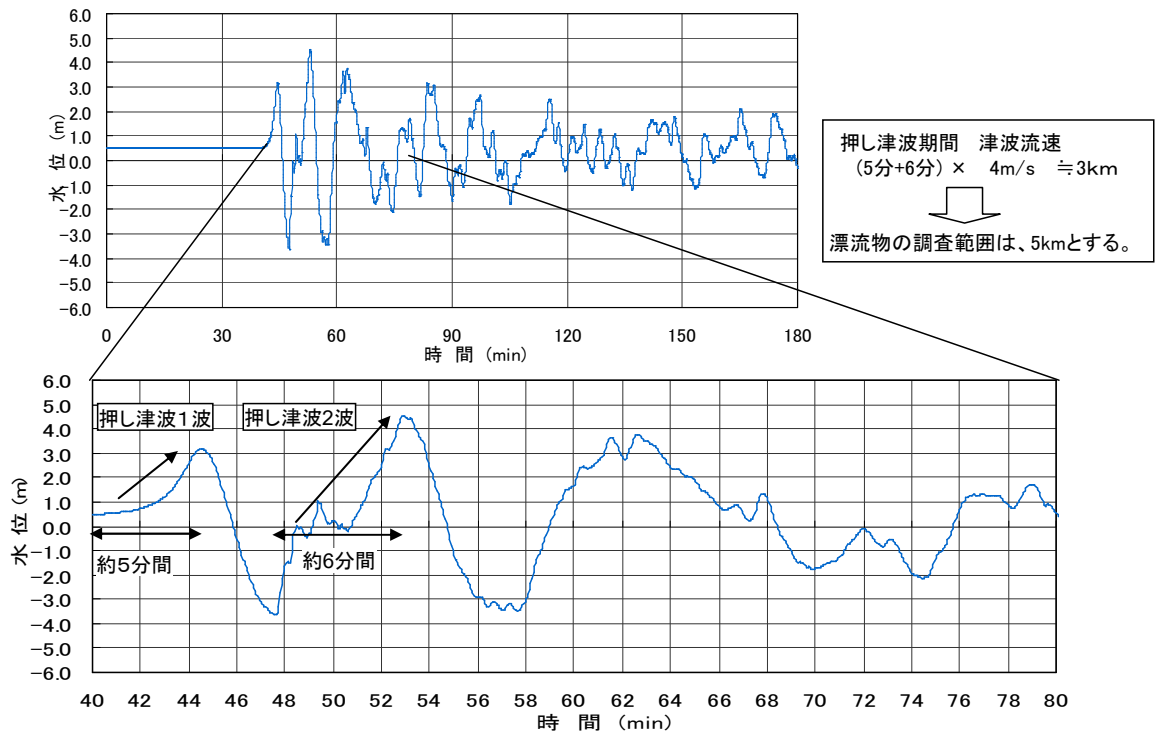


図-2-5-17 漂流物調査範囲の考え方について

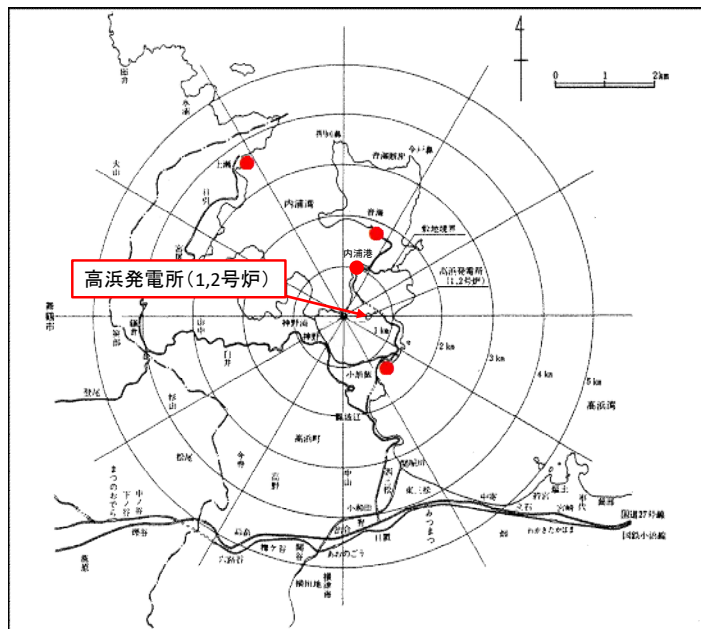


図-2-5-18 高浜発電所敷地付近地図（港湾施設及び漁港の位置）

(c) 発電所構外における漂流物となる可能性のある施設・設備等の抽出

1. 漂流物となる可能性のある施設・設備等の抽出範囲の選定

発電所周辺約5kmの範囲（図-2-5-19）について、「福井県における津波シミュレーション結果について 津波最大浸水深図（高浜町別図）平成24年9月3日」（以下「高浜町津波ハザードマップ」という。）により示される浸水域に、施設・設備等の有無を考慮して抽出範囲を赤枠で示した。赤枠で示した範囲内について漂流物となる可能性のある施設・設備等を抽出する。網羅的に調査した結果を漂流の可能性のある施設・設備として取り纏めた（図-2-5-20～図-2-5-21, 表-2-5-3～表-2-5-5）。

なお、高浜町津波ハザードマップと同じ波源（若狭海丘列付近断層）である高浜発電所津波シミュレーション結果から、音海地区における最高津波水位はT.P.+4.5m～5.0m程度となり、音海地区の敷地高さがT.P.+1.7m程度であることを考慮すると、音海地区の津波浸水深さは2.8m～3.3m程度と想定できる。これは、高浜町津波ハザードマップにて示される津波浸水深さとほぼ同等の結果であることから、抽出範囲として妥当と考える。

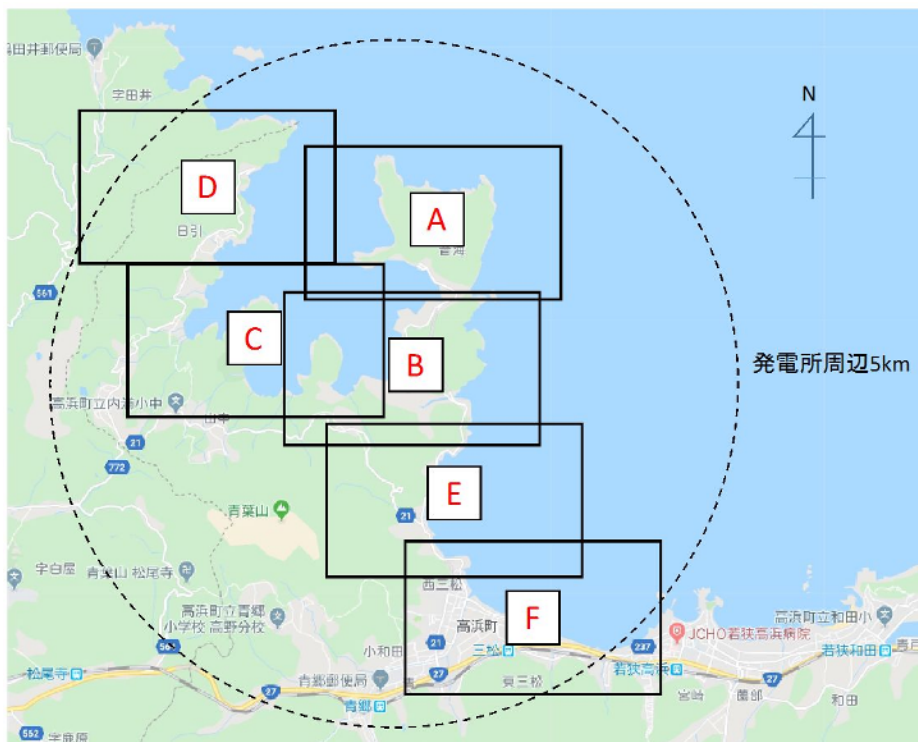
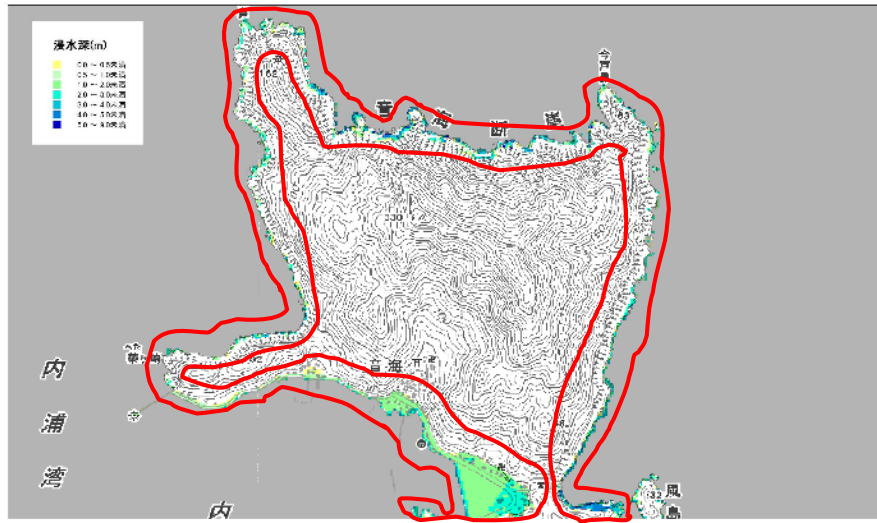


図-2-5-19 発電所周辺約5kmの範囲

A



B



C

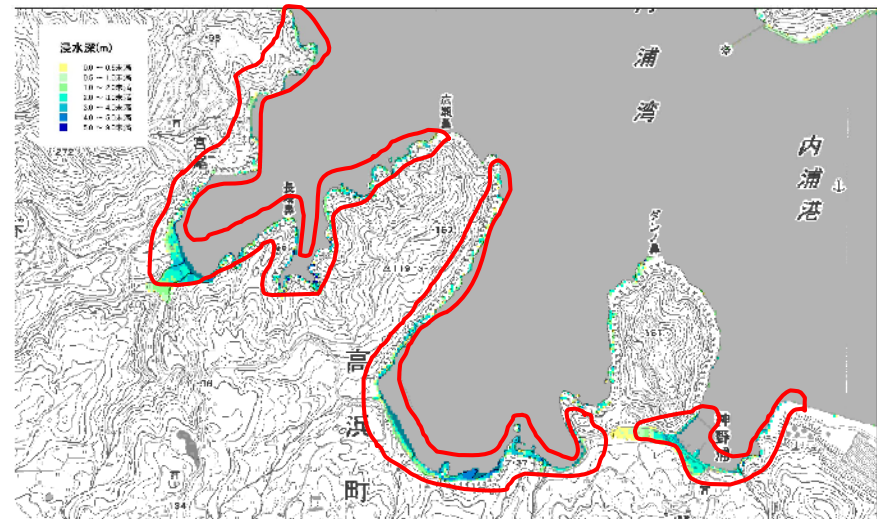
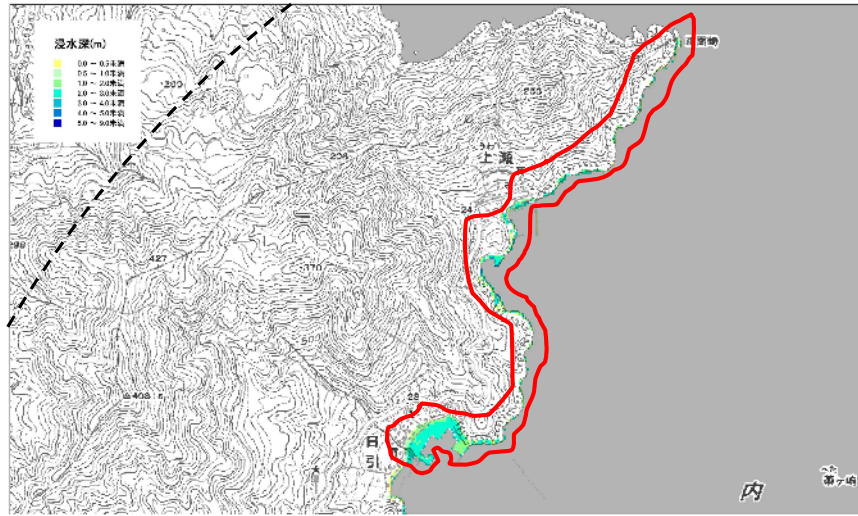
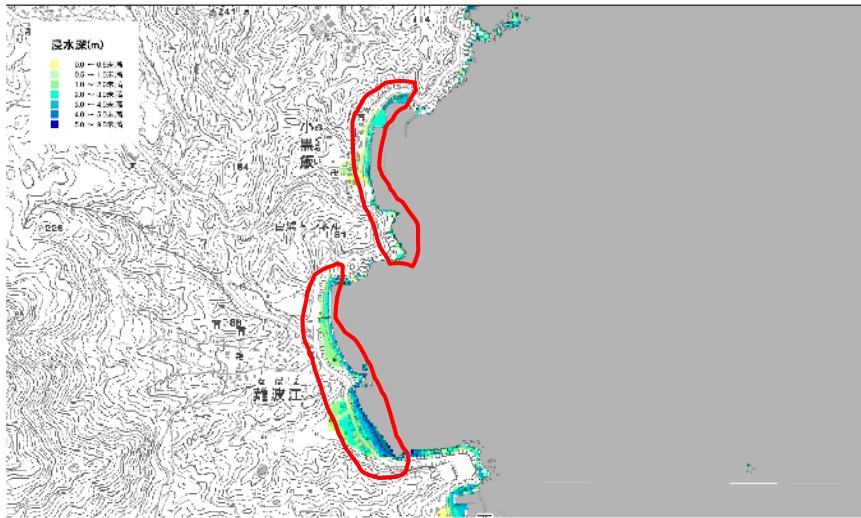


図-2-5-20 (1/2) 高浜町津波ハザードマップ

D



E



F

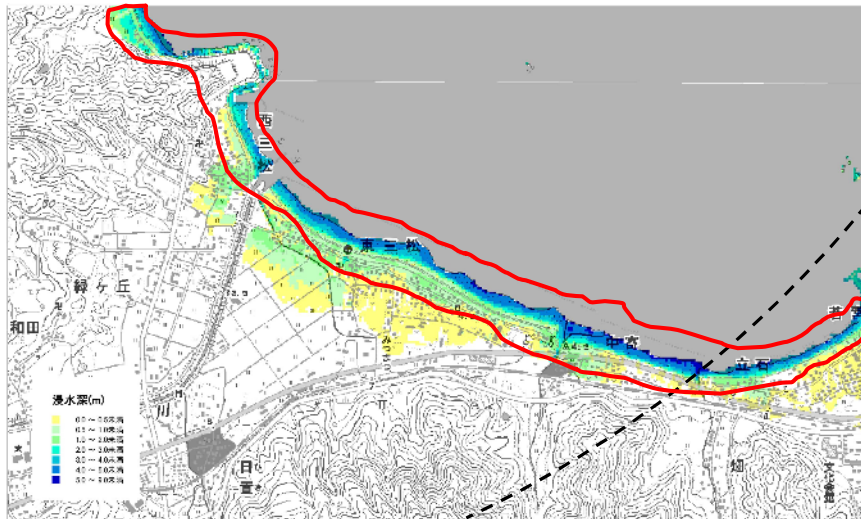
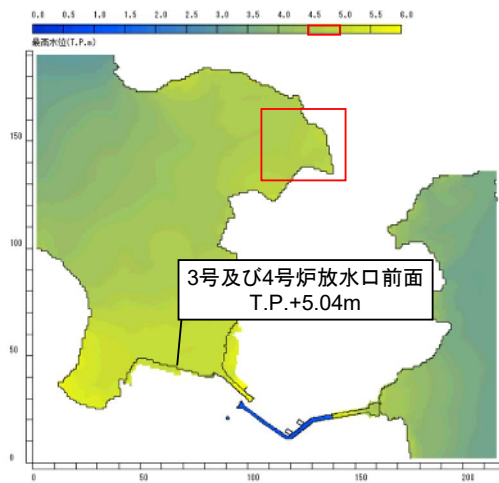


図-2-5-20(2/2) 高浜町津波ハザードマップ



**【波源】**

断層:若狭海丘列付近断層(福井県)  
 海底地すべり:エリアB(Kinematic)  
 地すべり開始時間t:78秒

**【計算条件】**

周辺陸域:完全反射条件  
 計算潮位:上昇側T.P.+0.49m  
 評価潮位:上昇側T.P.+0.49m  
 取水路防潮ゲート:両系列 閉

図-2-5-21 高浜発電所津波シミュレーション結果

ロ. 漂流物となる可能性のある施設・設備等の抽出

漂流物としては主に、津波漂流物対象施設設計ガイドライン（以下「漂流物ガイドライン」という。）にて示される船舶、車両、コンテナ及び木材が考えられる。これらを対象漂流物として、公開データを確認するとともに、漂流物ガイドラインにて示される漂流物以外のものについても公開データを確認する。なお、定期的実施する津波漂流物の確認を踏まえ、公開データにより抽出した施設・設備等の現場確認を行うとともに、それ以外の漂流物となる可能性のある施設・設備等を整理する。

①漂流物ガイドラインにて示される施設・設備等の公開データによる抽出

漂流物ガイドラインにて示される対象漂流物である船舶、車両、コンテナ、木材を抽出項目として設定し、公開データを確認した（表-2-5-3）。

表-2-5-3 漂流物ガイドラインにて示される対象漂流物の確認結果

抽出項目	公開データ	確認結果
船舶（漁船）	市町村基本データ	高浜町に動力船、船外機付船、無動力船の存在が確認される
車両	人口統計ラボ	車両が存在すると想定される
コンテナ	市町村基本データ	高浜町にはコンテナを多数扱う施設はないことから、多数のコンテナは存在しないと想定される。
木材	市町村基本データ	高浜町には木材を多数扱う製材所等が無いことから、多数の木材は存在しないと想定される

②漂流物ガイドラインにて示される施設・設備等以外の公開データによる抽出

漂流物ガイドラインにて示される対象漂流物以外についても公開データより網羅的に抽出を行い、施設・設備等を抽出した（表-2-5-4）。

表-2-5-4 漂流物ガイドラインにて示される対象漂流物以外の確認結果

公開データ	公開データにて抽出した施設・設備等	確認結果
市町村基本データ	音海漁港 上瀬漁港 神野浦漁港 小黑飯漁港	高浜町には漁港が存在することから、漁具、魚網の存在が想定される
人口統計ラボ	家屋	家屋が存在すると想定される

③現場ウォークダウンによる抽出結果

現場ウォークダウンにより、①②にて抽出した施設・設備等の現場確認を行うとともに、それ以外の漂流物となる可能性のある施設・設備等を抽出した（表-2-5-5）。



表-2-5-5 現場ウォークダウンによる抽出結果

現場ウォークダウンにて抽出した施設・設備等	抽出した位置	数量
船舶 ・ 漁船 ・ 輸送船	内浦湾 内浦湾以外 内浦港	1 隻 (10t) 約 120 隻 (10t) 15 隻 (10t) 1 隻 (5000t)
車両 (一般車両)	音海地区 神野浦地区 日引地区 上瀬地区 内浦港	多数
家屋、建物	音海地区 神野浦地区 日引地区 上瀬地区 内浦港	多数
その他 ・ 浮き筏 ・ 防波堤	音海地区 神野浦地区 日引地区 上瀬地区 内浦港	165 床 (1t) 多数

ハ. 発電所構外における漂流物となる可能性のある施設・設備等の抽出結果の集約

抽出結果を以下の通り集約した以下の通り集約した(表-2-5-6、図-2-5-22)。なお、施設・設備等については、ウォークダウンを実施し漂流物の評価への影響がないことを確認している。

表-2-5-6 発電所構外における漂流物となる可能性のある施設・設備等の抽出結果

施設・設備等	種類	状況	場所	数量	重量 (概数)	備考
漁船	船舶	停泊・航行	内浦港	1 隻	10t	
				約 120 隻	10t	
輸送船			小黒飯地区	約 15 隻	10t	
			内浦港	1 隻	5000t 未満	
家屋 (建物)	木造建屋	設置	音海地区	多数	—	
家屋 (建物)	鉄筋コンクリート造建屋		神野浦地区	多数	—	
防波堤	防波堤		日引地区	多数	—	
車両	車両		上瀬地区	多数	—	
浮き筏	その他	設置	内浦港	約 165 床	約 1t	

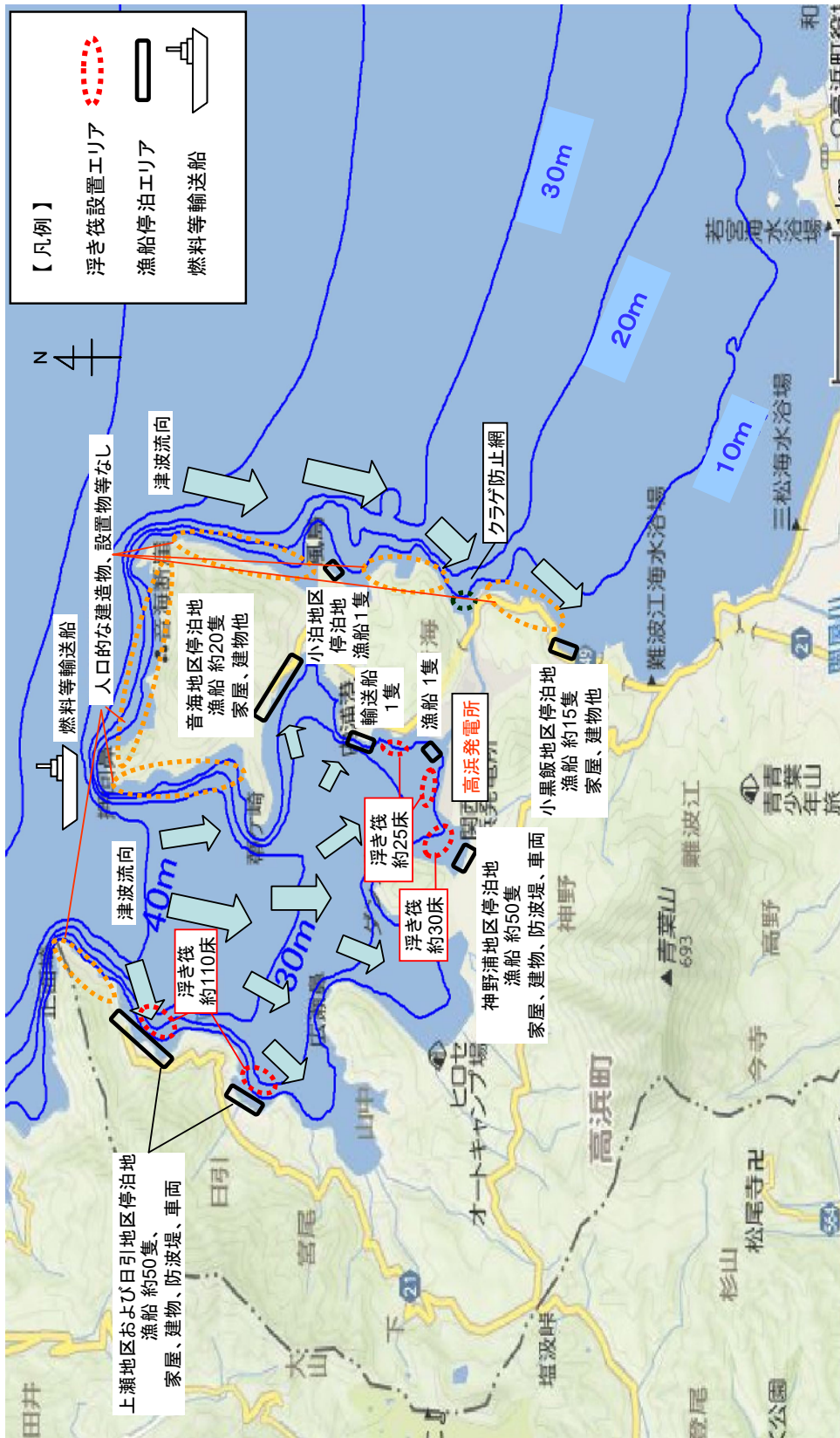


図-2-5-22 発電所構外における漂流物となる可能性のある施設・設備等の抽出結果

(d) 発電所構外における漂流物となる可能性のある施設・設備等の抽出

1. 漂流物となる可能性のある施設・設備等の抽出範囲の選定

発電所構内の敷地において、津波シミュレーション結果から浸水する範囲を抽出範囲として選定する（図-2-5-23～図-2-5-24）。

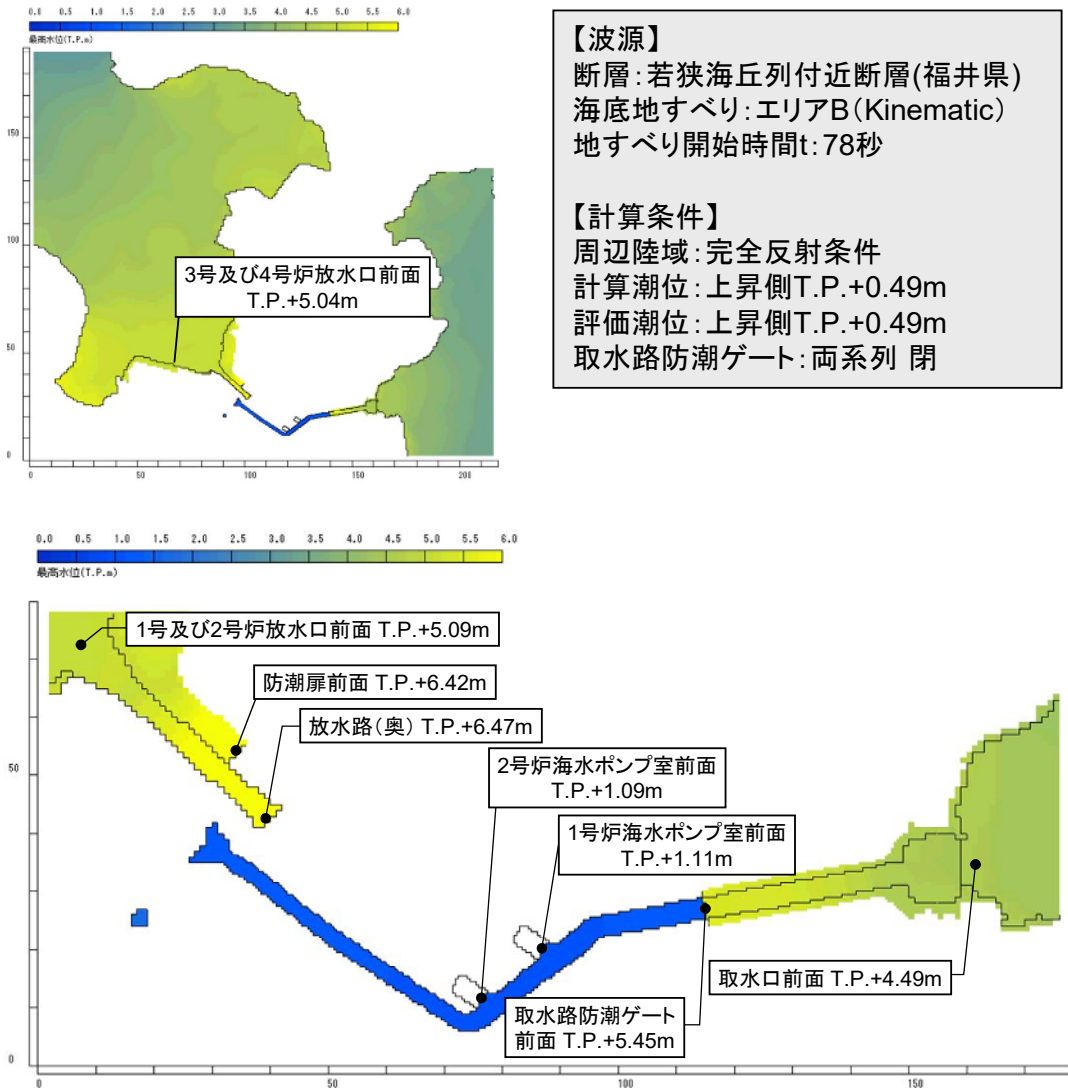


図-2-5-23 発電所構内の敷地において、津波シミュレーション結果から浸水する範囲

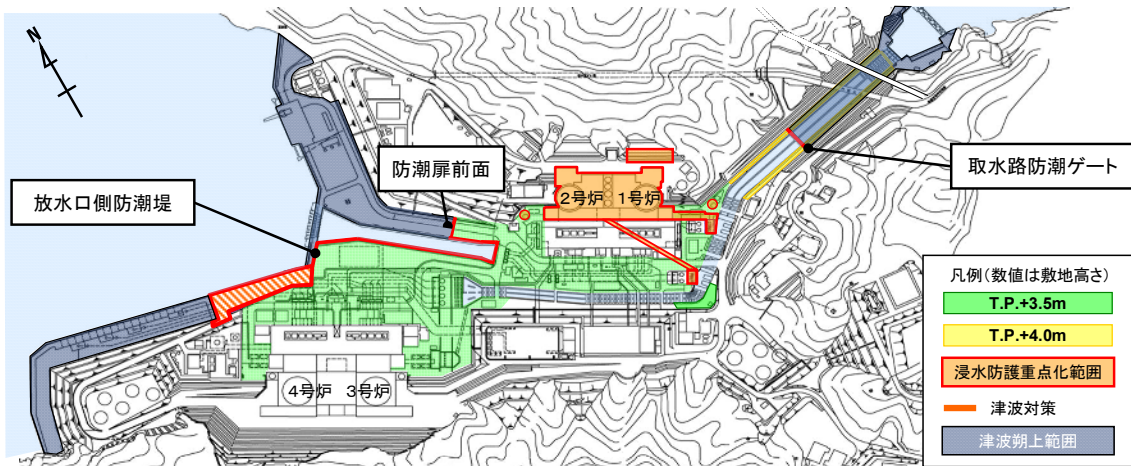


図-2-5-24 高浜発電所 津波遡上範囲

ロ. 漂流物となる可能性のある施設・設備等の抽出範囲の抽出

構内配置図により、津波シミュレーション結果から浸水する範囲において漂流物となる可能性のある施設・設備等を抽出する。また、構内配置図では確認できない施設・設備等については現場ウォークダウンにより抽出する。

①構内配置図による抽出

構内配置図に赤枠で示した津波遡上範囲に対して、漂流物となる可能性のある施設・設備等を抽出した。

②現場ウォークダウンによる抽出

現場ウォークダウンにより、①にて抽出した施設・設備等について現場確認を行うと共に、構内配置図上では確認できない漂流物となる可能性のある施設・設備等を抽出した。

また、物揚岸壁に停泊する可能性のある燃料等輸送船については、漂流物となる可能性のある船舶として整理した（図-2-5-25～図-2-5-28）。

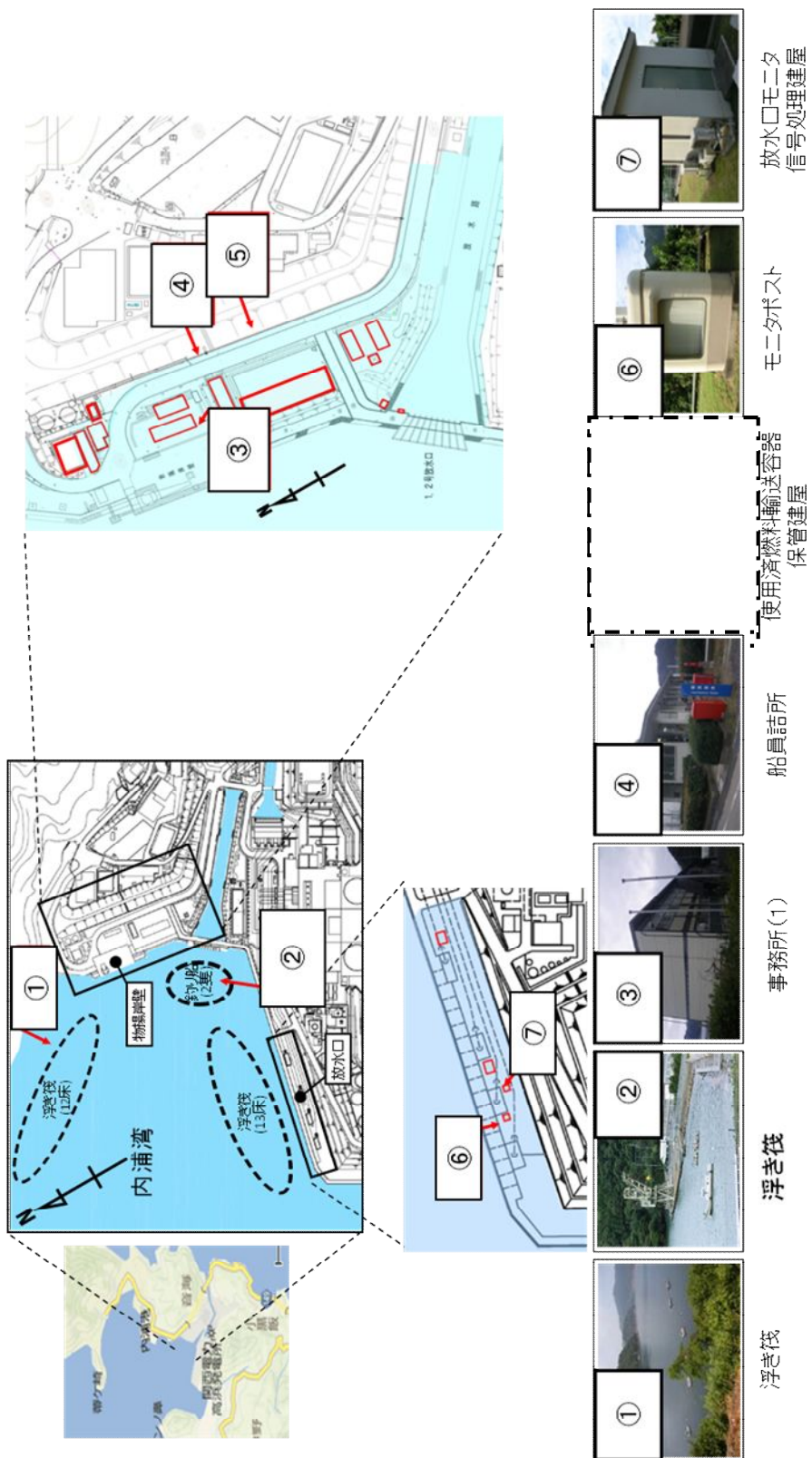


図-2-5-25 放水口側（物揚岸壁付近）の協力会社事務所等構築物

一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

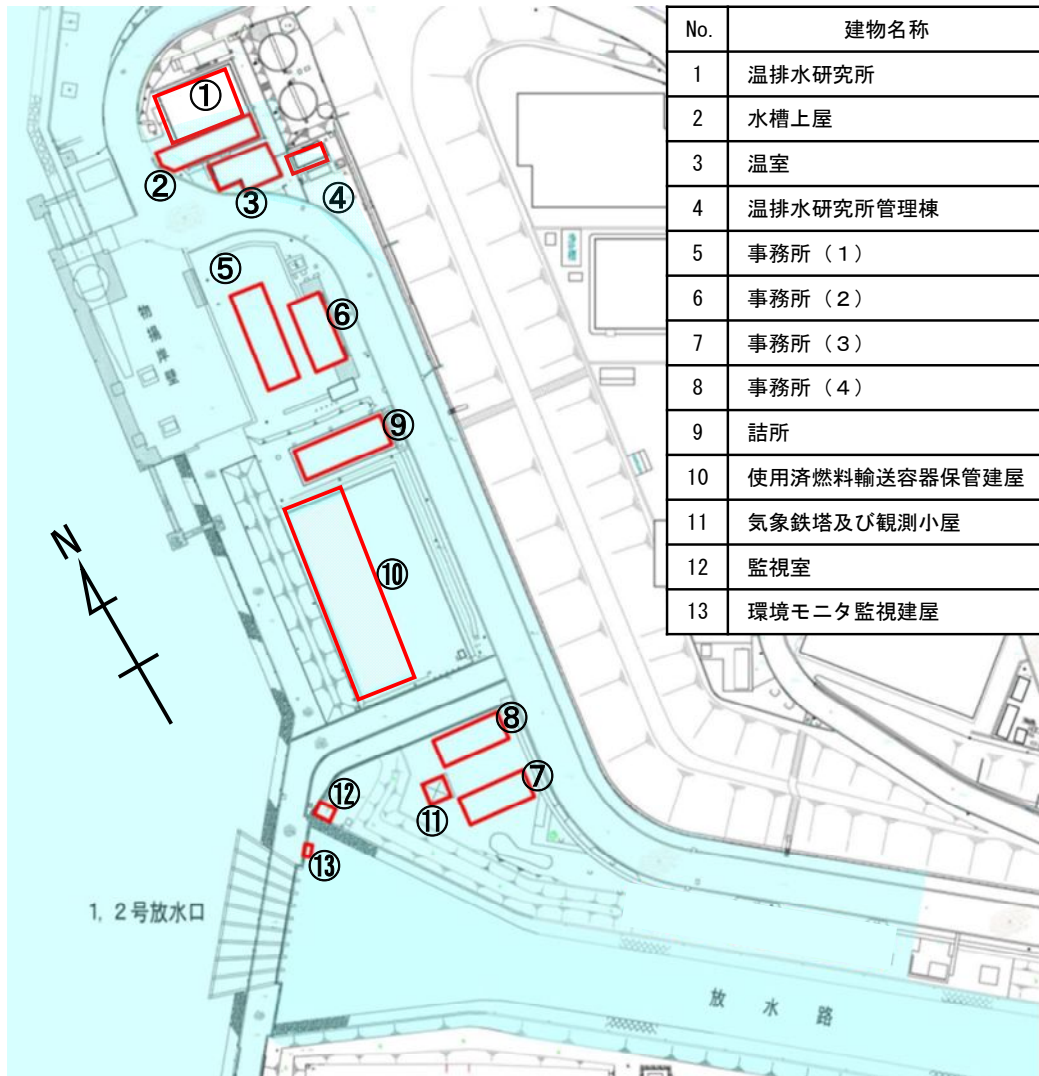


図-2-5-26 放水口側（物揚岸壁付近）の協力会社事務所等構築物

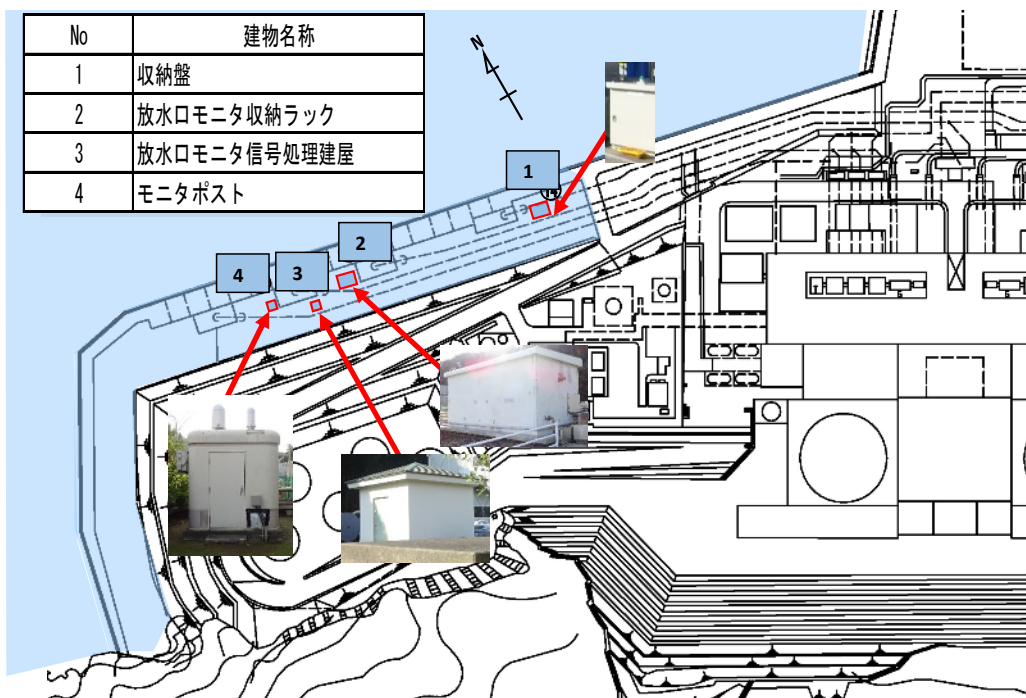
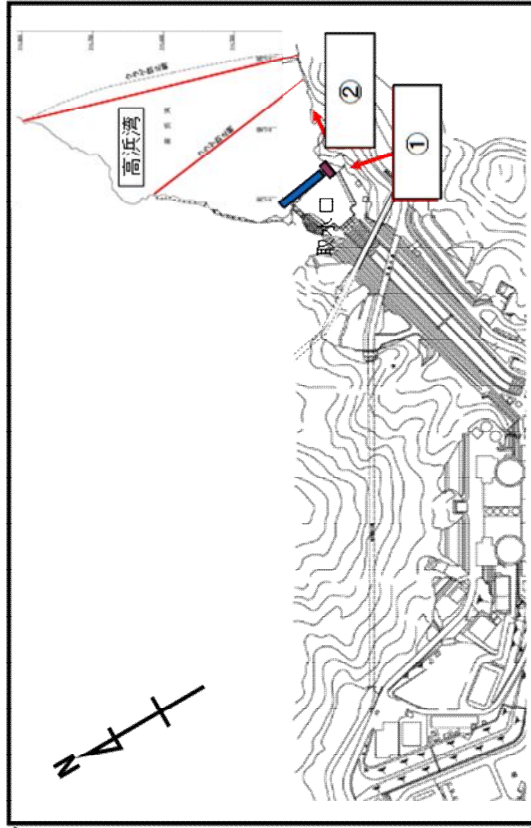


図-2-5-27 放水口側（3号及び4号炉放水口付近）の協力会社事務所等構築物



平成26年8月時点



クラゲ防止網



門型クレーン  
ロータリーレーキ

図-2-5-28 敷地周辺の漂流物調査結果（発電所敷地内及び取水口近傍）

ハ. 発電所構内における漂流物となる可能性のある施設・設備等の抽出結果の集約

抽出結果を以下の通り集約した以下の通り集約した(表-2-5-7)。なお、施設・設備等については、ウォークダウンを実施し漂流物の評価への影響がないことを確認している。

表-2-5-7 発電所構内における漂流物となる可能性のある施設・設備等の抽出結果

場所	No	構内配置図及び現場ウォークダウンにて抽出した施設・設備等	種類	数量	重量	備考	
放水口側	1	燃料等輸送船	船舶	1隻	5000t未満		
	2	岸壁クレーン	鉄骨構造	1	約400t		
	3	気象鉄塔及び観測小屋	鉄骨構造	1	約7t		
	4	使用済燃料輸送容器保管建屋	鉄筋コンクリート造	1	約9000t		
	5	協力会社事務所等	協力会社事務所	鉄骨造もしくは軽量鉄骨構造	4	約650t	
	6		温排水研究所		1	約3t	
	7		水槽上屋		1	約100t	
	8		温室、温排水研究所管理棟		1	約120t	
	9		詰所		1	約100t	
	10		監視室		1	約5t	
	11		環境モニタ監視建		1	約5t	
	12		その他構築物等		外灯	その他	
	13	ポール(消防ホース用)		その他	多数	約1t	
	14	PPフェンス		その他	多数	約1t	
	15	PPゲート		その他	多数	約1t	
	16	植林		その他	多数	約1t	
	17	燃料輸送容器		その他	一式	約100t	
	18	LLW輸送容器		その他	一式	約1.2t	
	19	車両等		一般車両	車両	多数	約1~2t
	20		仮設資材	その他	多数	約1t	
	21		燃料輸送車両	車両	一式	約43t	
	22		LLW輸送車両	車両	一式	約10.8t	
	23		LLW輸送車両(輸送容器含む)	車両	一式	約13.2t(+ウエイト)	
3,4号炉 放水口付近	1	3,4号放水口モニタ信号処理建屋	鉄筋コンクリート造	1	約26t		
	2	モニタポスト	鉄骨造	1	約7t		
	3	1,2号放水口 モニタ収納ラック等	放水口モニタ収納ラック	軽量鉄骨構造	1	約5t	
	4		収納盤	軽量鉄骨構造	1	約1t	
取水口側	1	取水口門型クレーン	鉄骨構造	1	約70t		
	2	取水口ロータリーレーキ	鉄骨構造	9	約9t		
	3	クラゲ防止網	ブイ	定置網等	一式	約30t	
	4		クラゲ防止網	定置網等	2		
	5		固定ブロック	定置網等	一式		約3.5t

(e) 漂流物となる可能性のある施設・設備等の評価

(c)、(d) にて抽出した漂流物となる可能性のある施設・設備に対して、以下の通り個別に評価を実施した。

4. 当該施設・設備等の漂流物となる可能性の評価

重量物であり沈降するか、または漂流物となるかの評価を実施した。

① 発電所構外における評価（表-2-5-8）

①-1 船舶（漁船、輸送船）

漁船、輸送船については大きな浮力を有していることから、漂流物となる可能性は否定できない。

①-2 木造建屋

地震または津波の波力で壊れる可能性があり、破壊された構造物（木材）は漂流物となる可能性は否定できない。

①-3 鉄筋コンクリート造建屋

地震により仮に破損したとしても、構造物本体（鉄骨、コンクリート）は重量物であり漂流物とはならない。

①-4 防波堤

地震により仮に破損したとしても、重量物であり漂流物とはならない。

①-5 車両

内部に空気層があるため、浮遊を考慮した場合、漂流物となる可能性は否定できない。

①-6 その他（浮き筏）

比較的軽量の漁具等については、漂流物となる可能性は否定できない。

② 発電所構内における評価（表-2-5-9）

②-1 船舶（燃料等輸送船）

燃料等輸送船については大きな浮力を有していることから、漂流物となる可能性は否定できない。

②-2 機器類（岸壁クレーン、気象鉄塔、取水口門型レーキ、取水口ロータリーレーキ等）

地震により仮に破損したとしても、構造物本体（金属類）は重量物であり漂流物とはならない。

②-3 鉄筋コンクリート造建屋

地震により仮に破損したとしても、構造物本体（鉄骨、コ

ンクリート)は重量物であり漂流物とはならない。

#### ②-4 鉄骨造建屋

地震または津波の波力で壊れる可能性があり、破壊された構造物(外装材、軽量の建屋保管物)は漂流物となる可能性は否定できない。

#### ②-5 車両(一般車両、仮設資材、燃料輸送車両、LLW輸送車両、LLW輸送車両(輸送容器含む))

一般車両及び仮設資材は、内部に空気層があるため、浮遊を考慮した場合、漂流物となる可能性は否定できない。

燃料輸送車両及びLLW輸送車両は、重量物であり漂流物とはならない。また、LLW輸送車両(輸送容器含む)については、浮力を上回るようウェイトを積載する対策を実施することで重量物とすることから漂流物とはならない(補足資料)。なお、燃料輸送車両及びLLW輸送車両は漂流物とならないものの、可能な範囲で、津波が到達しない場所へ退避する方針とする。

#### ②-6 定置網等

定置網等を固定する金属類、固定ブロック、ワイヤー及び碇は重量物であり、漂流物とはならない。また、ブイ・ロープ及び網については、切断され漂流物となる可能性は否定できない。

#### ②-7 その他(外灯、ポール、PPフェンス、PPゲート、植林、燃料輸送容器、LLW輸送容器)

外灯、ポール、PPフェンス、PPゲート等を構成する部材は比較的軽量であり、また切断され漂流物となる可能性は否定できない。

植林は、海水より比重が小さいことから漂流物となる可能性は否定できない。

燃料輸送容器は、重量物であり漂流物とはならない(補足資料)。

LLW輸送容器はLLW輸送車両に固縛されており、LLW輸送車両(輸送容器含む)に浮力を上回るようウェイトを積載する対策を実施することで重量物とすることから、漂流物とはならない(補足資料)。

なお、燃料輸送容器及びLLW輸送容器は、輸送車両に積載されている場合は、輸送車両退避の方針に準ずる。

表-2-5-8 当該施設・設備等の漂流物となる可能性の評価結果

発電所構外

評価 番号	施設・設備等	種類	状況	場所	数量	重量 (概数)	評価	フロー 結果
①-1	漁船	船舶	停泊・航行	内浦港	1隻	10t	漂流物となる可能性が否定できないため、次フローで評価する	A以外
					約120隻	10t		
	小黒飯地区			約15隻	10t			
	内浦港			1隻	5000t未満			
①-2	家屋(建物)	木造建屋	設置	音海地区 神野浦地区 日引地区 上瀬地区 内浦港	多数	—	漂流物となる可能性が否定できないため、次フローで評価する	A以外
①-3	家屋(建物)	鉄筋コンクリート造建屋			多数	—	重量物であり漂流物とならない	A
①-4	防波堤	防波堤			多数	—	重量物であり漂流物とならない	A
①-5	車両	車両			駐車・走行	多数	—	漂流物となる可能性が否定できないため、次フローで評価する
①-6	浮き筏	その他	設置	内浦港	約165床	約1t	漂流物となる可能性が否定できないため、次フローで評価する	A以外

表-2-5-9 当該施設・設備等の漂流物となる可能性の評価結果

発電所構内

評価番号	場所	No	施設・設備等	種類	数量	重量	評価	フロー結果	
②-1	放水口側	1	燃料等輸送船	船舶	1隻	5000t 未満	漂流物となる可能性が否定できないため、次フローで評価する	A以外	
②-2		2	岸壁クレーン	鉄骨構造	1	約400t	重量物であり漂流物とならない	A	
②-3		3	気象鉄塔及び観測小屋	鉄骨構造	1	約7t			
②-3		4	使用済燃料輸送容器保管建屋	鉄筋コンクリート造	1	約9000t	重量物であり漂流物とならない	A	
②-4		5	協力会社事務所等	協力会社事務所	鉄骨造もしくは軽量鉄骨構造	4	約650t	漂流物となる可能性が否定できないため、次フローで評価する	A以外
		6		温排水研究所		1	約3t		
		7		水槽上屋		1	約100t		
		8		温室、温排水研究所管理棟		1	約120t		
		9		詰所		1	約100t		
		10		監視室		1	約5t		
		11		環境モニタ監視建		1	約5t		
②-7		12	その他構築物等	外灯	その他	多数	約1t	漂流物となる可能性が否定できないため、次フローで評価する	A以外
		13		ポール(消防ホース用)	その他	多数	約1t		
		14		PPフェンス	その他	多数	約1t		
		15		PPゲート	その他	多数	約1t		
		16		植林	その他	多数	約1t		
		17		燃料輸送容器 <sup>※1</sup>	その他	一式	約100t		
18		LLW輸送容器 <sup>※1</sup>	その他	一式	約1.2t	重量物であり漂流物とならない。			
②-5	19	車両等	一般車両	車両	多数	約1~2t	漂流物となる可能性が否定できないため、次フローで評価する	A以外	
	20		仮設資材	その他	多数	約1t			
	21		燃料輸送車両 <sup>※2</sup>	車両	一式	約43t			
	22		LLW輸送車両 <sup>※2</sup>	車両	一式	約10.8t	重量物であり漂流物とならない	A	
	23		LLW輸送車両 <sup>※2</sup> (輸送容器含む)	車両	一式	約13.2t(+ウエイト)			
②-3	3,4号炉放水口付近	1	3,4号放水口モニタ信号処理建屋	鉄筋コンクリート造建屋	1	約26t	重量物であり漂流物とならない	A	
②-4		2	モニタポスト	鉄骨造	1	約7t	漂流物となる可能性が否定できないため、次フローで評価する	A以外	
		3	1,2号放水口モニタ収納ラック	軽量鉄骨構造	1	約5t			
		4	等 収納盤	軽量鉄骨構造	1	約1t			
②-2	取水口側	1	取水口門型クレーン	機器類(鉄骨構造)	1	約70t	重量物であり漂流物とならない	A	
②-2		2	取水口ロータリーレーキ	機器類(鉄骨構造)	9	約9t			
②-6		3	クラゲ防止網	ブイ	定置網等	一式	約30t	漂流物となる可能性が否定できないため、次フローで評価する	A以外
		4		クラゲ防止網	定置網等	2			
		5		固定ブロック	定置網等	一式			

※1: 輸送車両に積載されている場合は、輸送車両退避の方針に準ずる

※2: 漂流物とならないものの、可能な範囲で敷地内の津波が到達しない場所へ避難する方針

ロ. 当該施設・設備等の津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性の評価

イ. により漂流物となる可能性が否定できないと評価されたものについて、津波の流向及び地形、設置状況、緊急退避の実効性を考慮し、津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となるかの評価を実施した。

① 発電所構外における評価

①-1 船舶（漁船）

敷地周辺に停泊する小型の漁船については、内浦湾内に放水口前1隻、放水口前以外に約120隻存在する。停泊中の船舶は、津波の流向及び設置状況から、津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。

なお、取水口側について、航行中に発電所取水口近傍で万一航行不能となり漂流する場合を想定し検討した（図-2-5-23）。

(ア) (震後53分): 取水庭内の最大水位は、震後53.05分に T.P. +4.64m 程度となり、更に高潮との重畳 (+0.49m) を考慮すると、漂流物（漁船喫水 1.9m）は、取水口ケーソン天端（T.P. +3.0m）を越えて取水路内に浸入する可能性があり、取水路に沿って取水路防潮ゲートに向かう。

(イ) (震後56分): 取水路内ではほぼ取水路に平行に流速は推移し、取水庭部の最大流速は引き波時に 4.0m/s 程度となる。

(ウ) (震後58分): 取水庭内の最低水位は震後58.20分に T.P. -3.71m となるが、非常用海水路呑み口前の水深は T.P. -6.2m であることから、漁船（喫水 1.9m）は座礁する可能性はなく、非常用海水路呑み口前に留まることはない。

(エ) (震後60分): その後（震後58.20分以後）は水位の上昇に伴い再度漂流し、それ以降も座礁することはない。

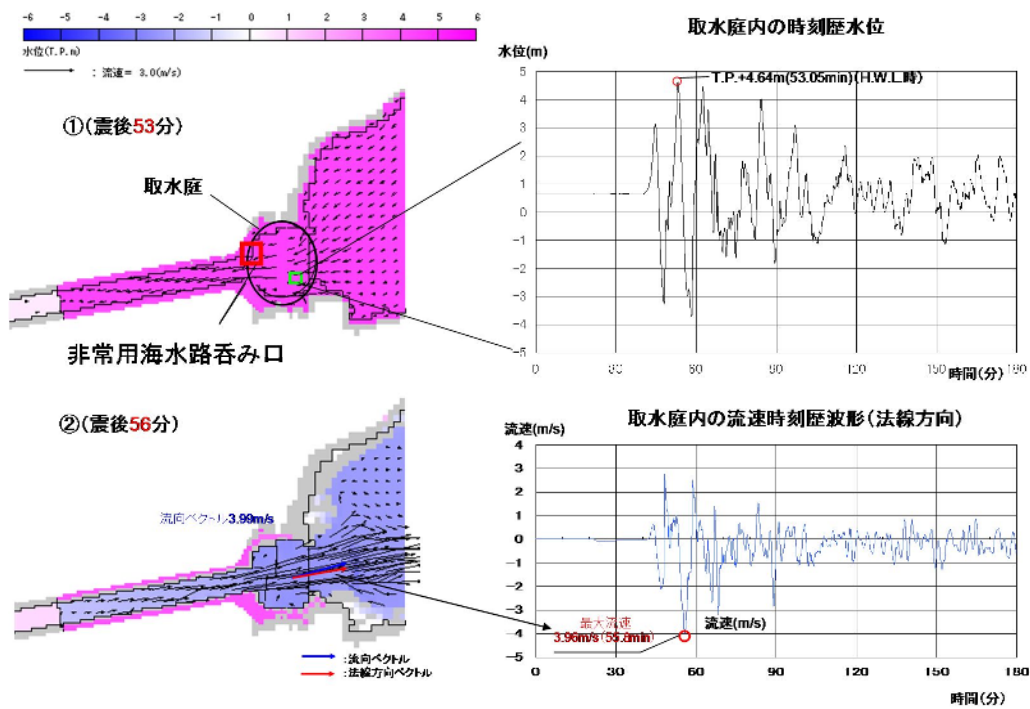


図-2-5-29 取水口付近の流速ベクトル及び時刻歴水位・時刻歴流速 (震後 53 分および震後 56 分)

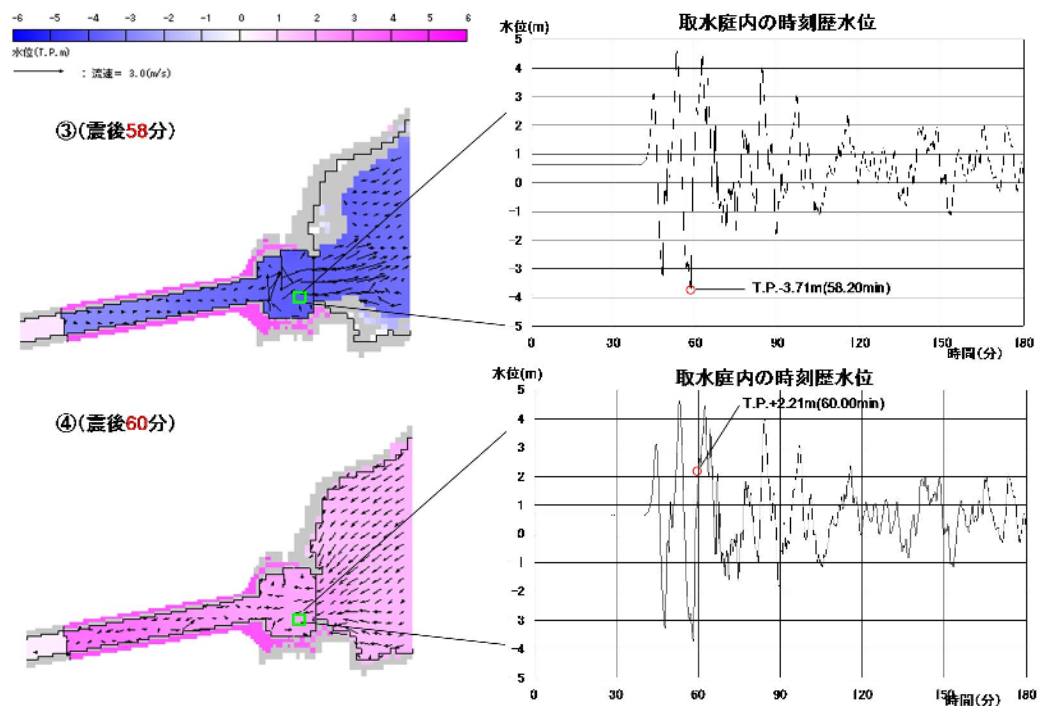


図-2-5-30 取水口付近の流速ベクトル及び時刻歴水位・時刻歴流速 (震後 53 分および震後 56 分)



以上より、航行中の漁船については、津波襲来時は沖合に退避または係留地点に戻ることを基本としているものの、万一、発電所近傍で航行不能となった場合を想定すると、津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはなる可能性は否定できない。

#### ①-2 船舶（輸送船）

取水路から 1km 以上離れて位置する内浦港に、輸送船が停泊する場合があるが、以下理由から、津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。

- ・津波の流向及び発電所周辺地形から取水路への漂流が考えにくい
- ・漂流物を積載した輸送船は、津波警報等発表時には、緊急退避（離岸）または係留強化することとしている。

#### ①-3 木造建屋

音海地区、神野浦地区、日引地区、上瀬地区、小黒飯地区、内浦港の海岸線上には人工構造物として家屋、建物があるが、津波の流向及び設置状況から、津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。

#### ①-4 車両

車両については、浮遊を考慮した場合においても津波の流向から、津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。

#### ①-5 その他（浮き筏）

発電所敷地周辺の浮き筏については放水口前に 13 床及び物揚岸壁付近に 12 床存在するが、津波の流向を考慮すると、放水口前にある浮き筏が津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性は否定できない。

また、津波流向により漂流物とならないとしているものに対して、津波襲来時における水粒子の軌跡解析を実施することにより、発電所に対する影響の有無を以下の通り確認した。

高浜発電所周辺に停泊中の漁船・家屋・建物等が漂流物となった場合を想定し、津波襲来時における挙動をシミュレーションした。波源及び計算条件を表-2-5-10 に、想定した漂流物の初期位置を図-2-5-31、津波襲来時における挙動の軌跡を図-2-5-32 に示す。

漂流物の挙動は、水粒子の軌跡と完全に一致するものではな

いが、水粒子の軌跡のほうが漂流物の挙動と比較して敏感であり、漂流物の発電所への影響を評価する上で重要な項目である流向については、十分に把握できると考えられる。また、図-2-5-32 に示す通り、水粒子の軌跡は押し波・引き波を交互に受けて、ある一定の範囲内を移動する挙動を示しており、移動の方向についても発電所に向かうような傾向を示していないことから、漂流物に作用する慣性力の影響を考慮したとしても、漂流物が発電所に影響を及ぼすような挙動を示す恐れはない。

表-2-5-10 漂流物軌跡解析の波源及び計算条件

波源	基準津波 1 (若狭海丘列付近断層+隠岐トラフ海底地すべり (エリア B) (Kinematic モデル; 78 秒ずれ))
発電所構内	遡上条件
地盤変状	なし
計算時間	地震発生後の 0 分~180 分

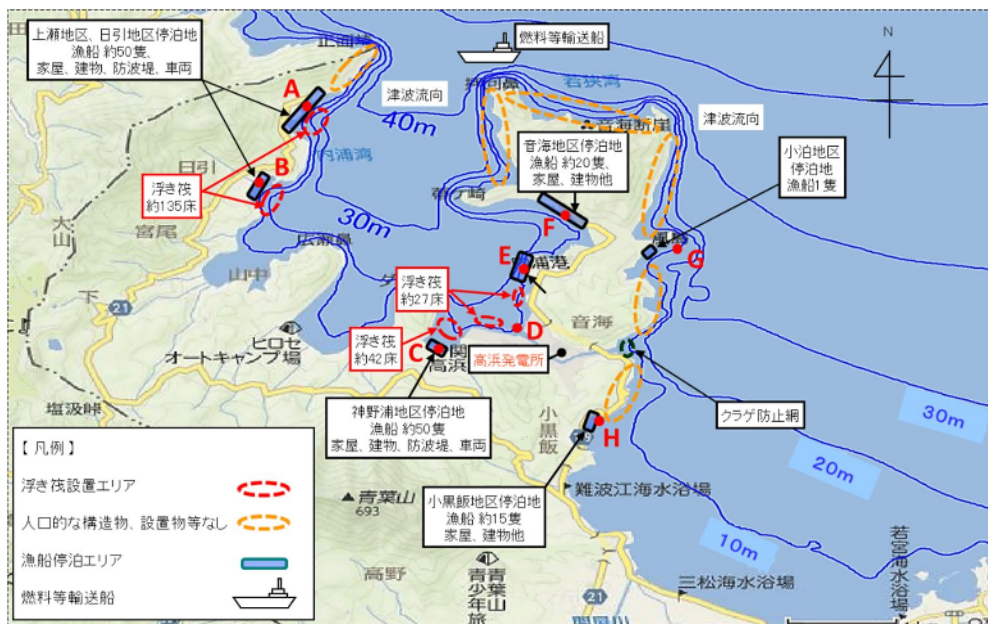


図-2-5-31 想定した漂流物の初期位置

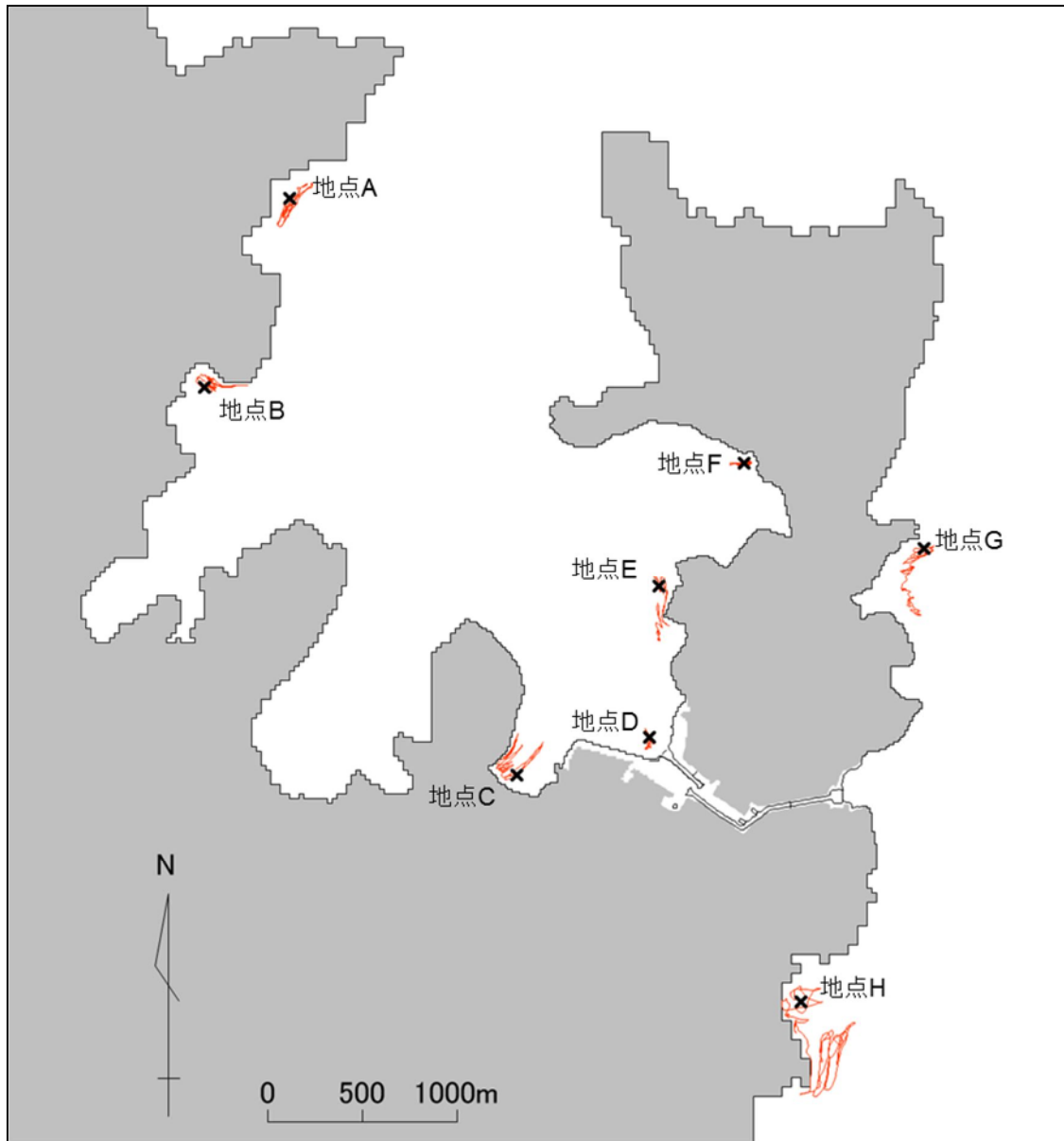


図-2-5-32 基準津波による漂流物の軌跡

② 発電所構内における評価

②-1 船舶（燃料等輸送船）

取水路から 1km 以上離れて位置する物揚岸壁には、燃料等輸送船が停泊するが、以下理由から、津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。(図-2-5-33, 34)

- ・津波流向・発電所周辺地形から取水路への漂流が考えにくい経路
- ・輸送船の岸壁への係留

- ・岸壁には防げん材が設置されており、かつ輸送船は法令（危険物船舶運送及び貯蔵規則）に基づく二重船殻構造等十分な船体強度を有する
- ・輸送物を積載した輸送船は津波警報等発表時若しくは、荷役中以外に発電所構外にて、津波と想定される潮位を観測した場合には、緊急退避（離岸）することとしており、震災以降、輸送に先立ち、緊急離岸マニュアルを整備し訓練を行い、その実効性を確認する

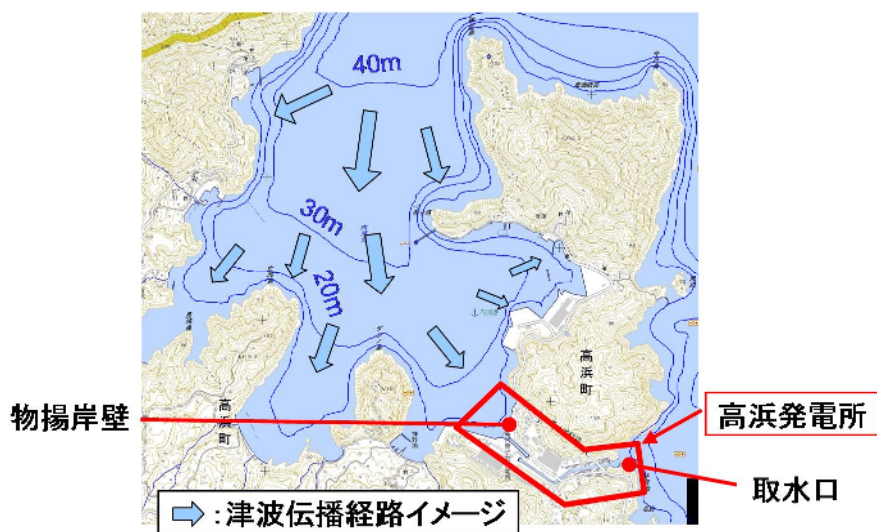
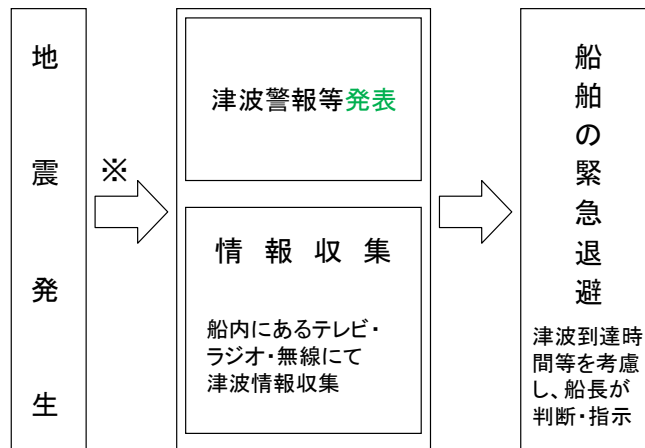


図-2-5-33 津波流向と発電所の位置関係



※荷役中の場合、作業を中断。作業員・輸送物の安全を確認

図-2-5-34 緊急退避フロー図

### ○燃料等輸送船の緊急退避

輸送物を積載した燃料等輸送船の主な輸送行程は、「物揚岸壁への接岸」～「荷役」～「物揚岸壁からの離岸」である。輸送船と輸送物の干渉がない「荷役」以外の行程は、輸送行程の大部分を占めており、津波警報等発表若しくは、発電所構外において、津波と想定される潮位を観測してから数分で緊急退避が可能である。輸送船と輸送物が干渉しうる「荷役」行程は、これよりも退避までに時間を要するが、輸送行程の中で極めて短時間であること、輸送船とクレーンの干渉回避前から係留索を取り外すなどの時間短縮により 5 分程度で退避可能であること、また、設備維持の観点から実施した訓練実績より積み上げた場合、20 分程度で退避可能であることから、物揚岸壁に接岸中の輸送船はほとんどの場合において短時間で緊急退避が可能である（図-2-5-35, 36）。

ただし、津波警報等が発表されず、かつ、荷役中に津波が襲来した場合は燃料等輸送船が緊急退避できない可能性があることから、荷役中に発電所構外にて、津波と想定される潮位を観測した場合は緊急退避しないこととする。荷役中でなければ、輸送船は数分で離岸できるため、緊急退避を行う。（図-2-5-37）

なお、数分で津波が襲来する場合または津波警報等が発表されずに襲来する津波を考慮した場合、「荷役」行程では、離岸のための荷下ろし作業中となることもあるが、以下理由から輸送船は航行不能となるとは考えられず、漂流物とはならない。

- ・ 岸壁に係留
- ・ 津波高さと喫水高さの関係から岸壁を越えず留まる
- ・ 岸壁には防げん材が設置されており、かつ輸送船は法令（危険物船舶運送及び貯蔵規則）に基づく二重船殻構造等十分な船体強度を有する

また、津波警報等が発表されないで襲来する津波を考慮した場合、係留時以外の状況では、接岸時や離岸の準備中となることもあるが、以下理由から輸送船は航行不能となるとは考えられず、漂流物とはならない（補足資料）。

- ・ 岸壁付近での輸送船は着底した場合においても転覆に至ることはない
- ・ 岸壁には防げん材が設置されており、かつ輸送船は法令（危険物船舶運送及び貯蔵規則）に基づく二重船殻構造等十分な船体強度を有する
- ・ 津波の最大流速に対して十分な性能を有する

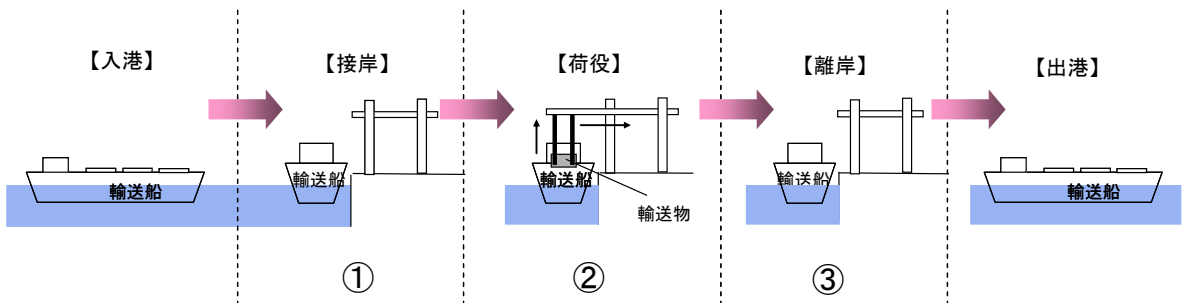


図-2-5-35 輸送行程・緊急退避のイメージ

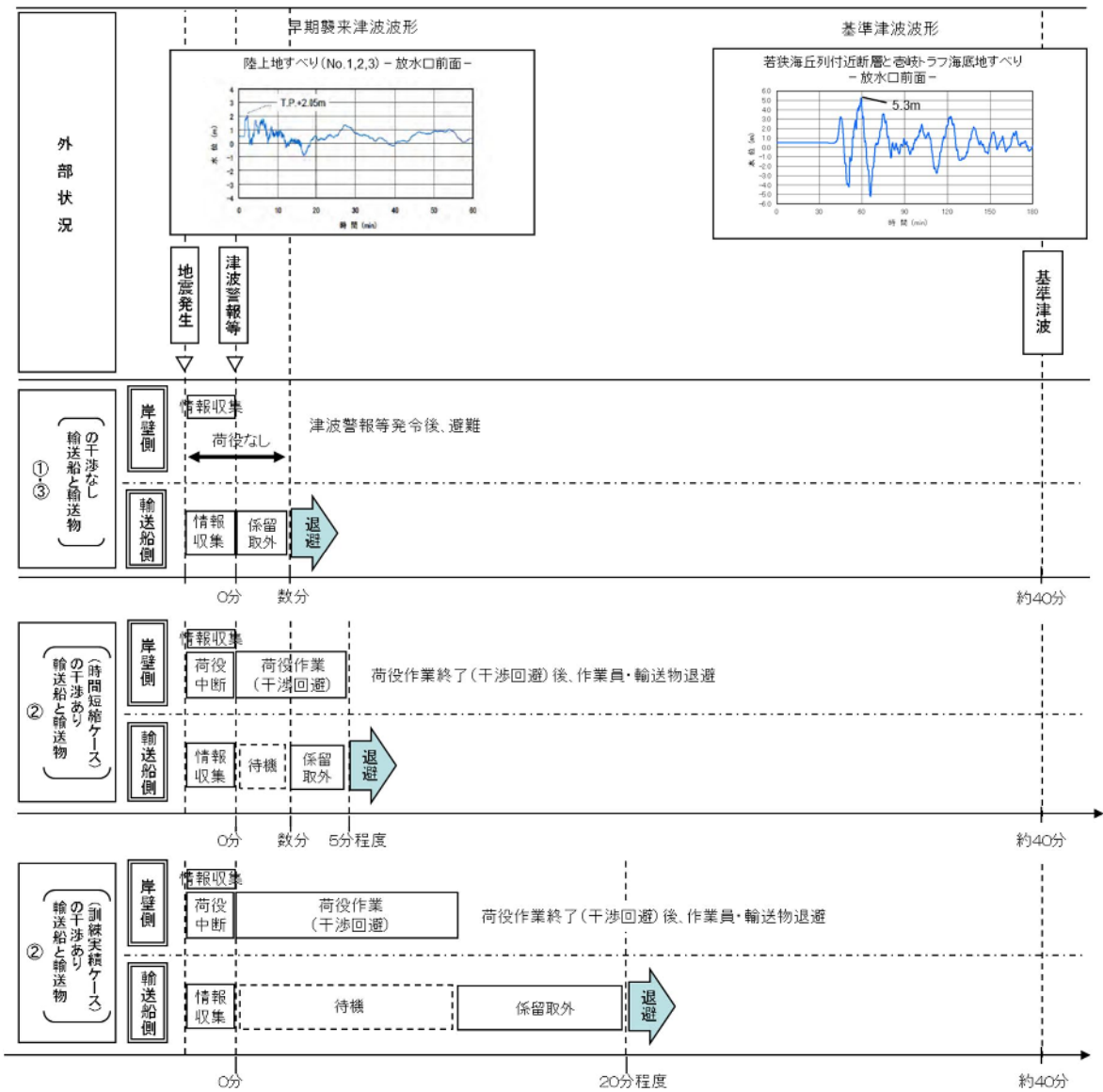


図-2-5-36 津波襲来と緊急退避時間イメージ

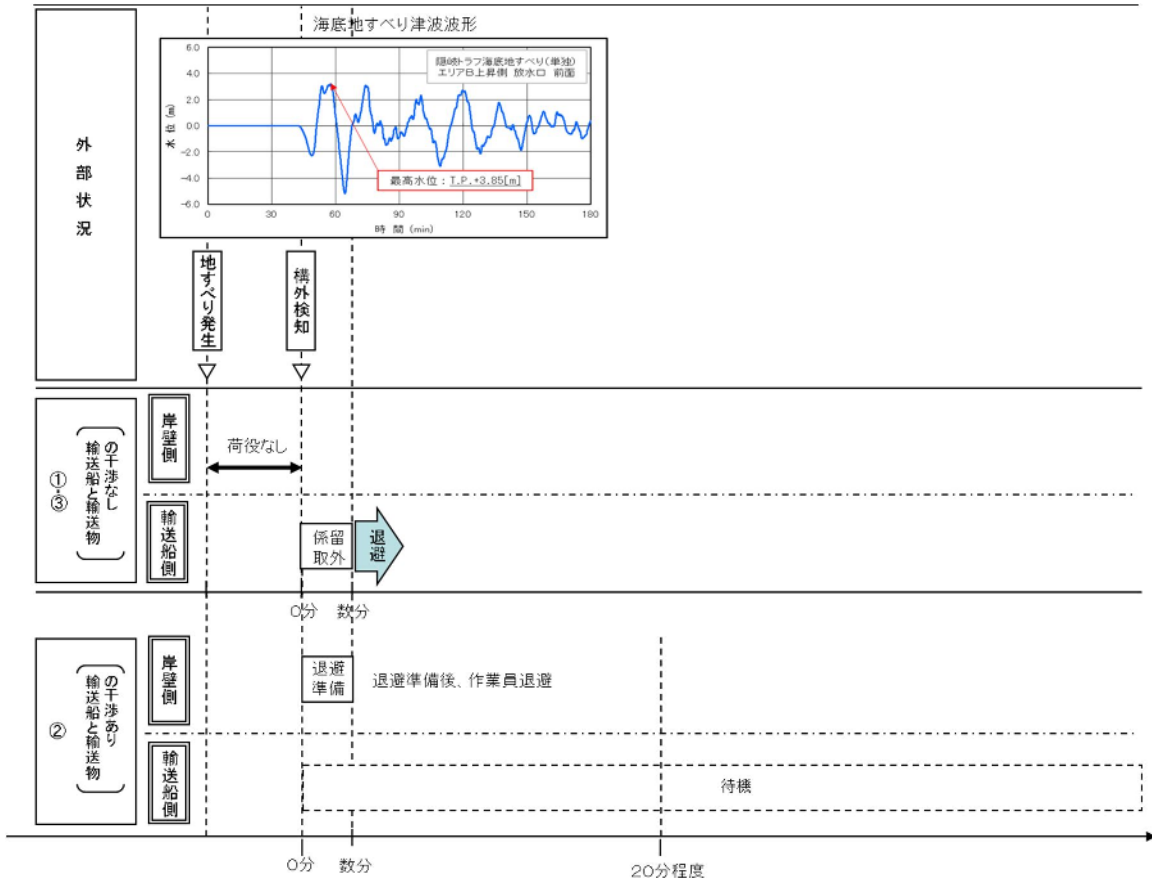


図-2-5-37 津波襲来と緊急退避時間イメージ  
 (発電所構外において、津波と想定される潮位を観測した場合)



○燃料等輸送船の緊急退避への当社の関わり

燃料等輸送船の緊急退避は船社が実施するため、当社は、輸送にかかる契約にて、緊急退避の措置の状況を、監査や訓練結果報告書等にて確認している。

また、燃料等輸送船の緊急退避についての当社と船社の運用の関係性は図-2-5-38 のとおりであり、これら一連の対応を行うため当社は、当社－船社間の連絡体制を整備するとともに、地震・津波時の緊急時対応マニュアルを定め、緊急退避訓練を実施し、マニュアルの実効性を確認している。また、電源喪失時にも岸壁クレーン操作できるよう非常用電源を設置している。

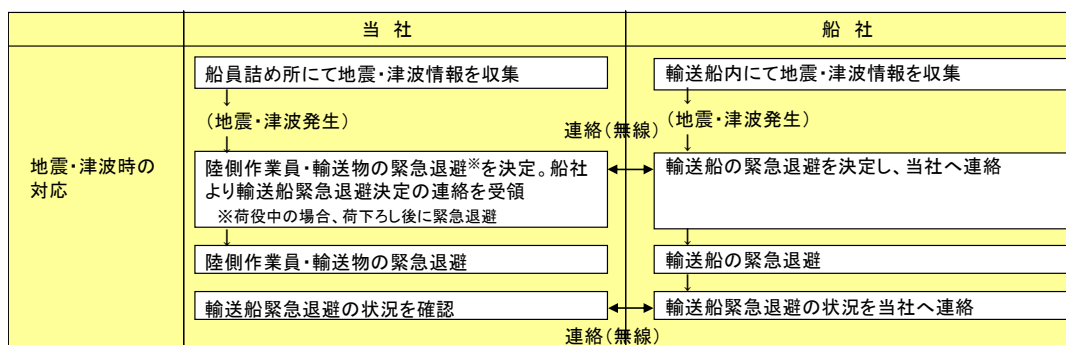


図-2-5-38 輸送船緊急退避時の当社と船社の運用の関係性

②-2 鉄骨造建屋

放水口側または 3, 4 号炉放水口付近の鉄骨造建屋の構造物については、押し波により津波防護施設に対する漂流物となる可能性は否定できない。

②-3 車両等（一般車両、仮設資材）

放水口側の一般車両及び仮設資材については、押し波により津波防護施設に対する漂流物となる可能性は否定できない。

②-4 定置網等

取水口側のブイ・ロープ及び網については、押し波により津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性は否定できない。

②-5 その他（外灯、ポール、PP フェンス、PP ゲート、植林）

放水口側の外灯、ポール、PP フェンス、PP ゲート及び植林については、押し波により津波防護施設に対する漂流物となる可能性は否定できない。

表-2-5-11 当該施設・設備等の津波防護施設、取水機能を有する安全設備等  
に対する漂流物となる可能性の評価結果（発電所構外）

評価 番号	施設・設備 等	種類	状況	場所	数量	重量 (概数)	評価	フロー 結果		
①-1	漁船	船舶	停泊・航行	内浦港	1隻	10t	航行中の船舶は津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性が否定できないため、次フローで評価する	B以外		
					約120隻	10t				
小黒飯地区	約15隻			10t						
①-2	輸送船			内浦港	1隻	5000t 未満			取水路から十分離れて位置する内浦港に、輸送船が停泊する場合があるが、以下理由から、津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない ・津波の流向及び発電所周辺地形から取水路への漂流が考えにくい。 ・漂流物を積載した輸送船は、津波警報等発表時には、緊急退避（離岸）または係留強化することとしている	B
①-4	車両等	車両	駐車・走行	日引地区 上瀬地区 内浦港	多数	—	車両については、浮遊を考慮した場合においても津波の流向から、津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。	B		
①-5	浮き筏	その他	設置	内浦港	約165床	約1t	津波防護施設に対する漂流物となる可能性が否定できないため、次フローで評価する	B以外		

表-2-5-12 当該施設・設備等の津波防護施設、取水機能を有する安全設備等  
に対する漂流物となる可能性の評価結果（発電所構内）

評価 番号	場所	No	施設・設備等	種類	数量	重量	評価	フロー 結果	
②-1	放水口側	1	燃料等輸送船	船舶	1隻	5000t 未満	<p>取水路から 1km 以上離れて位置する物揚岸壁には、燃料等輸送船が停泊するが、以下理由から、津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波流向・発電所周辺地形から取水路への漂流が考えにくい経路</li> <li>・輸送船の岸壁への係留</li> <li>・岸壁には防げん材が設置されており、かつ輸送船は法令（危険物船舶運送及び貯蔵規則）に基づく二重船殻構造等十分な船体強度を有する</li> <li>・輸送物を積載した輸送船は津波警報等発表時若しくは、荷役中以外に発電所構外において、津波と想定される潮位を観測した場合には、緊急退避（離岸）することとしており、震災以降、輸送に先立ち、緊急離岸マニュアルを整備し訓練を行い、その実効性を確認する</li> </ul>	B	
②-2		5	協会社事務所等	協会社事務所	鉄骨造もしくは 軽量鉄骨構造	4	約 650t	押し波により津波防護施設に対する漂流物となる可能性は否定できないため、次フローで評価する	B 以外
		6		温排水研究所		1	約 3t		
		7		水槽上屋		1	約 100t		
		8		温室、温排水研究所管理棟		1	約 120t		
		9		詰所		1	約 100t		
		10		監視室		1	約 5t		
②-5		11	その他構築物等	環境モニタ監視建	その他	1	約 5t	押し波により津波防護施設に対する漂流物となる可能性は否定できないため、次フローで評価する	B 以外
		12		外灯		多数	約 1t		
		13		ポール(消防ホース用)		多数	約 1t		
		14		PP フェンス		多数	約 1t		
	15	PP ゲート		多数		約 1t			
②-3	16	車両等	植林	その他	多数	約 1t	押し波により津波防護施設に対する漂流物となる可能性は否定できないため、次フローで評価する	B 以外	
	17		一般車両		車両	多数			約 1~2t
②-2	3,4号炉 放水口付近	18	仮設資材	その他	多数	約 1t	押し波により津波防護施設に対する漂流物となる可能性は否定できないため、次フローで評価する	B 以外	
		2	モニタポスト	鉄骨造	1	約 7t			
		3	1,2号放水口 モニタ収納ラック等	放水口モニタ収納ラック	軽量鉄骨構造	1			約 5t
②-4	取水口側	4	収納盤	軽量鉄骨構造	1	約 1t	押し波により津波防護施設、取水機能を有する安全設備等に対する漂流物となる可能性は否定できないため、次フローで評価する	B 以外	
		3	クラゲ防止網	ブイ	定置網等	一式			約 30t
		4		クラゲ防止網	定置網等	2			
5	固定ブロック	定置網等		一式	約 3.5t				

## ハ. 津波防護施設、取水機能を有する安全設備等の取水性への影響評価

津波防護施設への影響については、「3. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件」にて、 $\square$ により漂流物となる可能性が否定できないと評価されたもののうち、最大級の漂流物である総トン数 10t 級（排水トン数 30t）の小型漁船の衝突荷重に対して津波防護施設の機能が十分保持できるよう設計していることから、漂流物による津波防護施設への影響はない。

取水性への影響については、 $\square$ により漂流物となる可能性が否定できないと評価されたものについて、取水機能を有する安全設備等の取水性への影響を考慮し、漂流物対策の要否について評価を実施した。（表-2-5-13、表-2-5-14）

### ① 発電所構外における評価

#### ①-1 船舶（漁船）

航行中に発電所取水口近傍で万一航行不能となり漂流する場合、津波の流向及び地形により漂流した場合においても、高さ T. P. +8.0m の放水口側防潮堤、防潮扉並びに T. P. +8.5m の取水路防潮ゲートにより防護されるため、取水性への影響はない。また、非常用海水路呑み口前面に閉塞防止措置を設置することから、漂流物により非常用海水路呑み口が閉塞することはない。（図-2-5-39～41）なお、閉塞防止措置については、非常用海水路の通水機能に影響のない設計とすることとし、総トン数 10t 級（排水トン数 30t）の小型漁船の衝突力、津波波力、基準地震動  $S_s$  に対する機能維持を各々考慮した設計とする。

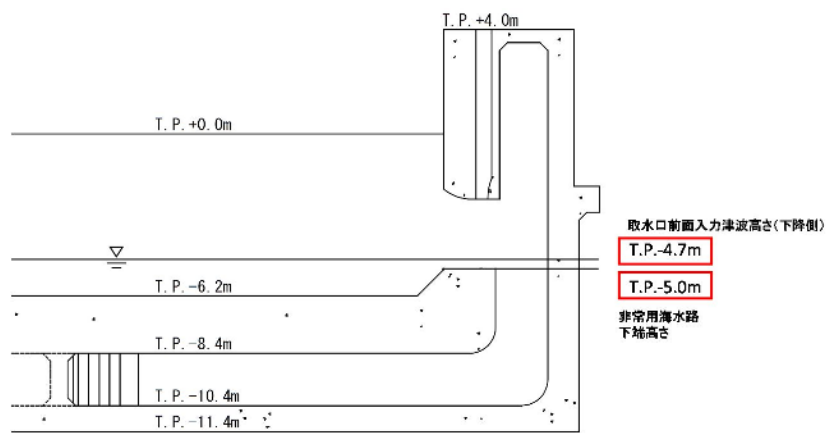
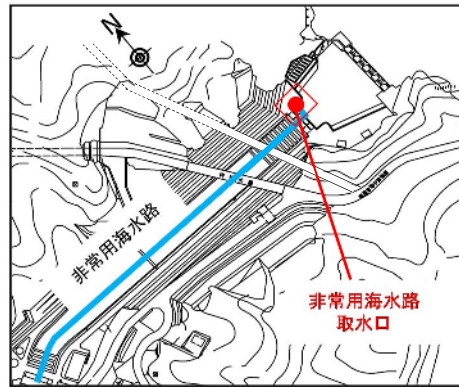


図-2-5-39 海水取水トンネル呑み口平面図・断面図

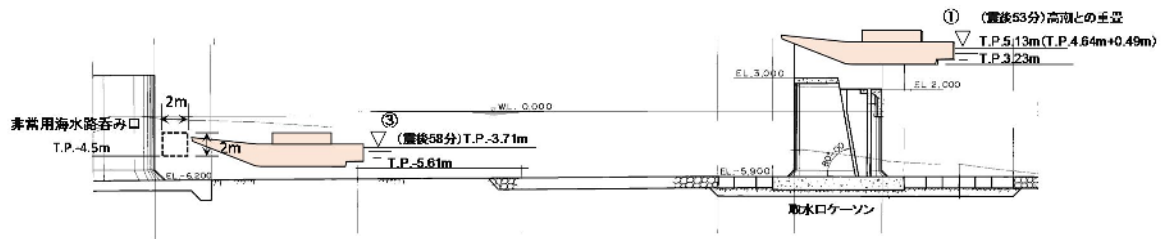


図-2-5-40 取水口付近での漁船の漂流  
(震後 53 分および震後 58 分)

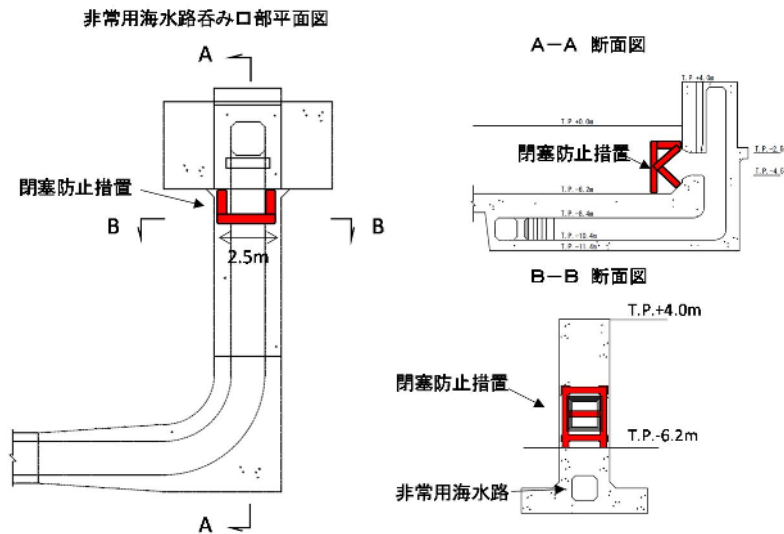


図-2-5-41 漂流物による閉塞防止措置

閉塞防止措置を設置した場合、非常用海水路呑み口付近での通水性への影響が懸念されるため、その影響について評価した。非常用海水路呑み口付近から閉塞防止措置を通り抜けるところで、①断面急縮による損失が発生し、その後、非常用海水路呑み口に流入する時に②断面急縮による損失が発生すると仮定すると、損失  $hf$  は、以下の式で表される。

$$hf = hf_1 + hf_2$$

$$hf_1 = \zeta_{\text{①急縮}} \times v_1^2 \div (2g)$$

$$hf_2 = \zeta_{\text{②急縮}} \times v_2^2 \div (2g)$$

ここに、 $v_1$ ：閉塞防止措置を通り抜ける時の流速

$v_2$ ：非常用海水路呑み口を通り抜ける時の流速

海水ポンプの取水能力  $3,200\text{m}^3/\text{hr} \times 2$  台であることから、

閉塞防止措置を通り抜ける時の断面積  $A$  を幅  $2.5\text{m}$ ×両側  $2$ ×高さ  $1.4\text{m}$ （閉塞防止措置の開口高さ）より  $A=7\text{ m}^2$  とすると、 $v_1=0.26\text{m/s}$  となる。また、非常用海水路呑み口断面積  $A_1$  を幅  $2\text{m}$ ×高さ  $2\text{m}$ （矩形）より  $A_1=4\text{ m}^2$  とすると、 $v_2=0.45\text{m/s}$  となる。

損失係数  $\zeta$  <sup>①急縮</sup> および  $\zeta$  <sup>②急縮</sup> については日本機械学会、管路ダクトの流体抵抗（1979年版）より設定する。

$$\zeta_{\text{①急縮}} = 1/2 \times (1 - A/A_0) = 0.48$$

$$\zeta_{\text{②急縮}} = 1/2 \times (1 - A_1/A) = 0.22$$

ここに、 $A_0$ ：常用取水路通水断面積で約  $140\text{ m}^2$

$$hf = hf_1 + hf_2$$

$$= 0.48 \times 0.26^2 \div (2 \times 9.8) + 0.22 \times 0.45^2 \div (2 \times 9.8)$$

$$= 0.0040\text{m}$$

→  $1\text{cm}$  以下と非常に軽微であり、非常用海水路の通水性に影響はない。

また、放水口側については、放水口側防潮堤および防潮扉により漂流物の浸入を防ぐ設計とする。

## ①-2 浮き筏

発電所放水口側に位置する浮き筏については、津波の流向及び地形により漂流した場合においても、高さ T.P. +8.0m の放水口側防潮堤、防潮扉により防護されるため、取水性への影響はない。

## ② 発電所構内における評価

### ②-1 鉄骨造建屋

放水口側または 3, 4 号炉放水口付近の鉄骨造建屋の構造物については、津波の流向及び地形により漂流した場合においても、高さ T.P. +8.0m の放水口側防潮堤、防潮扉により防護されるため、取水性への影響はない。

### ②-2 車両等（一般車両、仮設資材）

放水口側の一般車両及び仮設資材については、津波の流向及び地形により漂流した場合においても、高さ T.P. +8.0m の放水口側防潮堤、防潮扉により防護されるため、取水性への影

響はない。

②-3 定置網等

取水口側のブイ・ロープ及び網については、津波の流向及び地形により漂流した場合においても、高さ T.P.+8.5m の取水路防潮ゲートにより防護されるため、取水性への影響はない。

②-4 その他（外灯、ポール、PP フェンス、PP ゲート、植林）

放水口側の外灯、ポール、PP フェンス、PP ゲート及び植林については、津波の流向及び地形により漂流した場合においても、高さ T.P.+8.0m の放水口側防潮堤、防潮扉により防護されるため、取水性への影響はない。



表-2-5-13 津波防護施設、取水機能を有する安全設備等の取水性への影響評価結果（発電所構外）

評価番号	施設・設備等	種類	状況	場所	数量	重量(概数)	評価	フロー結果
①-1	漁船	船舶	停泊・航行	内浦港	1隻	10t	航行中の漁船については、漂流した場合においても、高さ T.P. +8.0m の放水口側防潮堤、防潮扉並びに T.P. +8.5m の取水路防潮ゲートにより防護されるため、取水性への影響はない。また、非常用海水路呑み口前面に閉塞防止措置を設置することから、漂流物により非常用海水路呑み口が閉塞することはない。	C
					約120隻	10t		
				小黒飯地区	約15隻	10t		
①-2	浮き筏	その他	設置	内浦港	約165床	約1t	高さ T.P. +8.0m の放水口側防潮堤、防潮扉により防護されるため、取水性への影響はない。	C

表-2-5-14 津波防護施設、取水機能を有する安全設備等の取水性への影響評価結果（発電所構内）

評価番号	場所	No	施設・設備等	種類	数量	重量	評価	フロー結果	
②-1	放水口側	5	協会社事務所等	協会社事務所	鉄骨造もしくは軽量鉄骨構造	4	約650t	高さ T.P. +8.0m の放水口側防潮堤、防潮扉により防護されるため、取水性への影響はない	C
		6		温排水研究所		1	約3t		
		7		水槽上屋		1	約100t		
		8		温室、温排水研究所管理棟		1	約120t		
		9		詰所		1	約100t		
		10		監視室		1	約5t		
		11		環境モニタ監視建		1	約5t		
②-4	放水口側	12	その他構築物等	外灯	その他	多数	約1t	高さ T.P. +8.0m の放水口側防潮堤、防潮扉により防護されるため、取水性への影響はない	C
		13		ボール（消防ホース用）	その他	多数	約1t		
		14		PP フェンス	その他	多数	約1t		
		15		PP ゲート	その他	多数	約1t		
②-2	放水口側	16	車両等	植林	その他	多数	約1t	高さ T.P. +8.0m の放水口側防潮堤、防潮扉により防護されるため、取水性への影響はない	C
		17		一般車両	車両	多数	約1~2r		
②-1	3,4号炉放水口付近	18	モニタポスト	仮設資材	その他	多数	約1t	高さ T.P. +8.0m の放水口側防潮堤、防潮扉により防護されるため、取水性への影響はない	C
		2		モニタポスト	鉄骨造	1	約7t		
		3		1,2号放水口モニタ収納ラック	放水口モニタ収納ラック	軽量鉄骨構造	1		
②-3	取水口側	4	クラゲ防止網	収納盤	軽量鉄骨構造	1	約1t	高さ T.P. +8.5m の取水路防潮ゲートにより防護されるため、取水性への影響はない	C
		3		ブイ	定置網等	一式	約30t		
		5		固定ブロック	定置網等	一式			

e. 漂流物に対するまとめ

基準津波により漂流物となる可能性がある施設・設備等が取水機能を有する安全設備の取水性確保に影響を及ぼさないことを、発電所構外と発電所構内で分けして整理した。(表-2-5-15、表-2-5-16)

表-2-5-15 漂流物となる可能性のある施設・設備等の評価結果  
(発電所構外)

施設・設備等	種類	状況	場所	数量	重量 (概数)	フロー 結果
漁船	船舶	停泊・航行	内浦港	1隻	10t	B
				約120隻	10t	C
			小黒飯地区	約15隻	10t	B
			内浦港	1隻	5000t未滿	C
輸送船						B
家屋(建物)	木造建屋	設置	音海地区	多数	—	
家屋(建物)	鉄筋コンクリート造建屋		神野浦地区	多数	—	
防波堤	防波堤		日引地区	多数	—	
車両	車両		上瀬地区	多数	—	
浮き筏	その他	設置	内浦港	約165床	約1t	C

フロー結果	評価
A	重量物であり漂流物とはならない。
B	津波の流向及び設置状況から、発電所に対する漂流物とはならない。
C	航行中の漁船は漂流検討対象となるが、高さT.P.+8.0mの放水口側防潮堤、防潮扉並びにT.P.+8.5mの取水路防潮ゲートにより防護されるため、取水性への影響はない。また、浮き筏は漂流検討対象となるが、高さT.P.+8.0mの放水口側防潮堤、防潮扉により防護されるため、取水性への影響はない。
D	漂流物となる可能性があり、津波防護施設、取水機能を有する安全設備の取水性に影響を与える。

表-2-5-16 漂流物となる可能性のある施設・設備等の評価結果（発電所構内）

場所	No	施設・設備等	種類	数量	重量	フロー結果	
放水口側	1	燃料等輸送船	船舶	1隻	5000t未満	B	
	2	岸壁クレーン	鉄骨構造	1	約400t	A	
	3	気象鉄塔及び観測小屋	鉄骨構造	1	約7t		
	4	使用済燃料輸送容器保管建屋	鉄筋コンクリート造	1	約9000t		
	5	協力会社事務所等	協力会社事務所	鉄骨造もしくは軽量鉄骨構造	4	約650t	C
	6		温排水研究所		1	約3t	
	7		水槽上屋		1	約100t	
	8		温室、温排水研究所管理棟		1	約120t	
	9		詰所		1	約100t	
	10		監視室		1	約5t	
	11		環境モニタ監視建		1	約5t	
	12	その他構築物等	外灯	その他	多数	約1t	C
	13		ポール（消防ホース用）	その他	多数	約1t	
	14		PPフェンス	その他	多数	約1t	
	15		PPゲート	その他	多数	約1t	
	16		植林	その他	多数	約1t	
	17		燃料輸送容器	その他	一式	約100t	
	18	LLW輸送容器	その他	一式	約1.2t		
	19	車両等	一般車両	車両	多数	約1~2t	C
	20		仮設資材	その他	多数	約1t	
	21		燃料輸送車両	車両	一式	約43t	A
	22		LLW輸送車両	車両	一式	約11t	
	23		LLW輸送車両（輸送容器含む）	車両	一式	約13.2t(+ウエイト)	
3,4号炉放水口付近	1	3,4号放水口モニタ信号処理建屋	鉄筋コンクリート造	1	約26t	A	
	2	モニタポスト	鉄骨造	1	約7t	C	
	3	1,2号放水口モニタ収納ラック等	放水口モニタ収納ラック	設置	1		約5t
	4		収納盤	軽量鉄骨構造	1		約1t
取水口側	1	取水口門型クレーン	鉄骨構造	1	約70t	A	
	2	取水口ロータリーレーキ	鉄骨構造	9	約9t		
	3	クラゲ防止網	ブイ	定置網等	一式	約30t	C
	4		クラゲ防止網	定置網等	2		
	5		固定ブロック	定置網等	一式		

フロー結果	評価
A	重量物であり漂流物とはならない。
B	固縛されていることから発電所に対する漂流物とはならない。
C	漂流検討対象となるが、高さT.P.+8.0mの放水口側防潮堤、防潮扉並びにT.P.+8.0mの取水路防潮ゲートにより防護されるため、取水性への影響はない。
D	漂流物となる可能性があり、津波防護施設、取水機能を有する安全設備の取水性に影響を与える。

f. 取水スクリーンの破損による取水性への影響評価

海水中の海藻等塵芥物を除去するために設置されている除塵装置（図-2-5-42）のロータリースクリーン（図-2-5-43）については、異物の混入を防止する効果が期待できるが、津波時には破損して、それ自体が漂流物となる可能性があることから、津波に対する強度を確認した。除塵装置には除塵回収部があるが、基準津波の津波流速に対し、スクリーンの水位差は現設計範囲にあり、漂流物とならず、取水性への影響はないことを確認している（表-2-5-17）。

なお、上記の内容については、既提出資料から変更がないため、既提出資料のうち「2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止」に同じ。

【確認条件】

- ・ 津波流速：0.4m/s（3,4号炉海水ポンプ室前面の流速分布0.4m/s未満）
- ・ 対象設備：ロータリースクリーン
- ・ 確認方法：設計時に各部材応力を算出し許容値との比較を行っていることから、スクリーン前後の設計水位差1.5mに対し、基準津波の津波流速0.4m/sで生じる水位差が設計水位差以下であることを確認する。



ロータリースクリーン

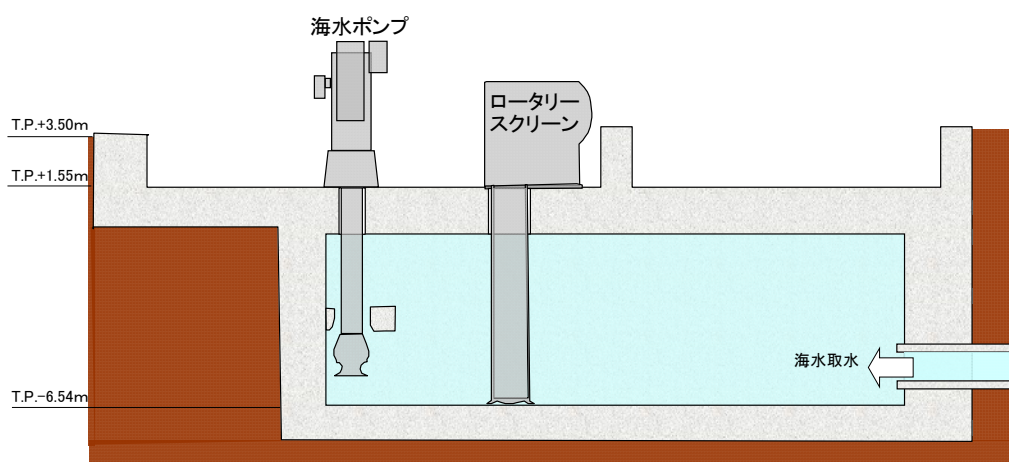


図-2-5-42 除塵装置概略図

表-2-5-17 除塵装置の取水性影響確認結果

設 備	部 材	流速 0.4m/s 時の 水位差	参 考 発生値/許容値 (設計水位差 1.5m ベース)
ロータリ ー スクリー ン	キャリング チェーン	$0.17\text{m} \leq 1.5\text{m}$	24kN/245kN (張力/破壊強度)
	網枠	$0.17\text{m} \leq 1.5\text{m}$	$81\text{N}/\text{mm}^2 / 187\text{N}/\text{mm}^2$ (発生応力/許容応力)

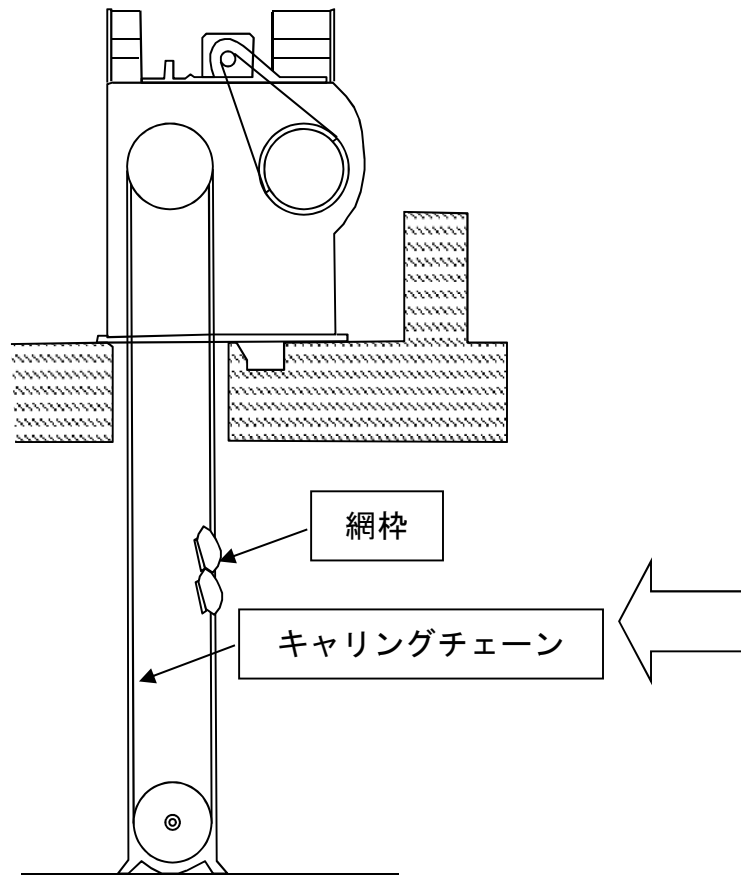


図-2-5-43 除塵装置の評価対象部位

## 2.6 津波監視設備

### 【規制基準における要求事項等】

敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置すること。

### 【検討方針】

敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備として、津波監視カメラ及び潮位計を基準津波の影響を受けにくい位置に設置する。

### 【検討結果】

津波監視設備として、津波が発生した場合、その影響を俯瞰的に把握するために、以下の設備を設置し監視する設計としている。

- ・津波監視カメラ  
(3号炉原子炉格納施設壁面、4号炉原子炉補助建屋壁面)
- ・潮位計(3, 4号炉海水ポンプ室)

また、津波監視設備として、通常の潮汐とは異なる潮位変動を把握するために、以下の設備を設置し監視する設計としている。

- ・潮位計(1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室、3, 4号炉海水ポンプ室)

#### (1) 設置位置

津波監視設備は、津波襲来を監視でき、かつ基準津波の影響を受けにくい位置に設置する。図 2-6-1 に示すとおり、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用設備である津波監視カメラは、敷地への津波襲来監視を目的として、取水口側は3号炉原子炉格納施設壁面 T. P. +46. 8m、放水口側は4号炉原子炉補助建屋壁面 T. P. +36. 2m に設置する。1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用設備である潮位計は、津波高さ計測を目的として、3, 4号炉海水ポンプ室 T. P. +4. 6m に設置し、通常の潮汐とは異なる潮位変動の把握を目的として、1号炉海水ポンプ室 T. P. +7. 1m、2号炉海水ポンプ室 T. P. +7. 1m 及び3, 4号炉海水ポンプ室 T. P. +4. 6m に設置する。津波監視カメラ設置位置は津波遡上範囲になく、潮位計設置高さも、1号炉海水ポンプ室前及び2号炉海水ポンプ室前における入力津波による津波高さ T. P. +2. 6m、3, 4号炉海水ポンプ室前における入力津波による津波高さ T. P. +2. 9m よりも十分高く、波力、漂流物の影響を受けない位置である。

(2) 仕様

津波監視カメラは、取水口・放水口側を監視できるものを各 1 台設置し、暗視機能等を有し、中央制御室から監視可能である。

潮位計は、上昇側及び下降側の津波高さを計測できるように、1号炉海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に設置する潮位計で T.P. 約-9.9m~T.P. 約+6.6m、3, 4号炉海水ポンプ室に設置する潮位計で T.P. 約-4.0m~T.P. 約+4.0m を測定範囲とした設計としている。

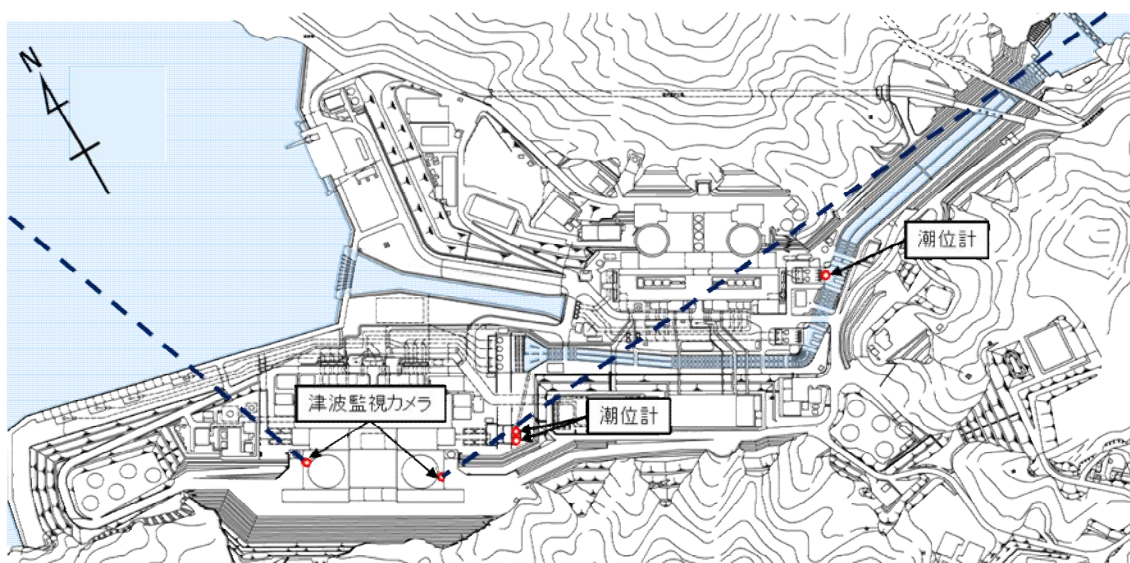


図 2-6-1 津波監視関係設備配置図



## 2.7 津波影響軽減施設

津波影響軽減施設として、発電所周辺を波源とした津波の波力を軽減するために取水口カーテンウォールを設置する。

津波影響軽減施設に対する【規制基準における要求事項等】、【検討方針】及び【検討結果】については、「3.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い」に示す。

なお、上記の内容については、既提出資料から変更がないため、既提出資料のうち「2.7 津波影響軽減施設」に同じ。

### 3. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件

#### 3.1 津波防護施設の設計

##### 【規制基準における要求事項等】

津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。

##### 【検討方針】

津波防護施設（取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに1号及び2号炉放水ピット止水板）については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計する。

##### 【検討結果】

津波防護施設である取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピット止水板並びに潮位計の設計においては、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性を確保し、またすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波による津波荷重や地震荷重等に対して津波防護機能が十分保持できるように設計する。

なお、取水路防潮ゲートについては、遠隔操作が可能となるよう基準地震動  $S_s$  を考慮して、操作用電源等を設計する。

また、津波監視設備と兼用の潮位計については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けない位置へ設置することから、方針については「3.3 津波監視設備の設計」に基づく設計とする。

#### a. 取水路防潮ゲート

取水路防潮ゲート前面における入力津波高さ T. P. +6. 2m に対して、構造物天端高さを T. P. +8. 5m としており、入力津波高さに対して十分な余裕を確保している。

##### (1) 構造

取水路防潮ゲートは、取水路に設置するものであり、鉄筋コンクリート製の防潮壁、機側盤室と鋼製のゲート扉体（重量：約 7t）、門柱及び閉止機構等から構成される構造である。（図-3-1-1～2）

防潮ゲートはH鋼材による梁・柱と鋼板を組み合わせた構造であり、常時両系列は「開」の状態とし、ラック方式による吊下げ機によりT.P. 0m～T.P. +6.0mの高さで周囲は鉄筋コンクリート製の躯体に囲まれた状態で保持されている。

(2) 荷重組み合わせ

取水路防潮ゲートの設計においては、以下の通り、常時荷重、津波荷重、地震荷重、余震荷重、漂流物荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ① 常時荷重＋津波荷重
- ② 常時荷重＋地震荷重
- ③ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重
- ④ 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重

また、設計に当たっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。

(3) 荷重の設定

取水路防潮ゲートの設計において考慮する荷重は以下のように設定する。

① 常時荷重

自重を考慮する。

② 地震荷重

基準地震動  $S_s$  を考慮する。

③ 津波荷重

取水路防潮ゲート位置である「取水路防潮ゲート前面」での入力津波高さ T.P. +6.2m を考慮する。津波波力は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」（以下、「港湾基準」という。）により適切に設定する。

④ 余震荷重

水平方向に弾性設計用地震動  $S_d-5_H$  (NS) を考慮し、鉛直方向に弾性設計用地震動  $S_d-5_V$  を考慮する。

⑤ 漂流物荷重

対象とする漂流物を選定し、漂流物の衝突力を漂流物荷重として設定する。具体的には、敷地周辺の漂流物調査の結果から漂流の可能性があると評価された、最大級の漂流物である総トン数 10t 級（排水トン数 30t）の小型漁船を考慮することとし、「道路橋示方書（I 共通編・IV 下部構造編）・同解説」を参考に衝突荷重を算定する。

漁船荷重  $W$  算定式  $W=W_0$

ここに、 $W$  : 重量 (kN)

$W_0$  : 排水トン数 (kN)

なお、漁船の排水トン数は「津波漂流物対策施設

設計ガイドライン（案）」より総トン数の3倍とする。

$$W=10 \times 3 \times 9.8=300 \text{ (kN)}$$

衝突荷重 P 算定式  $P=0.1 \times W \times v$

ここに、P：衝突力 (kN)

W：漂流物の重量 (kN)

v：表面流速 (m/s)

漂流物荷重を設定する為の表面流速 v については、取水路内を遡上する津波の流速に対して、法線方向の最大流速の2倍程度の流速とする。

#### (4) 許容限界

津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、津波防護機能を維持していることを確認する。

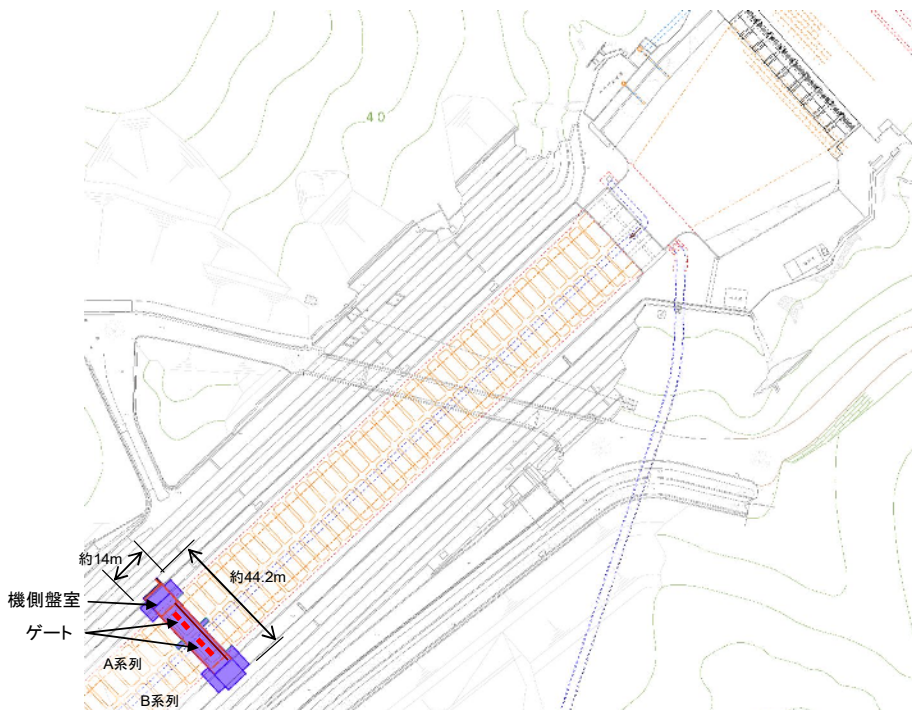


図-3-1-1 防潮ゲート道路部位置図

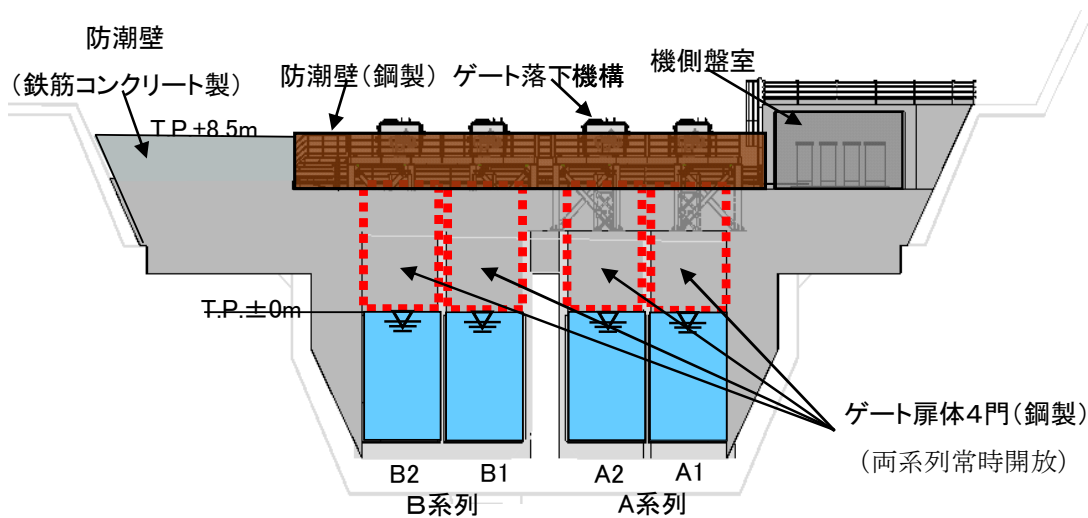


図-3-1-2 防潮ゲート断面図

b. 放水口側防潮堤

放水路内における入力津波高さ（最大値は放水路奥で T.P. +6.7m）に対して、構造物天端高さを T.P. +8.0m としており、入力津波高さに対して十分な余裕を確保している。

(1) 構造

放水口側防潮堤は、1号及び2号炉放水路周辺の埋立地に設置し、敷地高さ T.P. +3.5m の敷地を越える津波が襲来した場合に、津波が敷地へ到達・流入することを防止するものであり、杭基礎に鋼製の上部工を設置する杭基礎形式部と、1号および2号炉放水ピットに鉄筋コンクリート製の防潮壁を設置する鉄筋コンクリート部、およびセメント改良土により防潮堤を構築する地盤改良部の3種類に分けられる。放水口側防潮堤のうち杭基礎形式部は、液状化対策による地盤改良を行った地盤に設置する。また、主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等で止水措置を講じる設計とする。

なお、地盤改良部については、循環水管の上部に盛土を行なうことから、この盛土による荷重を含め荷重条件を適切に設定し、通常運転中及び定検中の水抜き時における構造健全性を応力照査により確認する。

(2) 荷重組み合わせ

放水口側防潮堤の設計においては、以下の通り、常時荷重、津波荷重、地震荷重、余震荷重、漂流物荷重を適切に組合せて設計を行う。

① 常時荷重＋津波荷重

- ② 常時荷重＋地震荷重
- ③ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重
- ④ 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重

また、設計に当たっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。

(3) 荷重の設定

放水口側防潮堤の設計において考慮する荷重は以下のように設定する。

① 常時荷重

自重を考慮する。

② 地震荷重

基準地震動  $S_s$  を考慮する。

③ 津波荷重

放水口側防潮堤位置である「放水路(奥)」での入力津波高さ T.P. +6.7m を考慮する。津波波力は、港湾基準及び津波避難ビルガイドラインにより設定する。

④ 余震荷重

水平方向に弾性設計用地震動  $S_d-5_H(NS)$  を考慮し、鉛直方向に弾性設計用地震動  $S_d-5_V$  を考慮する。

⑤ 漂流物荷重

対象とする漂流物を選定し、漂流物の衝突力を漂流物荷重として設定する。具体的には、敷地周辺の漂流物調査の結果から漂流の可能性があると評価された、最大級の漂流物である総トン数 10t 級（排水トン数 30t）の小型漁船を考慮することとし、「道路橋示方書（I 共通編・IV 下部構造編）・同解説」を参考に衝突荷重を算定する。

漁船荷重  $W$  算定式  $W=W_0$

ここに、 $W$  : 重量 (kN)

$W_0$  : 排水トン数 (kN)

なお、漁船の排水トン数は「津波漂流物対策施設設計ガイドライン(案)」より総トン数の 3 倍とする。

$$W=10 \times 3 \times 9.8=300 \text{ (kN)}$$

衝突荷重  $P$  算定式  $P=0.1 \times W \times v$

ここに、 $P$  : 衝突力 (kN)

$W$  : 漂流物の重量 (kN)

$v$  : 表面流速 (m/s)

漂流物荷重を設定する為の表面流速  $v$  については、放水路内を遡上

する津波の流速に対して、法線方向の最大流速の2倍程度の流速とする。

(4) 許容限界

津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、津波防護機能を維持していることを確認する。

なお、地盤改良部については、改良体に対する応力評価（基準地震動  $S_s$  時に発生する応力と終局強度<sup>※</sup> 1 の比較）および循環水管の応力評価を実施した上で、盛土の天端高さにより津波防護機能を維持していることを確認する。

※)1 建設技術審査証明 報告書建設機械化技術（建審証 0901 号）

マルチジェット工法 (H21.6) 社団法人日本建設機械化境界等に基づき算定

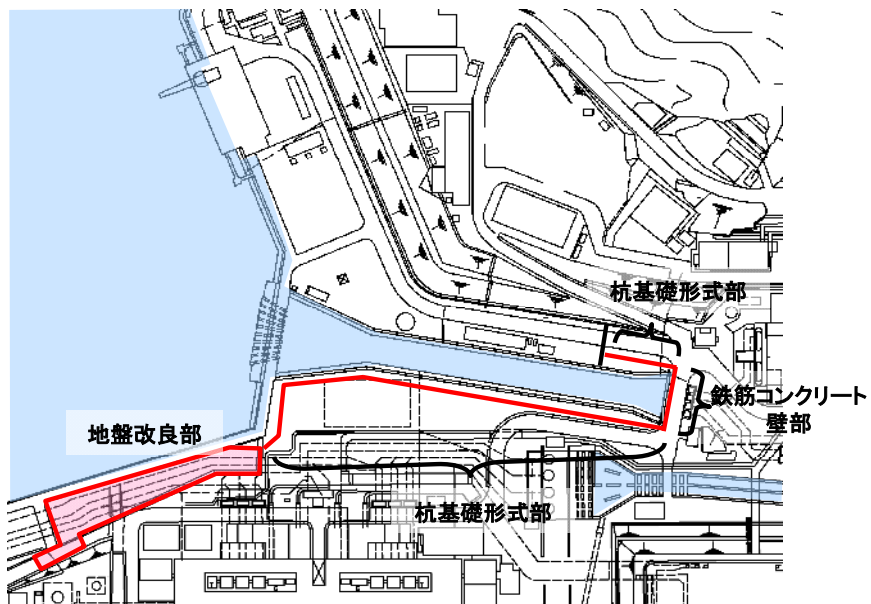


図-3-1-3 放水口側防潮堤平面図

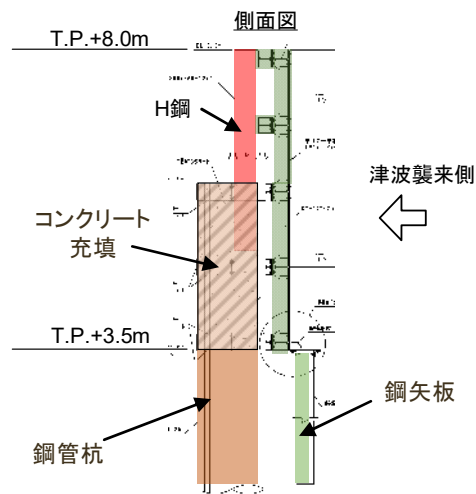


図-3-1-4 杭基礎形式部断面図

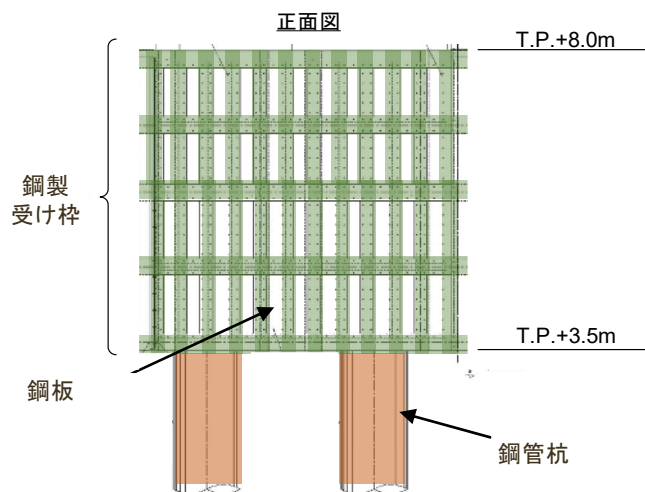


図-3-1-5 杭基礎形式部正面図

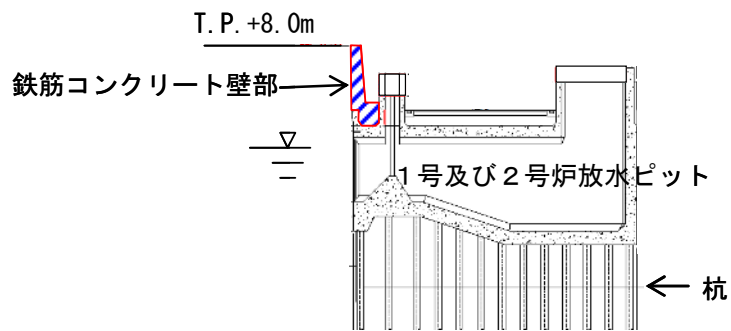


図-3-1-6 鉄筋コンクリート壁部



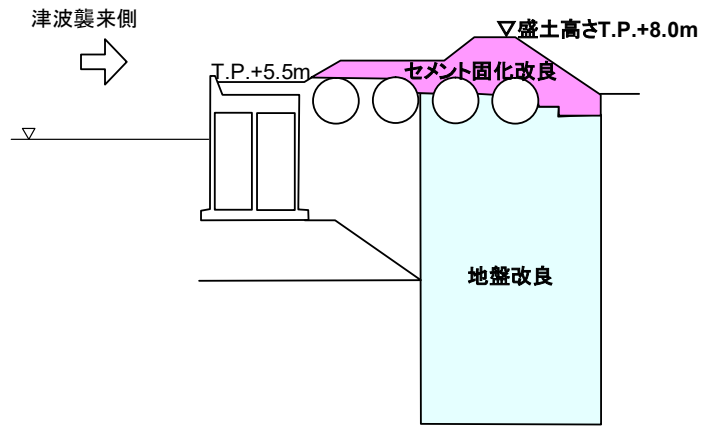


図-3-1-7 地盤改良部断面図

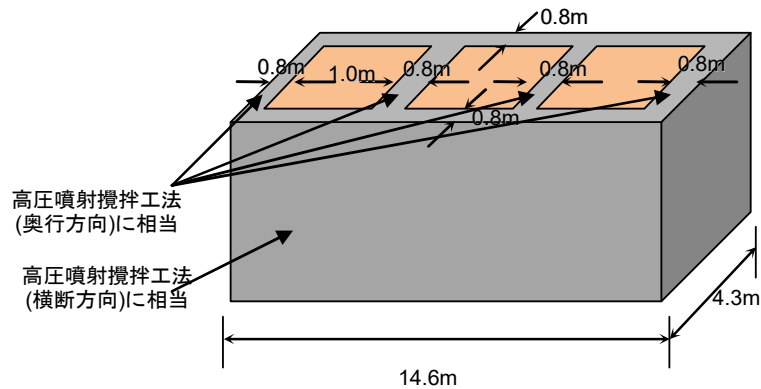


図-3-1-8 地盤改良工法（高圧噴射攪拌工法）概念図

### c. 防潮扉

放水路内における入力津波高さ（防潮扉前面で T.P. +6.6m）に対して、構造物天端高さを T.P. +8.0m としており、入力津波高さに対して十分な余裕を確保している。

#### (1) 構造

1号及び2号炉放水路脇の西側の敷地高さ T.P. +3.5m の敷地を越える津波が襲来した場合に、津波が敷地へ到達・流入することを防止するため、放水口側防潮堤と連結するよう防潮扉を設置し、原則閉止運用とする。鋼管杭に支持された鉄筋コンクリート製の基礎の上に、アルミニウム合金製の防潮扉を設置する構造とする。

#### (2) 荷重組み合わせ

防潮扉の設計においては、以下の通り、常時荷重、津波荷重、地震荷重、余震荷重、漂流物荷重を適切に組合せて設計を行う。

##### ① 常時荷重＋津波荷重

- ② 常時荷重＋地震荷重
- ③ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重
- ④ 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重

また、設計に当たっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。

(3) 荷重の設定

防潮扉の設計において考慮する荷重は以下のように設定する。

① 常時荷重

自重を考慮する。

② 地震荷重

基準地震動  $S_s$  を考慮する。

③ 津波荷重

防潮扉設置位置である「防潮扉前面」での入力津波高さ T.P. +6.6m を考慮する。津波波力は、津波避難ビルガイドラインにより設定する。

④ 余震荷重

水平方向に弾性設計用地震動  $S_d-5_H$  (NS) を考慮し、鉛直方向に弾性設計用地震動  $S_d-5_V$  を考慮する。

⑤ 漂流物荷重

対象とする漂流物を選定し、漂流物の衝突力を漂流物荷重として設定する。具体的には、敷地周辺の漂流物調査の結果から漂流の可能性があると評価された、最大級の漂流物である総トン数 10t 級（排水トン数 30t）の小型漁船を考慮することとし、「道路橋示方書（I 共通編・IV 下部構造編）・同解説」を参考に衝突荷重を算定する。

漁船荷重  $W$  算定式  $W=W_0$

ここに、 $W$  : 重量 (kN)

$W_0$  : 排水トン数 (kN)

なお、漁船の排水トン数は「津波漂流物対策施設設計ガイドライン（案）」より総トン数の 3 倍とする。

$$W=10 \times 3 \times 9.8=300 \text{ (kN)}$$

衝突荷重  $P$  算定式  $P=0.1 \times W \times v$

ここに、 $P$  : 衝突力 (kN)

$W$  : 漂流物の重量 (kN)

$v$  : 表面流速 (m/s)

漂流物荷重を設定する為の表面流速  $v$  については、放水路内を遡上する津波の流速に対して、法線方向の最大流速の 2 倍程度の流速とする。

(4) 許容限界

津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、津波防護機能を維持していることを確認する。

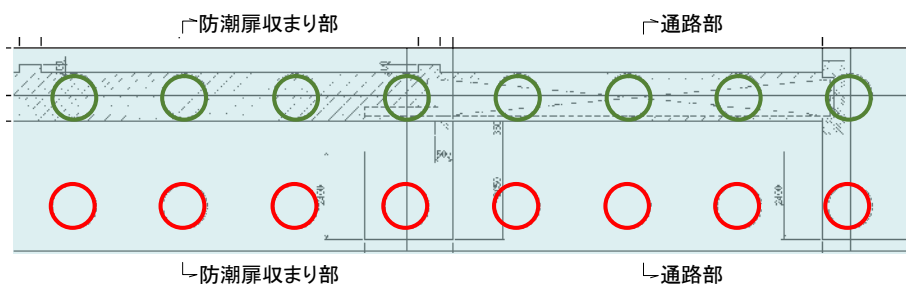


図-3-1-9 防潮扉平面図

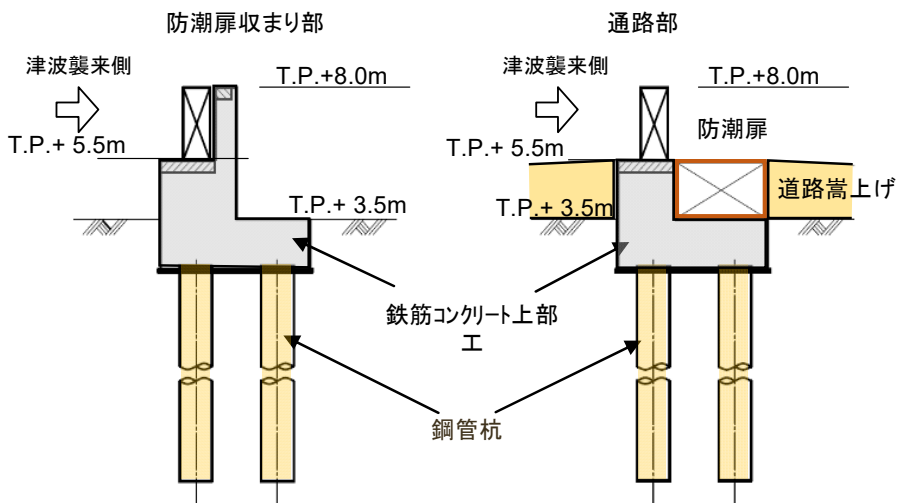


図-3-1-10 防潮扉縦断面図

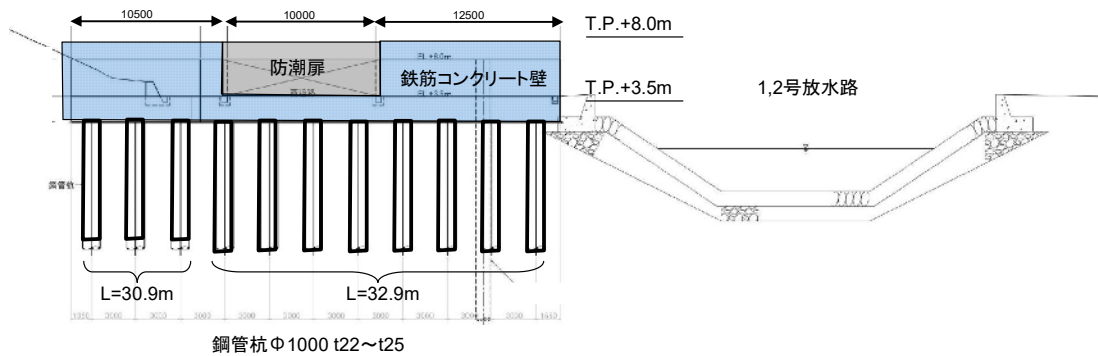


図-3-1-11 防潮扉横断面図

d. 屋外排水路逆流防止設備の設計方針

放水路内における入力津波高さ（最大値は放水路奥で T.P. +6.7m）に対して、許容津波高さ T.P. +8.0m までの津波波力を考慮し、入力津波高さに対して十分な余裕を確保している。

(1) 構造

屋外排水路逆流防止設備は、放水路側防潮堤の下部を貫通する屋外排水路に対し、逆流防止設備としてステンレス製の逆流防止蓋（フラップゲート）を設置し、放水路内及び放水路前面付近から、防潮堤内側に遡上しようとする津波を防護する。

(2) 荷重組み合わせ

屋外排水路逆流防止設備の設計においては、以下の通り、常時荷重、津波荷重、地震荷重、余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ① 常時加重＋津波荷重
- ② 常時荷重＋地震荷重
- ③ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重

また、設計に当たっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。

なお、鉄筋コンクリート製のピットに囲まれた構造であり、地中に埋設された屋外排水路を大きな漂流物が逆流してくることは考え難いことから、漂流物による荷重は考慮しないものとする。

(3) 荷重の設定

屋外排水路逆流防止設備の設計において考慮する荷重は以下のように設定する。

- ① 常時荷重  
自重を考慮する。
- ② 地震荷重

基準地震動  $S_s$  を考慮する。

③ 津波荷重

屋外排水路逆流防止設備のある放水路内での入力津波をもとに考慮する。津波波力は、港湾基準及び津波避難ビルガイドラインにより設定する。

④ 余震荷重

水平方向に弾性設計用地震動  $S_d-5_H(NS)$  を考慮し、鉛直方向に弾性設計用地震動  $S_d-5_V$  を考慮する。

(4) 許容限界

津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、津波防護機能を維持していることを確認する。

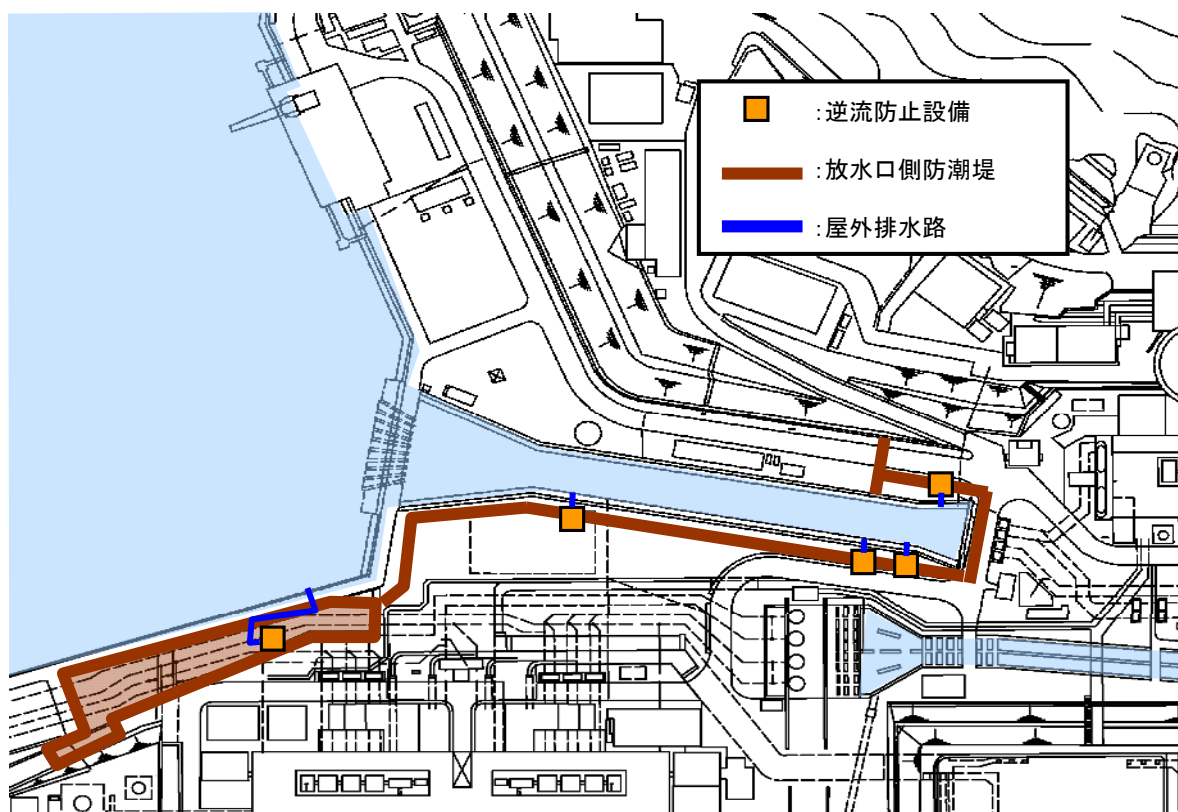


図-3-1-12 屋外排水路逆流防止対策位置図

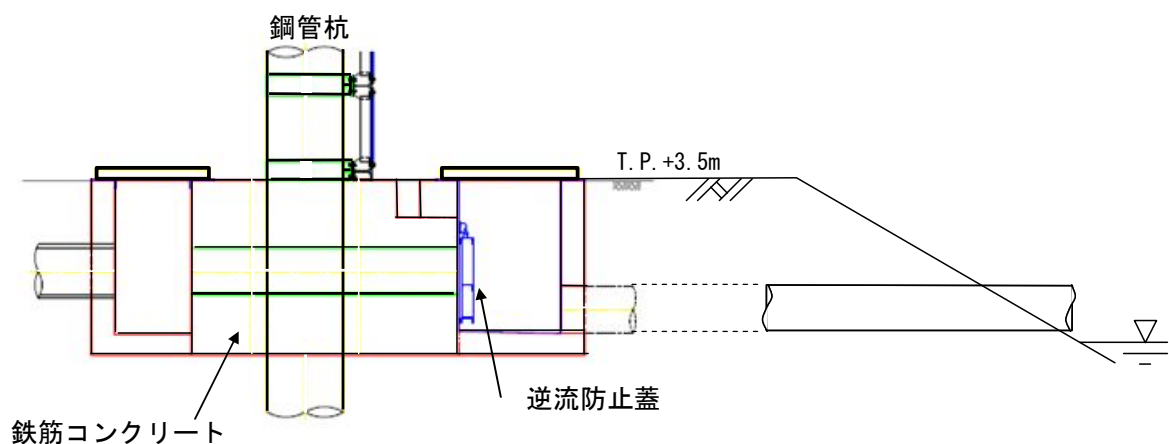


図-3-1-13 逆流防止設備断面図 (例)

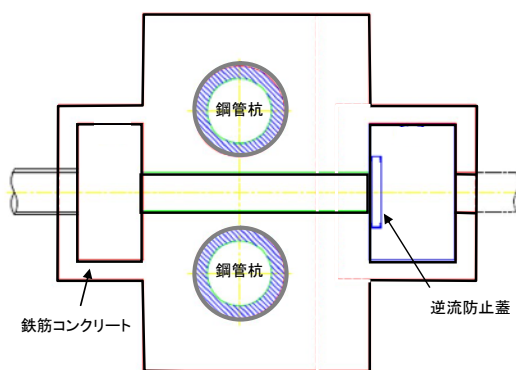


図-3-1-14 屋外排水路逆流防止設備平面図 (例)

e. 1号及び2号炉放水ピット止水板

放水路奥における入力津波高さ T.P. +6.7m に対し、1号及び2号炉放水ピットからの津波の流入を防止するため、許容津波高さ T.P. +8.0m までの津波波力を考慮し、入力津波高さに対して十分な余裕を確保している。

(1) 構造

1号及び2号炉放水ピットからの津波の逆流に対し、敷地への津波の浸入を防護するため放水ピット開口部に鋼製の止水板を設置し、津波の浸入を防ぐ構造とする。

(2) 荷重組み合わせ

1号及び2号炉放水ピット止水板の設計においては、以下の通り、常時荷重、津波荷重、地震荷重、余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ① 常時加重＋津波荷重
- ② 常時荷重＋地震荷重
- ③ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重

また、設計に当たっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。

(3) 荷重の設定

1号及び2号炉放水ピット止水板の設計において考慮する荷重は以下のように設定する。

① 常時荷重

自重を考慮する。

② 地震荷重

基準地震動  $S_s$  を考慮する。

③ 津波荷重

1号及び2号炉放水ピット止水板のある放水路内奥での入力津波をもとに考慮する。津波波力は、港湾基準により設定する。

④ 余震荷重

水平方向に弾性設計用地震動  $S_d-5_H(NS)$  を考慮し、鉛直方向に弾性設計用地震動  $S_d-5_V$  を考慮する。

(4) 許容限界

津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、津波防護機能を維持していることを確認する。

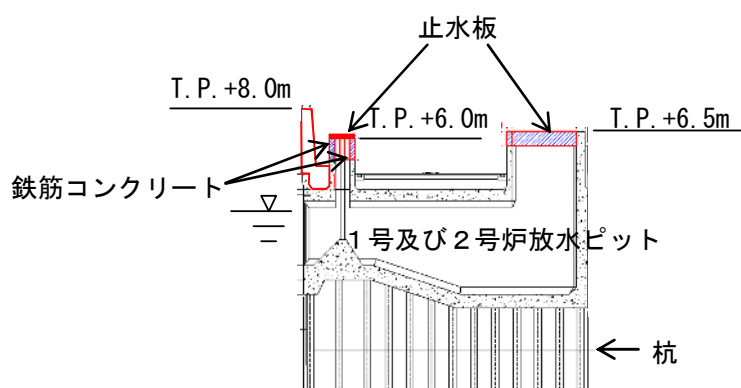


図-3-1-15 1号及び2号炉放水ピット止水板断面図



### 3.2 浸水防止設備

#### 【規制基準における要求事項等】

浸水防止設備については、浸水想定範囲における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計すること。

#### 【検討方針】

浸水防止設備（海水ポンプ室浸水防止蓋）については、基準地震動による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。

#### 【検討結果】

海水ポンプ室の開口部には浸水防止蓋を設置することで、浸水対策を実施している。

これらの浸水防止設備については、浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。

浸水防止蓋は、津波荷重や地震荷重に対して浸水防止機能が十分保持できる設計とする。

(1) 構造

浸水防止蓋は、海水ポンプ室の床貫通部に設置される鋼製の蓋である。蓋と床面の間にゴム板を挿入、蓋と床面はボルトにて締め付け固定することで漏水を防止する。

設置位置を図 3-2-1 に示す。構造図例を図-3-2-2 に示す。

(2) 荷重組合せ

常時荷重と津波荷重、地震荷重との組合せによる荷重条件で評価を行う。

- ①常時荷重＋地震荷重
- ②常時荷重＋津波荷重
- ③常時荷重＋余震荷重＋津波荷重

また、設計にあたっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。

(3) 荷重の設定

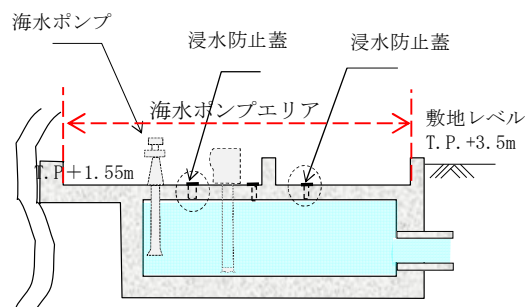
浸水防止蓋の設計においては以下の荷重を考慮する。

- ①常時荷重  
自重を考慮する。
- ②地震荷重  
基準地震動  $S_s$  を考慮する。
- ③津波荷重  
入力津波を考慮する。
- ④余震荷重  
弾性設計用地震動  $S_{d-1}$  を考慮する。

(4) 許容限界

浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有し、浸水防止機能を保持していることを確認する。

なお、上記の内容については、既提出資料から変更がないため、既提出資料のうち「3.2 浸水防止設備」に同じ。



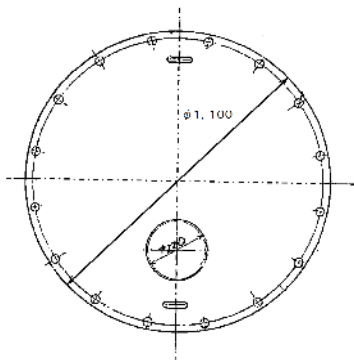
A-A断面図

- : 逆止弁設置
- : 海水ポンプエリア
- : 海水ポンプ室

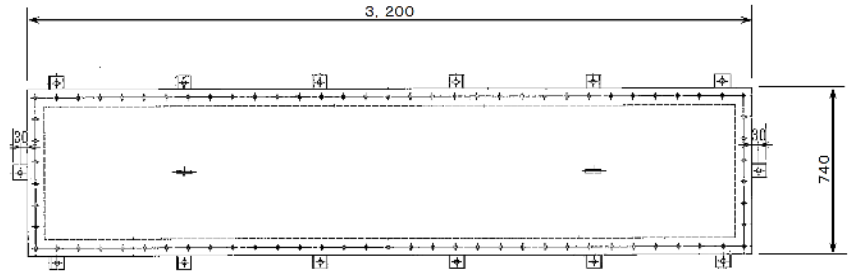
名称	数量
マンホール	14
水位検出器用蓋	14
電気防食電極ボックス用蓋	30
塵芥排出トラフ用蓋	6
角落とし用蓋	13
機器搬入用蓋	3
合計	80

図-3-2-1 海水ポンプ室浸水防止設備

一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



浸水防止蓋 1



浸水防止蓋 2

	寸法	材質
浸水防止蓋 1	$\phi 1100 \times t19$	SUS316
浸水防止蓋 2	$740 \times 3200 \times t18$	SUS316

図-3-2-2 海水ポンプ室浸水防止蓋構造例

### 3.3 津波監視設備

#### 【規制基準における要求事項等】

津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。

#### 【検討方針】

津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置へ設置し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計する。

#### 【検討結果】

津波監視設備は、津波監視カメラを3号炉原子炉格納施設壁面 T.P. +46.8m、4号炉原子炉補助建屋壁面 T.P. +36.2m に、潮位計を1号炉海水ポンプ室 T.P. +7.1m、2号炉海水ポンプ室 T.P. +7.1m、3, 4号炉海水ポンプ室 T.P. +4.6m に設置する。津波監視カメラ設置位置は津波遡上範囲になく、潮位計設置高さも、1号炉海水ポンプ室前及び2号炉海水ポンプ室前における入力津波高さ T.P. +2.6m、3, 4号炉海水ポンプ室前における入力津波高さ T.P. +2.9m よりも十分高く、波力、漂流物の影響を受けない位置である。

(1) 津波監視カメラ

a. 仕様

津波監視カメラは、津波の襲来状況等をリアルタイムかつ継続的に把握するため、暗視機能等を有するカメラを2台設置する。監視範囲は図3-3-1に示すとおり、取水口および放水口側を撮影可能であり、画像は中央制御室に設置した監視モニタに表示し、継続的に監視できる設計としている。

津波監視カメラ本体および監視設備の電源は、安全系電源から受電しており、交流電源喪失時においても監視が継続可能である。

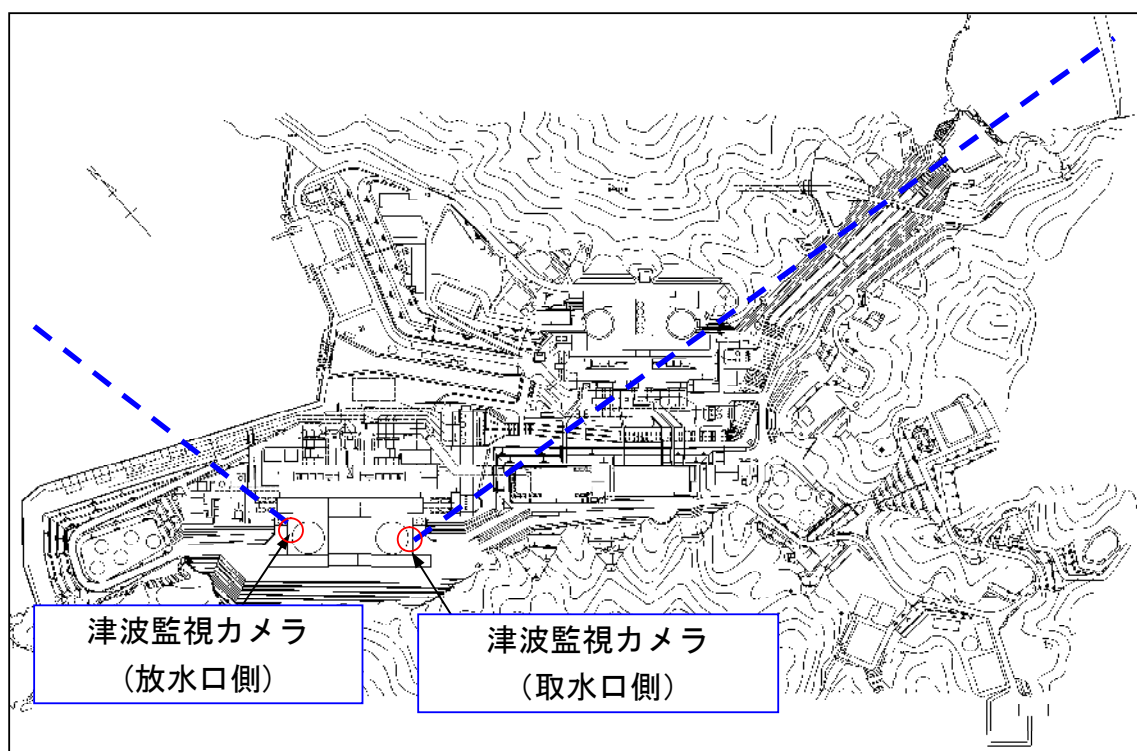


図 3-3-1 津波監視カメラ設置位置

b. 設備構成

津波監視カメラは、カメラ本体、カメラを設置する架台、監視モニタ、電線管から構成されている。

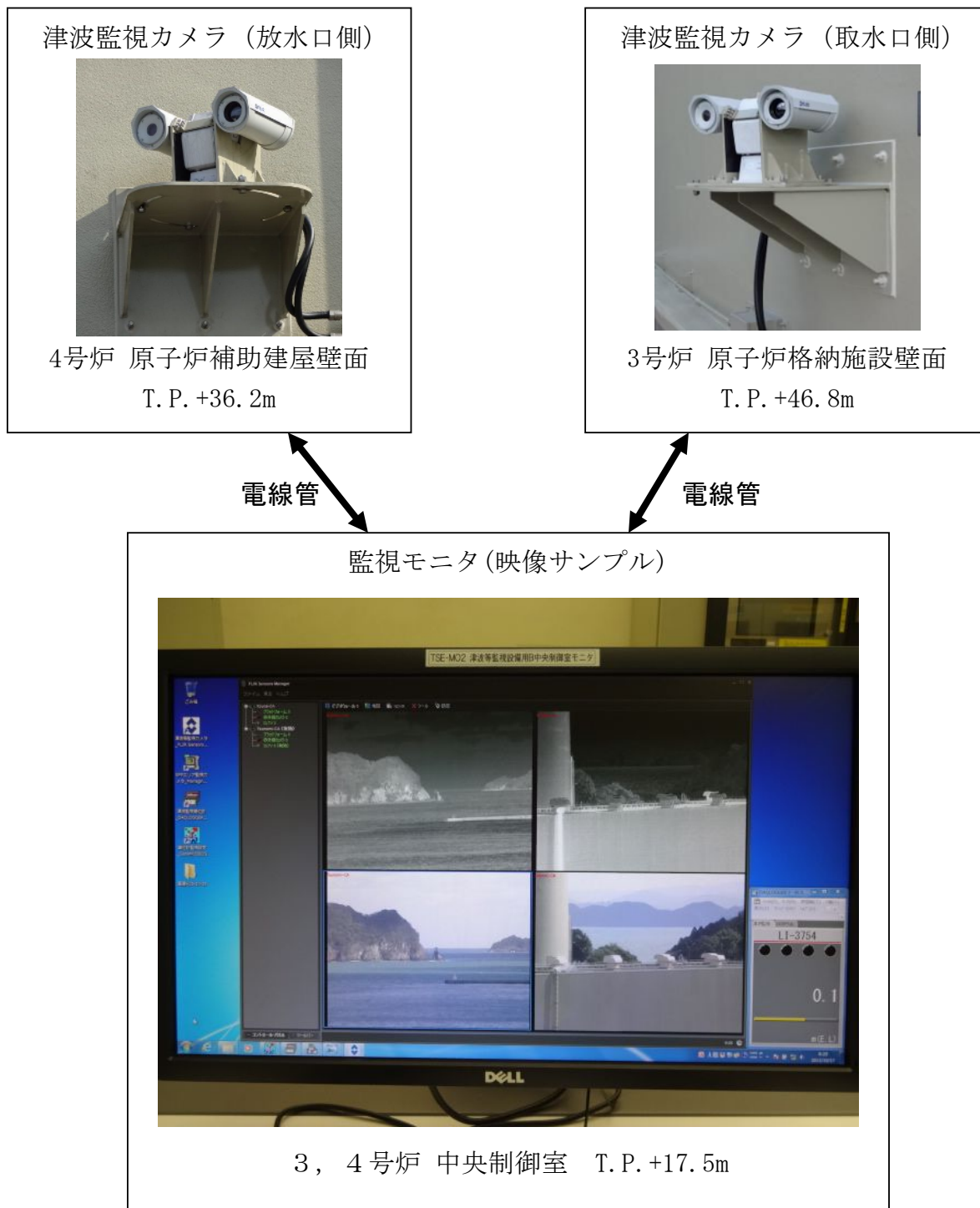


図 3-3-2 津波監視カメラ設備構成イメージ

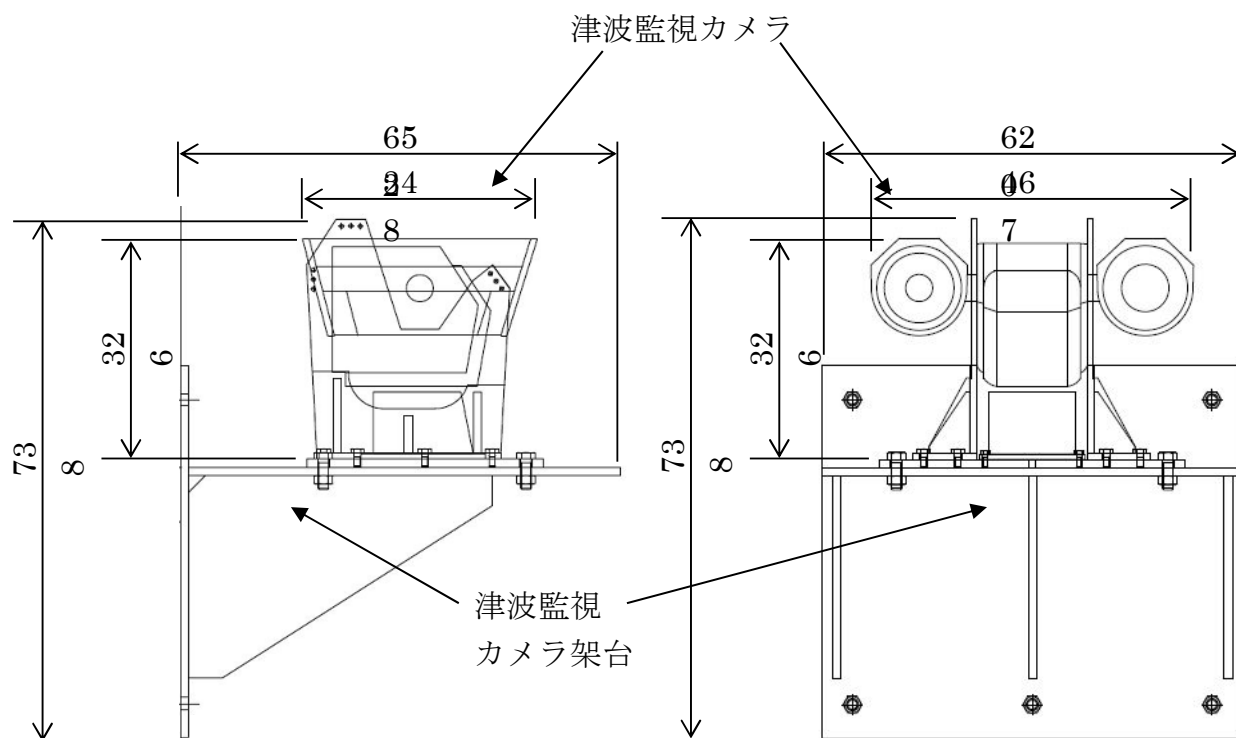


図 3-3-3 津波監視カメラ外形図

c. 構造・強度評価および機能維持評価

○構造・強度の評価対象

- ・ 津波監視カメラ用架台
- ・ 電線管

○機能維持の評価対象

- ・ 津波監視カメラ
- ・ 監視設備（監視モニタ等）

○評価方法

- ・ 構造・強度の評価

津波監視カメラ用架台、電線管について、基準地震動  $S_s$  に対して地震時に要求される機能を喪失しないことを確認する。

具体的には、津波監視カメラ用架台については、その固定部について、地震時に想定される評価荷重に基づき応力評価を行い、応力比（=発生応力/許容応力）が 1.0 以下であることを確認する。許容応力は、設計・建設規格に従い求める。

また、電線管については、電線管布設においてもっとも厳しい条件にあるモデルにて評価し、実際はこのモデルに包絡される条件で



施工することで、耐震性を確保する。

- ・機能維持の評価

機能維持の評価対象については、加振試験において、津波監視カメラの電氣的機能の健全性を確認した加振波の最大加速度（以下、「確認済加速度」という。）に対し、各取付箇所の最大応答加速度（以下、「評価加速度」という。）が下回っていることを確認する。

なお、中央制御室に設置されている監視設備については、同様の機能を持つ同様の予備設備を中央制御室の他の場所に保管することにより耐震性を確保する。

- 評価荷重

- ・固定荷重

- 自重のみ考慮する。

- ・地震荷重

- 設計用地震力は、基準地震動  $S_s$  による地震力を使用する。

- ・津波荷重

- 津波の影響を受けない位置に設置しているため、考慮しない。

- ・積雪荷重

- 屋外に設置している機器架台、電線管について、建築基準法に基づき 1m の積雪を考慮する。

- ・風荷重

- i) 竜巻

- 過去に発生した竜巻やハザード曲線による最大風速を考慮し、設計竜巻 92m/s に対して評価に用いる風速を 100m/s とし、当該設備が風荷重を受けた場合においても継続監視可能であることを確認する。なお、飛来物に対する評価については、竜巻評価に合わせて実施する。

- ii) 竜巻以外

- 過去の記録等を考慮し、風速を 51.9m/s 規模の荷重に関しても、機器架台、電線管について、風荷重が加わった場合においても、継続監視可能であることを確認する。

- ・降雨荷重

- 降雨に対しては、防水性能は「IPX4」（波浪または、いかなる方向からの水の飛沫によっても有害な影響を受けない性能）以上の設計としている。

- ・漂流物荷重

- 漂流物の影響を受けない位置に設置しているため、考慮しない。

- ・ 荷重の組み合わせ

津波監視カメラの設計においては以下のとおり、常時荷重、地震荷重を適切に組み合わせで設計を行う。(津波荷重は考慮不要であるため、常時荷重+余震荷重の組み合わせは、常時荷重+地震荷重に包含される。)

- ① 常時荷重+地震荷重

また、設計に当たっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。

## (2) 潮位計

### a. 仕様

3, 4号炉海水ポンプ室に設置する潮位計は、津波が発生した場合の津波襲来を想定し、特にその潮位変動の兆候を早期に把握するために設置する。また、1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び3, 4号炉海水ポンプ室に設置する潮位計は、通常の潮汐とは異なる潮位変動を把握するために設置する。

1号炉海水ポンプ室前の設計津波高さは、上昇側は朔望平均満潮位に潮位のバラツキ及び高潮分を考慮してT.P. +3.1mと評価している。また、下降側については朔望平均干潮位を考慮してT.P. -2.3mと評価している。2号炉海水ポンプ室前の設計津波高さは、上昇側は朔望平均満潮位に潮位のバラツキ及び高潮分を考慮してT.P. +3.1mと評価している。また、下降側については朔望平均干潮位を考慮してT.P. -2.3mと評価している。3, 4号炉海水ポンプ室前の設計津波高さは、上昇側は朔望平均満潮位に潮位のバラツキ及び高潮分を考慮してT.P. +3.4mと評価している。また、下降側については朔望平均干潮位を考慮してT.P. -3.3mと評価している。

1号炉海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に設置する潮位計は、上昇側及び地盤変動量0.3mの隆起も考慮した下降側の設計津波高さを計測できるよう、T.P. 約-9.9~+6.6mを測定範囲とした設計としている。3, 4号炉海水ポンプ室に設置する潮位計は、上昇側及び地盤変動量0.3mの隆起も考慮した下降側の設計津波高さを計測できるよう、T.P. 約-4.0~T.P. 約+4.0mを測定範囲とした設計としている。

潮位計及び監視設備の電源は安全系電源から受電しており、交流電源喪失時においても監視が継続可能である。

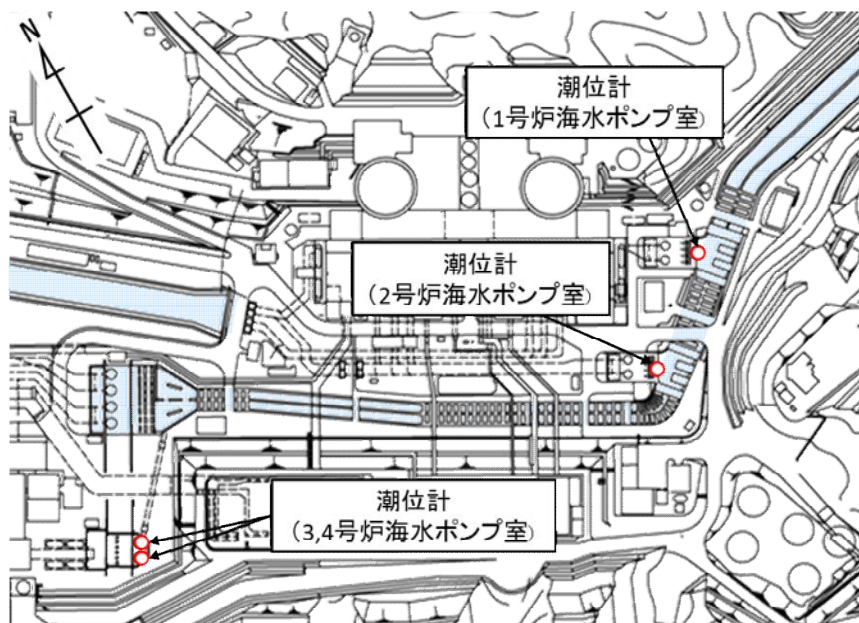


図 3-3-4 潮位計設置位置

b. 設備構成

潮位計は、潮位計本体、潮位計を設置する架台、監視設備、電線管から構成されている。

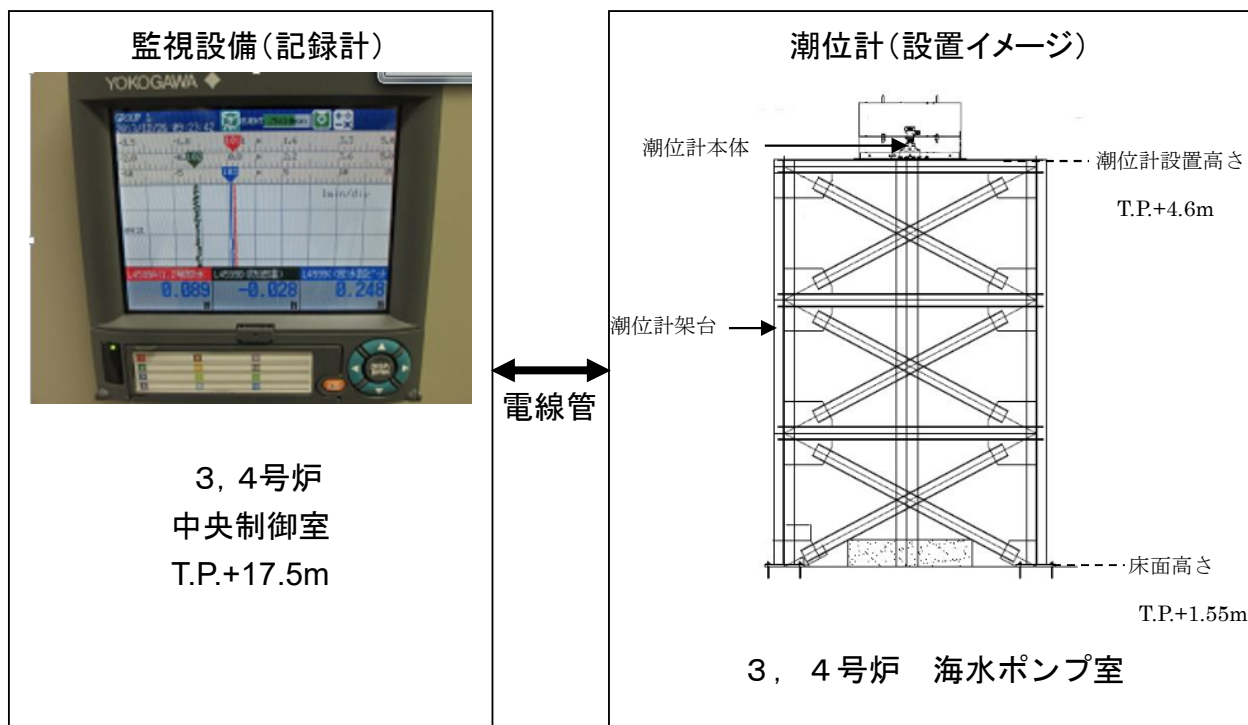


図 3-3-5 潮位計設備構成イメージ

c. 構造・強度評価

○構造・強度の評価対象

- ・潮位計取付架台
- ・電線管

○機能維持の評価対象

- ・潮位計
- ・監視設備（記録計）

○評価方法

- ・構造・強度の評価

潮位計取付架台、電線管について、基準地震動  $S_s$  に対して地震時に要求される機能を喪失しないことを確認する。

具体的には、潮位計取付架台については、その固定部について、地震時に想定される評価荷重に基づき応力評価を行い、応力比（=発生応力/許容応力）が 1.0 以下であることを確認する。許容応力は、設計・建設規格に従い求める。

また、電線管については、電線管布設においてもっとも厳しい条件にあるモデルにて評価し、実際はこのモデルに包絡される条件で施工する事で、耐震性を確保する。なお、建屋間相対変位が生じる箇所については、可とう電線管を適用することとしている。

- ・機能維持の評価

機能維持の評価対象については、加振試験において、潮位計および記録計の電氣的機能の健全性を確認した加振波の最大加速度（以下、「確認済加速度」という。）に対し、各取付箇所の最大応答加速度（以下、「評価加速度」という。）が下回っていることを確認する。

○評価荷重

- ・固定荷重

自重のみ考慮する。

- ・地震荷重

設計用地震力は、基準地震動  $S_s$  による地震力を使用する。

- ・津波荷重

入力津波による荷重を考慮する。

- ・積雪荷重

屋外に設置している機器架台、電線管について、建築基準法に基づき 1m の積雪を考慮する。

- ・風荷重

- i) 竜巻

過去に発生した竜巻やハザード曲線による最大風速を考慮し、設計竜巻 92m/s に対して評価に用いる風速を 100m/s とし、当該設備が風荷重を受けた場合においても継続監視可能であることを確認する。なお、飛来物に対する評価については、竜巻評価に合わせて実施する。

ii) 竜巻以外

過去の記録等を考慮し、風速を 51.9m/s 規模の荷重に関しても、機器架台、電線管について、風荷重が加わった場合においても、継続監視可能であることを確認する。

・ 漂流物荷重

漂流物の影響を受けない位置に設置しているため、考慮しない。

・ 余震荷重

弾性設計用地震動 Sd-1 を考慮する。

・ 荷重の組み合わせ

潮位計の設計においては以下のとおり、常時荷重、地震荷重、余震荷重を適切に組み合わせで設計を行う。

①常時荷重＋地震荷重

②常時荷重＋津波荷重＋余震荷重

また、設計に当たっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。

### 3.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項

#### 3.4.1 津波防護施設、浸水防止施設等の設計における検討事項

##### 【規制基準における要求事項等】

津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足すること。

- ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定すること。
- ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討すること。
- ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること。
- ・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討すること。

##### 【検討方針】

津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足していることを確認する。

- ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。
- ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討する。
- ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。
- ・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。



## 【検討結果】

津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることの概要を以下に示す。

(1) 津波荷重については、以下の不確かさを考慮している。

- ・ 入力津波が有する数値計算上の不確かさ
- ・ 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさとして、地盤物性値のバラツキを考慮して設計する。

(2) 余震荷重の考慮

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計において、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）についてそのハザードを評価した結果、基準津波の波源である若狭海丘列付近断層及びFO-A～FO-B～熊川断層について、その活動に伴い発生する余震による荷重を設定する。

余震荷重については、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯（基準津波1：地震発生後約1時間後、基準津波2：地震発生後10～20分後）を踏まえ過去の地震データを抽出・整理することにより余震の規模を想定し、余震としてのハザードを考慮した安全側の評価として、この余震規模から求めた地震動に対してすべての周期で上回る地震動を既に時刻歴波形を策定している弾性設計用地震動の中から準用する。

余震荷重と津波荷重の組合せについては、入力津波が若狭海丘列付近断層による津波で決まる場合は、弾性設計用地震動 $Sd-5_H$  (NS)及び $Sd-5_V$ を余震荷重として津波荷重と組み合わせる。入力津波がFO-A～FO-B～熊川断層で決まる場合は、弾性設計用地震動 $Sd-1$ を余震荷重として津波荷重と組み合わせる。なお、入力津波の波源が複数あるため、他方の組合せも必要に応じて検討する。

(3) 津波の繰り返し作用の考慮

津波の繰り返し作用の考慮については、漏水、二次的影響（砂移動等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討をしている。具体的には以下のとおりである。

- ・ 循環水機器・配管損傷による津波浸水量について、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来を考慮している。
- ・ 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、基準津波に伴う砂移動の数値シミュレーションにおいて、津波の繰

り返しの襲来を考慮している。

- ・ 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、取水口付近を含む敷地全面及び敷地近傍の寄せ波および引き波の方向を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、取水口を閉塞するような漂流物は発生しないことを確認している。

なお、上記の内容については、既提出資料から変更がないため、既提出資料のうち「3.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項」に同じ。

### 3.4.2 漂流物による波及的影響の検討

#### 【規制基準における要求事項等】

津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。

上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止装置または津波防護施設・設備への影響防止措置を施すこと。

#### 【要求事項等への対応方針】

津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討する。

#### 【検討結果】

漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出するため、発電所周辺約5kmの範囲を、発電所構内については遡上域を網羅的に調査する。設置物については、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂流するか否かの検討を行った。

この結果、発電所構内で漂流する可能性があるものとして、1号及び2号炉放水口側の協力会社事務所等があるが、放水口側防潮堤で防護されるため、取水性への影響はない。また、これらの設置位置及び津波の流向を考慮すると漂流物は取水口へは向かわない。

発電所構外で漂流する可能性があるものとして、発電所近傍で航行不能になった漁船が挙げられるが、取水口側は取水路防潮ゲート、1号及び2号炉放水口側は1号及び2号炉放水口、前面護岸、放水口側防潮堤及び防潮扉により防護する。

取水路防潮ゲート及び放水口側防潮堤、防潮扉の設計においては、漂流物として衝突する可能性がある総トン数10t級（排水トン数30t）の小

型漁船を衝突荷重として評価する。

一部、取水口に向かう漁船については、取水路に沿って取水路防潮ゲートに向かうが、万一、取水路内に漂流する場合においても海水取水トンネル呑み口前面に閉塞防止措置として鋼製杭を設置することから、漂流物により海水取水トンネル呑み口が閉塞することはない。なお、閉塞防止措置については、海水取水トンネルの通水機能に影響のない設計とする。

### 3.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い

#### 【規制基準における要求事項等】

津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設備の効果を期待する場合、津波影響軽減施設・設備は、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計すること。津波影響軽減施設・設備は、次に示す事項を考慮すること。

- ・地震が津波影響軽減機能に及ぼす影響
- ・漂流物による波及的影響
- ・機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕を考慮した設定
- ・余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ
- ・津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響

#### 【要求事項等への対応方針】

津波影響軽減施設としては、取水口カーテンウォールがあり、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計する。津波影響軽減施設は次に示す事項を考慮する。

- ・基準地震動  $S_s$  が津波影響軽減機能に及ぼす影響
- ・漂流物の衝突力
- ・機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕
- ・余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ
- ・津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響

#### 【検討結果】

取水口カーテンウォールを津波影響軽減施設として設置し、津波影響軽減機能、漂流物の影響防止機能が保持できるよう設計する。

#### a. 取水口カーテンウォールの設計方針

(1) 構造

取水口カーテンウォールは常用取水路を遡上する津波の影響を軽減するよう設置するものであり、RC 製のケーソンブロックより構成される。

(2) 荷重組み合わせ

取水口カーテンウォールの設計においては、以下の通り、常時荷重、津波荷重、地震荷重、余震荷重、漂流物荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ① 常時荷重＋津波荷重
- ② 常時荷重＋地震荷重
- ③ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重
- ④ 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重

また、設計に当たっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。

(3) 荷重の設定

取水口カーテンウォールの設計において考慮する荷重は以下のよう  
に設定する。

① 常時荷重

自重を考慮する。

② 地震荷重

基準地震動  $S_s$  を考慮する。

③ 津波荷重

取水口カーテンウォール位置である「取水口前面」での入力津波高さ T.P. +4.7m をもとに考慮する。津波波力は、港湾基準により設定する。

④ 余震荷重

水平方向に弾性設計用地震動  $S_d-5_H$  (NS) を考慮し、鉛直方向に弾性設計用地震動  $S_d-5_V$  を考慮する。

⑤ 漂流物荷重

対象とする漂流物を選定し、漂流物の衝突力を漂流物荷重として設定する。具体的には、敷地周辺の漂流物調査の結果から漂流の可能性があると評価された、最大級の漂流物である総トン数 10t 級(排水トン数 30t) の小型漁船を考慮することとし、「道路橋示方書 (I 共通編・IV 下部構造編)・同解説」を参考に衝突荷重を算定する。

漁船荷重  $W$  算定式  $W=WO$

ここに、 $W$  : 重量 (kN)

$WO$  : 排水トン数 (kN)

なお、漁船の排水トン数は「津波漂流物対策施設設計ガイドライン（案）」より総トン数の3倍とする。

$$W=10 \times 3 \times 9.8=300 \text{ (kN)}$$

衝突荷重 P 算定式  $P=0.1 \times W \times v$

ここに、P：衝突力 (kN)

W：漂流物の重量 (kN)

v：表面流速 (m/s)

漂流物荷重を設定する為の表面流速 v については、取水口カーテンウォール前面付近の、法線直角方向の最大流速とする。

#### (4) 許容限界

津波影響軽減施設に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、津波影響軽減機能を維持していることを確認する。

なお、上記の内容については、既提出資料から変更がないため、既提出資料のうち「3.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項」に同じ。

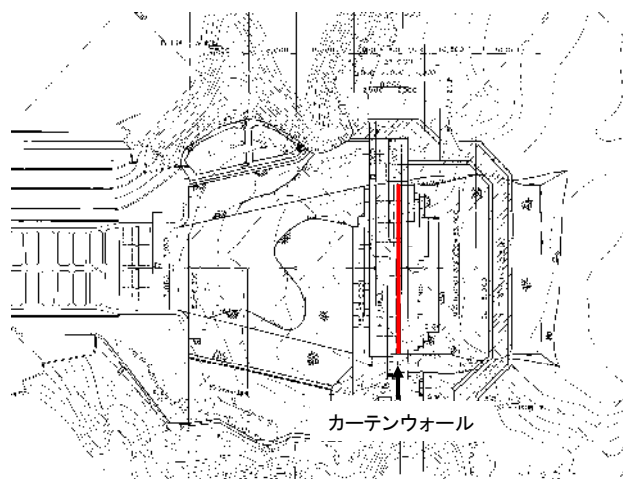


図-8-4-3 取水口カーテンウォール平面図

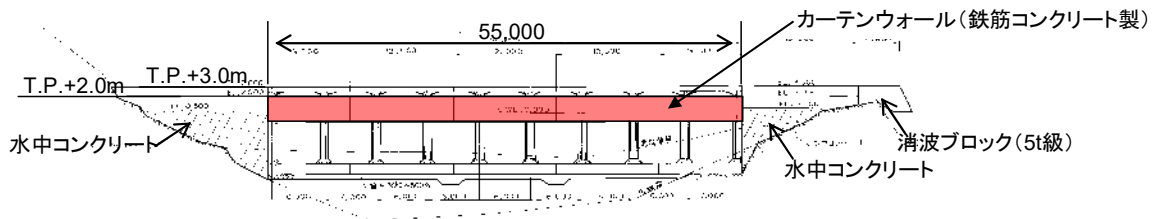


図-8-4-4 取水口カーテンウォール正面図

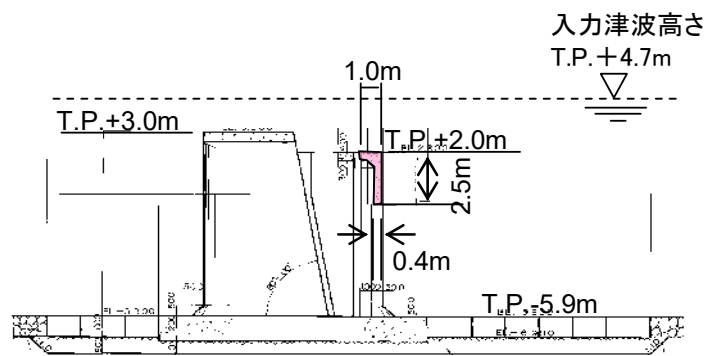


図-8-4-5 取水口カーテンウォール断面図

高浜 3 号炉及び 4 号炉  
津波に対する施設評価について  
補足説明資料

2020年4月  
関西電力株式会社

！ 本資料のうち、一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。 ！

## はじめに

本資料は高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉における耐津波設計方針の内容を補足するもののうち、既提出資料から変更があるものを示す。

なお、既提出資料からの変更要否の整理結果を表 1 に示す。



表 1 (1/3) 補足説明資料の既提出資料からの変更要否整理

既提出資料	資料内容		基準津波の追加に伴う検討項目の記載内容変更の有無 ○:有 ×:無	検討項目内容の変更に伴う技術的な考慮の要否 ○:要 ×:否	他プラントの審査状況の考慮の要否 ○:要 ×:否	変更・追加の理由	その他	今回申請の資料番号
	資料名	資料概要						
資料1	審査ガイドとの適合性(耐津波設計方針)	「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の記載に対して設置許可の申請内容を対比させることで、申請内容が審査ガイドの項目を網羅していることを説明	○	○	×	基準津波の追加による申請範囲を網羅的に説明する必要がある。		資料1
資料2	設計基準対象施設の津波防護対象設備とその配置について	津波防護対象施設としているクラス1, 2及び耐震Sクラス設備の名称と位置を配置図とともに記載	×	-	×	基準津波の追加により防護対象設備が変更となることはない。		-
資料3	津波防護対策の設備の位置づけについて	高浜発電所の津波防護施設・浸水防止設備・津波影響軽減施設の分類の定義やその設置目的を一覧で整理	○	○	×	津波監視設備である潮位計を、津波防護施設と兼用することから、設備の分類を整理する必要があるため。		資料2
資料4	内郭防護 浸水対策箇所の位置等	浸水防護重点化範囲との境界に設置している浸水対策(水密扉、貫通部止水処置)の位置等を明記。	×	-	×	基準津波の追加による入力津波高さに変更がなく、浸水防護対策に追加がないことから、浸水対策(水密扉、貫通部止水処置)の位置等が追加・変更となることはない。		-
資料5	取水路防潮ゲートの設計等について	高浜発電所固有の設備である取水路防潮ゲートの構造、運用等をまとめて説明	○	○	×	基準津波の追加により、防潮ゲート閉止手順を追加する必要があるが、本資料ではなく、新たに追加した補足説明資料に反映している。	防潮ゲートの運用については、補足資料「津波防護施設・津波監視設備の運用方針について」にて記載している。	-
資料6	海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について	海水ポンプの軸受けに混入した浮遊砂に対して軸受けが摩耗により損傷しないことを説明	○	○	×	基準津波の追加により、浮遊砂濃度に影響がないことを確認する必要がある。		資料3
資料7	漂流物の評価に考慮する津波の流速・流向について	漂流物の衝突力を考慮する際に用いる漂流物の漂流速度の設定方法について説明	×	-	×	漂流物の衝突力を算定するのは基準津波1のみを対象にしているため、基準津波を追加しても変更はない。		-
資料8	放水口側防潮堤の耐震設計について	放水口側防潮堤の耐震設計について、構造形式・解析条件といった工認設計の実施内容を説明	×	-	×	基準津波を追加した場合においても防潮堤の構造形式等に変更はない。		-
資料9	耐津波設計における余震荷重と津波荷重の組み合わせについて	審査ガイドで要求されている津波荷重と組み合わせる余震の設定において、考慮する津波の震源を踏まえて耐津波設計で考慮する余震を説明	×	-	×	今回追加した基準津波は津波荷重の算定には用いないことから、余震荷重との組み合わせを考慮する必要はなく、記載の変更はない。		-
資料10	漂流物の詳細検討結果について	発電所構内における漂流物について詳細に検討し、放水口側防潮堤の設計における漂流物の衝突荷重として適切なものを抽出していることを説明	×	-	×	基準津波を追加した場合においても検討対象の漂流物に変更はない。		-

表 1 (2/3) 補足説明資料の既提出資料からの変更要否整理

既提出資料	資料内容		基準津波の追加に伴う検討項目の記載内容変更の有無 ○:有 ×:無	検討項目内容の変更に伴う技術的な考慮の要否 ○:要 ×:否	他プラントの審査状況の考慮の要否 ○:要 ×:否	変更・追加の理由	その他	今回申請の資料番号
	資料名	資料概要						
資料11	燃料等輸送船の係留索の耐力について	緊急退避ができない極めて短時間に津波が襲来する場合を想定し、燃料等輸送船が係留状態を保つことを係留索の耐力評価にて説明	○	○	×	津波警報等が発表されない可能性がある基準津波の追加により、その津波の流速等においても燃料等輸送船が係留状態を維持できることを確認する必要があるため。		資料4
資料12	燃料等輸送船の喫水と津波高さの関係について	緊急退避ができない極めて短時間に津波が襲来する場合を想定し、押し波に対し燃料等輸送船が岸壁に乗り上がることはないこと、また、退避中、引き波で着底・座礁し輸送船が漂流物にならないことを説明	○	○	○	津波警報等が発表されない可能性がある基準津波の追加により、その津波の高さ等においても燃料等輸送船が岸壁に乗り上がることはないことや漂流物にならないこと等を確認する必要があるため。		資料5
資料13	基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評価の考え方について	審査ガイドで要求されている地震に起因する変状による地形、河川流路の変化についての検討内容を説明	×	-	×	基準津波を追加した場合においても、遡上・浸水域の評価の考え方には変更ない。		-
資料14	耐津波設計における現場確認プロセスについて	耐津波設計を行うに当たって必要となる現場確認について、遡上解析に必要となる敷地モデル作成に関する現場確認プロセスと、耐津波設計の入力条件等（配置、寸法等）の現場確認プロセスの2つに分けて説明	×	-	×	基準津波を追加した場合においても現場確認プロセスの変更はない。		-
資料15	津波監視設備の風加重の組合せの考え方について	屋外に設置される津波監視設備に対して考慮する自然条件（積雪、風荷重等）による荷重のうち、風荷重の組み合わせの考え方を説明。	○	×	×	新たに設置する津波監視設備については既往の評価に準ずる設計となることから、内容を変更する必要はない。		-
資料16	基準津波1における海水ポンプの取水性への影響について	海水ポンプの取水性への影響については、基準津波2を選定しているが、防潮ゲート閉止・地盤変状考慮条件での基準津波1における海水ポンプの取水性への影響について説明	×	-	×	基準津波1の選定結果に影響を与えることはないことから、取水性への影響確認の内容を変更する必要はない。		-
資料17	津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて	基準津波・入力津波の選定における津波シミュレーションに用いるプログラム・計算モデル等を説明	○	○	×	基準津波の追加により、防潮ゲート閉止手順を追加する必要があるため。		資料6
資料18	津波波力の算定に用いた規格・基準類の適用性について	津波波力の算定方法が記載されている規格・基準類を整理したうえで、高浜発電所の各設備における波圧算定式適用に対する考え方を説明	×	-	×	今回追加した基準津波は津波波力の算定に用いないため、記載の変更はない。		-
資料19	発電所の湾内の局所的な海面の励起について	入力津波の設定に当たって評価地点における局所的な海面の励起が生じているかどうかを確認した結果を説明	○	○	×	基準津波の追加により局所的な海面の励起が生じていないかの確認が必要であるため。		資料7
資料20	防潮扉の運用管理について	津波防護施設として設置する防潮扉については原則閉止運用とするが、開放後の確実な閉止操作、閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を確実に実施するための運用管理方針を説明	×	-	×	基準津波を追加した場合においても防潮扉の運用管理に変更はない。		-

表 1 (3/3) 補足説明資料の既提出資料からの変更要否整理

既提出資料	資料内容		基準津波の追加に伴う検討項目の記載内容変更の有無 ○:有 ×:無	検討項目内容の変更に伴う技術的な考慮の要否 ○:要 ×:否	他プラントの審査状況の考慮の要否 ○:要 ×:否	変更・追加の理由	その他	今回申請の資料番号
	資料名	資料概要						
資料21	漂流物の衝突荷重算定式について	漂流物衝突荷重の算定方法が記載されている規格・基準類を整理したうえで、高浜発電所の漂流物である漁船に対する適用の考え方を説明	×	-	×	東海第二では漂流物の衝突荷重について、各衝突力算定式の適用条件(種類、被衝突体からの距離、適用流速)を踏まえた上で検討している。特に砕波の発生の有無により適用される衝突力算定式が異なっている。高浜では、ソリトン分裂波に伴う砕波は発生しないと評価しており、衝突力算定式は道路橋示方書式が適切であることから、既許可の検討から変更はない。		-
資料22	内浦港漂流物検討結果について	高浜発電所周辺の港湾施設として、内浦湾内に位置する内浦港に存在する輸送船等について漂流物としての検討を説明	×	-	×	基準津波を追加した場合においても検討対象の漂流物に変更はない。		-
資料23	津波防護施設・津波監視設備の運用方針について	津波防護施設を1～4号炉共用とすることに対する運用方針(情報収集、運転操作等)について、責任分担を含めて整理した結果を説明	○	○	×	津波監視設備である潮位計を、津波防護施設と兼用することから、設備分類の整理を踏まえ、手順に関する記載を充実する必要があるため。		資料8
新規	漂流物影響評価における津波の流向等の確認について	漂流物の検討事項のうち漂流物の動向に影響を与える津波の流況・流向について詳細を説明		※	×	今回追加した基準津波の傾向が、これまでの漂流物評価において検討を実施していた内容に影響を与えることが無いことを説明する必要があることから、新規に資料を追加する。		資料9
新規	取水路防潮ゲートの保守作業時の対応について	防潮ゲートの一部の保守作業においては、遠隔閉止機能が停止する期間が生じることから、当該期間中において津波警報が発表されない津波が襲来した場合及び大津波警報が発表された場合の対応について説明		※	×	防潮ゲートの保守作業時の運用は、追加したゲート閉止手順を踏まえて新たに設定することから、新規に資料を追加する。(詳細は保安規定審査にて確認。)		資料10
新規	関連条文の整理	警報の発表されない可能性のある津波への対応内容について、各条文との関連性及び既許可変更の有無を説明		※	×	個別申請内容の各条文に対する影響を整理する必要があることから、新規に資料を追加する。		資料11
新規	輸送物及び輸送車両の漂流物評価について	燃料等輸送船による輸送時の、陸側にある輸送物及び輸送車両の漂流物評価を説明		-	○	女川2号機における評価と同様に燃料等輸送船による輸送時の、陸側にある輸送物及び輸送車両の漂流物評価を実施する。		資料12
新規	構内潮位計を用いた津波襲来判断基準の妥当性・網羅性について	警報の発表されない可能性のある津波への対応のうち、構内潮位計による津波襲来の判断基準の妥当性及び網羅性を説明。		○	×	潮位計の判断基準について網羅性を示す必要があることから、新規に資料を追加する。		資料13
新規	構外潮位計を用いた判断基準について	更なる安全性の向上のために用いる構外潮位計による判断基準の考え方を説明		○	×	構外潮位計の判断の妥当性を示す必要があることから、新規に資料を追加する。		資料14

## 目 次

1. 審査ガイドとの適合性（耐津波設計方針）
2. 津波防護対策の設備の位置づけについて
3. 海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について
4. 燃料等輸送船の係留索の耐力について
5. 燃料等輸送船の喫水と津波高さの関係について
6. 津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて
7. 発電所の湾内の局所的な海面の励起について
8. 津波防護施設・津波監視設備の運用方針について
9. 漂流物影響評価における津波の流向等の確認について
10. 取水路防潮ゲートの保守作業時の対応について
11. 関連条文の整理
12. 輸送物及び輸送車両の漂流物評価について
13. 構内潮位計を用いた津波襲来判断基準の妥当性・網羅性について
14. 構外潮位計を用いた判断基準について

## 審査ガイドとの適合性（耐津波設計方針）

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>Ⅱ . 耐津波設計方針</p> <p>1. 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の設置許可段階の耐津波設計方針に関わる審査において、審査官等が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））（以下「設置許可基準規則及び同規則の解釈」という。）の趣旨を十分踏まえ、耐津波設計方針の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする。</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設に適用される。なお、本ガイドの基本的な考え方は、原子力関係施設及びその他の原子炉施設にも参考となるものである。</p>	<p>Ⅱ . 耐津波設計方針</p> <p>1. 総則</p> <p>—</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>2. 基本方針</p> <p>2.1 基本方針の概要</p> <p>原子炉施設の耐津波設計の基本方針については、『重要な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある津波（基準津波）に対して、その安全機能を損なわない設計であること』である。この基本方針に関して、設置許可に係る安全審査において、以下の要求事項を満たした設計方針であることを確認する。</p> <p>(1) 津波の敷地への流入防止</p> <p>重要な安全機能を有する施設の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達、流入させない。また、取水路、放水路等の経路から流入させない。</p> <p>(2) 漏水による安全機能への影響防止</p> <p>取水・放水施設、地下部において、漏水可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する。</p> <p>(3) 津波防護の多重化</p> <p>上記2方針のほか、重要な安全機能を有する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。</p> <p>(4) 水位低下による安全機能への影響防止</p> <p>水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する。これらの要求事項のうち(1)及び(2)については、津波の敷地への浸水を基本的に防止するものである。(3)については、津波に対する防護を多重</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>2.1 基本方針の概要</p> <p>高浜原子力発電所3，4号炉の耐津波設計の基本方針については、『重要な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある津波（基準津波）に対して、その安全機能を損なわない設計であること』としている。この基本方針に関して、以下の要求事項に対応した設計としている。</p> <p>(1) 津波の敷地への流入防止</p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 漏水による安全機能への影響防止</p> <p>取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(3) 津波防護の多重化</p> <p>上記2方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。</p> <p>(4) 水位低下による安全機能への影響防止</p> <p>水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針

化するものであり、また、地震・津波の相乗的な影響や津波以外の溢水要因も考慮した上で安全機能への影響を防止するものである。なお、(3)は、設計を超える事象（津波が防潮堤を超え敷地に流入する事象等）に対して一定の耐性を付与するものでもある。ここで、(1)においては、敷地への浸水を防止するための対策を施すことも求めており、(2)においては、敷地への浸水対策を施した上でもなお漏れる水、及び設備の構造上、津波による圧力上昇で漏れる水を合わせて「漏水」と位置付け、漏水による浸水範囲を限定し、安全機能への影響を防止することを求めている。

本ガイドの項目と設置許可基準規則及び同規則の解釈の関係を以下に示す。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド II . 耐津波設計方針	設置許可基準	
	規則	解釈(別記3)
1. 総則	—	—
1.1 目的	—	—
1.2 適用範囲	—	—
2. 基本方針	—	—
2.1 概要	—	—
2.2 安全審査範囲及び事項	—	—
3. 基本事項	—	—
3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	第二章 第五条	3-①
3.2 基準津波による敷地及び敷地周辺の遡上・浸水域	第二章 第五条	3-②
3.3 入力津波の設定	第二章 第五条	3 五 ②



基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド			高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項（水位変動・地殻変動）	第二章 第五条	3 七	
4. 津波防護方針	—	—	
4.1 敷地の特性に応じた基本方針	第二章 第五条	3 一～三	
4.2 敷地への浸水防止（外郭防護）	第二章 第五条	3 一 ①, ③	
4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護）	第二章 第五条	3 二 ①～③	
4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）	第二章 第五条	3 三	
4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止	第二章 第五条	3 四、六	
4.6 津波監視	第二章 第五条	3 五	
5. 施設・設備の設計の方針及び条件	—	—	
5.1 津波防護施設の設計	第二章 第五条	3 五 ③、六	
5.2 浸水防止設備の設計	第二章 第五条	3 五 ④、六	
5.3 津波監視設備の設計	第二章 第五条	3 五 ⑤, ⑥, ⑧	
5.4 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項	第二章 第五条	3 五 ⑦	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針

2.2 安全審査範囲及び事項

設置許可に係る安全審査においては、基本設計段階における審査として、主に、基本事項、津波防護方針の妥当性について確認する。施設・設備の設計については、方針、考え方を確認し、その詳細を後段規制（工事計画認可）において確認することとする。津波に対する設計方針に係る安全審査の範囲を表-1 に示す。それぞれの審査事項ごとの審査内容は以下のとおりである。

(1) 基本事項

略

(2) 津波防護方針

略

(3) 施設・設備の設計方針

略

2.2 安全審査範囲及び事項

—

表－1 津波に対する設計方針に係る安全審査の範囲

大項目	中項目	審査事項	審査の範囲※1	確認内容
基本事項	①敷地の地形・施設の配置等	—	◎	
	②敷地周辺の遡上・浸水域	—	◎	評価の妥当性
	③入力津波	—	◎	
	④水位変動、地殻変動	—	◎	考慮の妥当性
津波防護設計	①基本方針	敷地の特性に応じた津波防護の考え方	◎	妥当性
	②外郭防護 1	地上からの浸水経路・対策	◎	経路・対策の妥当性
		流入経路・対策	◎	
		津波防護施設	◎	位置・仕様※4
		浸水防止設備 ※2	○	設置の方針
	③外郭防護 2	漏水経路・浸水想定範囲・対策※ 2	○	経路・範囲・対策の方針
		浸水防止設備※ 2	○	設置の方針
	④内郭防護	浸水防護重点化範	○	基本設計

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド				高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
		囲 ※ 2		による 範囲設定 及び方針
		浸水防止設備※ 2	○	仕様の方 針
	⑤海水ポンプ取水性	安全機能保持の評 価	◎	評価の妥 当性 ※4
	⑥津波監視	津波監視設備※ 2	○	設置の方 針
設計に おける 検討 事項	①津波防護施設 ※3	荷重設定 荷重組合せ 許容限界	○ ○ ○	それぞ れの方 針
	②浸水防止設備 ※3	同上	○	同上
	③津波監視設備 ※3	同上	○	同上
	④漂流物対策 ※3	—	○	対策の方 針
	③津波影響軽減施設・ 設備 ※3	—	○	設置時の 方針
<p>※1 ◎安全審査で妥当性を確認 ○安全審査で方針等を確認（設計の詳細は工事計画認可で確認）</p> <p>※2 仕様、配置等の詳細については、基本設計段階では確定していないことから、 詳細設計段階で確認</p> <p>※3 施設・設備毎の具体的な設計方針、検討方針・構造・強度については、工事 計画認可において確認</p> <p>※4 施設・設備の構造・強度については、工事計画認可において確認</p>				

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>3. 基本事項</p> <p>3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等 敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を把握する。</p> <p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の有存在</p> <p>(2) 敷地における施設（以下、例示）の位置、形状等</p> <p>① 耐震 S クラスの設備を内包する建屋</p> <p>② 耐震 S クラスの屋外設備</p> <p>③ 津波防護施設（防潮堤、防潮壁等）</p> <p>④ 浸水防止設備（水密扉等） ※</p> <p>⑤ 津波監視設備（潮位計、取水ピット水位計等） ※</p>	<p>3. 基本事項</p> <p>3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等 敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を示している。</p> <p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の有存在 高浜発電所の敷地は音海半島の根元部に位置する。敷地の地形は、北・西・南側を標高 100～200m 程度の山で囲まれており、中央部の平地は南西―北東方向に延び若狭湾に臨んでいる。 敷地周辺の地形は、標高 150～200m 程度の山なみが敷地の南側、北側を走り、東側は直接高浜湾に、西側は内浦湾に臨んでいる。 また、発電所付近の河川としては敷地の南方約 5km のところに二級河川の関屋川があり、また敷地西側境界に接して溪流（才谷川）がある。</p> <p>(2) 敷地における施設の位置、形状等</p> <p>① 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として、T. P. +3. 5m の敷地に原子炉格納施設、原子炉補助建屋、制御建屋、中間建屋がある。</p> <p>② 設計基準対象施設の津波防護対象設備を有する屋外設備としては、T. P. +3. 5m の敷地に海水ポンプ室、燃料油貯油そう、T. P. +15. 0m の高さに復水タンクがある。</p> <p>③ 津波防護施設として、取水路に取水路防潮ゲート、T. P. +3. 5m の敷地に放水口側防潮堤及び防潮扉、放水路に屋外排水路逆流防止設備、1 号及び 2 号炉放水ピットに放水ピット止水板、1 号炉海水ポンプ室 T. P. +7. 1m 及び 2 号炉海水ポンプ室 T. P. +7. 1m 並びに 3, 4 号炉海水ポンプ室 T. P. +4. 6m に潮位計を設置している。</p> <p>④ 浸水防止設備として、海水ポンプ室床面 T. P. +1. 55m に海水ポンプ室浸水防止蓋を設置している。</p> <p>⑤ 津波監視設備として、3 号炉原子炉格納施設壁面 T. P. +46. 8m 及び 4 号</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>※ 基本設計段階で位置が特定されているもの</p> <p>⑥ 敷地内（防潮堤の外側）の遡上域の建物・構築物等（一般建物、鉄塔、タンク等）</p> <p>(3) 敷地周辺の人口構造物（以下は例示である。）の位置、形状等</p> <p>① 港湾施設（サイト内及びサイト外）</p> <p>② 河川堤防、海岸線の防波堤、防潮堤等</p> <p>③ 海上設置物（係留された船舶等）</p> <p>④ 遡上域の建物・構築物等（一般建物、鉄塔、タンク等）</p> <p>⑤ 敷地前面海域における通過船舶</p> <p>3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域</p> <p>3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地及び敷地周辺の地形とその標高</li> <li>・ 敷地沿岸域の海底地形</li> <li>・ 津波の敷地への侵入角度</li> <li>・ 敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在</li> <li>・ 陸上の遡上・伝播の効果</li> <li>・ 伝播経路上の人工構造物</li> </ul>	<p>炉原子炉補助建屋壁面 T. P. +36.2m に津波監視カメラを設置している。</p> <p>⑥ 敷地内の遡上域の建物・構築物等としては、T. P. +3.5m の敷地に協力会社事務所等がある。</p> <p>(3) 敷地周辺の人工構造物の位置、形状等</p> <p>① 港湾施設として、発電所構内に物揚岸壁があり、燃料等輸送船が不定期に停泊する。発電所構外には、内浦湾内に内浦港があり、輸送船が不定期に停泊する。また、漁港として音海、上瀬、高浜湾内に小黒飯がある。</p> <p>② 各々の漁港には防波堤が設置されている。</p> <p>③ 海上設置物としては、周辺の漁港に船舶・漁船が約 140 隻、浮き筏が約 170 床、発電所取水口にクラゲ防止網が設置されている。</p> <p>④ 敷地周辺に民家、倉庫等がある。</p> <p>⑤ 敷地前海域における海上交通としては、発電所沖合約 14km に舞鶴から小樽（北海道）へのフェリー航路がある。</p> <p>3.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等</p> <p>3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地及び敷地周辺の地形とその標高</li> <li>・ 敷地沿岸域の海底地形</li> <li>・ 津波の敷地への侵入角度</li> <li>・ 敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在</li> <li>・ 陸上の遡上・伝播の効果・伝播経路上の人工構造物</li> <li>・ 伝播経路上の人工構造物</li> </ul>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針

【確認内容】

- (1) 上記の考慮事項に関して、遡上解析（砂移動の評価を含む）の手法、データ及び条件を確認する。確認のポイントは以下のとおり。
- ① 敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、遡上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。
  - ② 敷地沿岸域の海底地形の根拠が明示され、その根拠が信頼性を有するものか。
  - ③ 敷地及び敷地周辺に河川、水路が存在する場合には、当該河川、水路による遡上を考慮する上で、遡上域のメッシュサイズが十分か、また、適切な形状にモデル化されているか。
  - ④ 陸上の遡上・伝播の効果について、遡上、伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定されているか。
  - ⑤ 伝播経路上の人工構造物について、遡上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。
- (2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっての考慮事項に対する確認のポイントは以下のとおり。
- ① 敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速度、並びにそれらの経時変化が把握されているか。また、敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意されているか。
  - ② 敷地前面又は津波侵入方向に正対した面における敷地及び津波防護施

【確認状況】

- (1) 上記の考慮事項に関して、遡上解析の手法、データ及び条件を以下のとおり確認している。
- ① 敷地については、敷地形状を適切にモデル化しており、メッシュサイズは最小3.125mとしている。また、敷地周辺については、安全側評価のため、遡上を考慮しておらず、完全反射条件としている。
  - ② 敷地沿岸域及び海底地形は、海上保安庁等による海底地形図、海上音波探査結果及び取水口付近の深浅測量結果を使用する。また、取・放水路（取水路及び海水取水トンネル等）の緒元、敷地標高については、発電所の竣工図を使用する。
  - ③ 敷地に影響を及ぼす箇所には河川は存在していない。また、敷地内に存在する取・放水路および遡上域のメッシュサイズを最小3.125mとして適切にモデル化している。敷地周辺は安全側評価のため、遡上を考慮しておらず、完全反射条件としている。
  - ④ 陸上の遡上・伝播効果について、遡上・伝播経路の状態に応じた解析モデル・解析条件が適切に設定された遡上域のモデルを作成する。
  - ⑤ 伝播経路上の人工構造物については、図面を基に遡上影響を及ぼす構造物、津波防護施設を考慮する。津波の浸入に対して、津波防護施設で防護する方針であるため、津波防護施設より内側の建屋等のモデル化を行っていない。
- (2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって以下のとおり確認する。
- ① 敷地の複数の評価地点の時刻歴波形を確認することにより、津波水位や流速の経時変化を確認している。また、敷地周辺における時々刻々の水位分布図や流速分布図により、津波の侵入角度についても確認している。
  - ② 敷地の形状及び津波防護施設をモデル化して計算を実施しており、津波

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>設について、その標高の分布と施設前面の津波の遡上高さの分布を比較し、遡上波が敷地に地上部から到達・流入する可能性が考えられるか。</p> <p>③ 敷地及び敷地周辺の地形、標高の局所的な変化、並びに河川、水路等が津波の遡上・流下方向に影響を与え、遡上波の敷地への回り込みの可能性が考えられるか。</p> <p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>次に示す可能性が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化</li> <li>・繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形、河川流路の変化</li> </ul> <p>【確認内容】</p> <p>(1) (3.2.1)の遡上解析結果を踏まえ、遡上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、もしくは津波による地形変化、標高変化が考えられる場合は、遡上波の敷地への到達（回り込みによるものを含む）の可能性について確認する。なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への到達に対して障壁となっている場合は、当該斜面の地震時及び津波時の健全性について、重要施設の周辺斜面と同等の信頼性を有する評価を実施する等、特段の留意が必要である。</p> <p>(2) 敷地周辺の遡上経路上に河川、水路が存在し、地震による河川、水路の堤防等の崩壊、周辺斜面の崩落に起因して流路の変化が考えられる場合は、遡上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、標高変化、河川流路の変化について、基準地震動 <math>S_s</math> による被害想定を基に遡</p>	<p>防護施設を越流しないことを確認している。</p> <p>③ 敷地に影響を与えるような、標高の局所的な変化、河川及び水路等はないため、遡上波の敷地への回り込みの可能性は考えられない。</p> <p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>次に示す可能性について検討し、可能性がある場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化</li> <li>・繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形、河川流路の変化</li> </ul> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 遡上解析結果を踏まえ、遡上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、もしくは津波による地形変化、標高変化について検討し、遡上波が津波防護施設を越流して敷地に到達する可能性が無いことを確認した。</p> <p>(2) 敷地西側に才谷川が存在するが、発電所と才谷川は標高約 100m の山を隔てており、敷地への遡上波に影響することはない。取水路及び放水路が存在するが、取水路防潮ゲート及び放水口側防潮堤等を設置しており、遡上波の敷地への到達の可能性が無いことを確認した。</p> <p>(3) 高浜発電所への津波の浸入経路は、敷地及びプラントの配置より、取水口側と放水口付近の 2 箇所である。このうち、放水口付近は、埋立層およ</p>



基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>上解析の初期条件として設定していることを確認する。</p> <p>(4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、適用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認する。</p> <p>3.3 入力津波の設定 【規制基準における要求事項等】</p> <p>基準津波は、波源域から沿岸域までの海底地形等を考慮した、津波伝播及び遡上解析により時刻歴波形として設定していること。入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において算定される時刻歴波形とし</p>	<p>び沖積層が分布し基準地震動 <math>S_s</math> が作用した場合地盤が液状化により沈下するおそれがあることから、有効応力解析により沈下量を算出し、津波遡上シミュレーションに反映している。初期潮位は朔望平均満潮位 T.P. + 0.49m とし、潮位のバラツキ 0.15m については津波遡上シミュレーションより求めた津波水位に加えることで考慮する。</p> <p>液状化により地盤が沈下し、津波が放水口側防潮堤の下から回り込む懸念に対しては、地中部に鋼矢板及びコンクリート基礎を設置することにより防護する。</p> <p>取水口側の流入経路の大半は岩盤であり取水口についても地盤改良を行っていることから、基準地震動 <math>S_s</math> が作用した場合においても沈下は殆ど生じない。また、取水路防潮ゲートおよび取水口ケーソン周辺斜面についても、基準地震動 <math>S_s</math> に対する安定性を評価した結果いずれについてもすべり安全率は評価基準値を満足しており、斜面の変状（崩壊）が津波の遡上に影響を及ぼさないことを確認している。また、取水路上に内浦大橋（県道）が架橋しているが、落橋防止対策がされており、万一落橋したとしても、落橋位置で津波が一時的に競り上がる可能性はあるものの取水路を完全閉塞する形状となることは考えにくく、敷地奥への津波の遡上高さに影響することはない。</p> <p>(4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価について、地質調査等に基づき条件を設定し確認している。</p> <p>3.3 入力津波の設定 【要求事項等への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準津波については、「高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉 基準津波の評価」にて説明する。</li> <li>・入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において算定</li> </ul>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>て設定していること。基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮すること。</p> <p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表示していること。なお、潮位変動等については、入力津波を設計又は評価に用いる場合に考慮するものとする。</p> <p>(2) 入力津波の設定に当たっては、入力津波が各施設・設備の設計に用いるものであることを念頭に、津波の高さ、津波の速度、衝撃力等、着目する荷重因子を選定した上で、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効果（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）が安全側に評価されることを確認する。</p> <p>(3) 施設が海岸線の方向において広がりをもっている場合（例えば敷地前面の防潮堤、防潮壁）は、複数の位置において荷重因子の値の大小関係を比較し、当該施設に最も大きな影響を与える波形を入力津波として設定していることを確認する。</p> <p>(4) 基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について、以下の例のように評価し考慮していることを確認する。</p> <p>① 港湾内の局所的な海面の固有振動に関しては、港湾周辺及び港湾内の水位分布、速度ベクトル分布の経時的变化を分析することにより、港湾内の局所的な現象として生じているか、生じている場合、その固有振動</p>	<p>される時刻歴波形として設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準津波の設定に当たっては、敷地及び敷地周辺をモデル化し、津波による局所的な海面の励起を評価できるモデルを用いていることを確認している。</li> </ul> <p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 入力津波は、海水面の基準レベルから算定した水位変動量を表示している。潮位変動等については、入力津波を設計、評価に用いる場合に考慮している。</p> <p>(2) 入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度、津波波力に着目し、各施設・設備において算定された数値を安全側に評価した値を入力津波高さや速度として設定することで、各施設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高、波力・波圧について安全側に評価している。また、津波防護施設等の新規の施設・設備の設計においては、入力津波高さ以上の高さの津波を設計荷重とし、より安全側の評価を行っている。なお、津波防護施設等の構造に影響する洗掘力、浮力が生じる可能性がある場所においては、地表面舗装を実施するなどの対策を実施している。</p> <p>(3) 取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに 1 号及び 2 号炉放水路ピット止水板に対し最も大きな影響を与える波形を入力津波として設定している。</p> <p>(4) 取水口及び放水口内外で最高水位や傾向に大きな差異はなく、取水口及び放水口近傍で局所的な海面の励起は生じていないことを確認している。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>による影響が顕著な範囲及び固有振動の周期を把握する。</p> <p>② 局所的な海面の固有振動により水位変動が大きくなっている箇所がある場合、取水ピット、津波監視設備（敷地の潮位計等）との位置関係を把握する。（設計上クリティカルとなる程度に応じて緩和策、設備設置位置の移動等の対応を検討）</p> <p>3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項（水位変動、地殻変動） 【規制基準における要求事項等】</p> <p>入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位（注）を考慮して安全側の評価を実施すること。</p> <p>注）：朔（新月）および望（満月）の日から 5 日以内に観測された、各月の最高満潮面および最低干潮面を 1 年以上にわたって平均した高さの水位をそれぞれ、朔望平均満潮位および朔望平均干潮位という。潮汐以外の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮すること。地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、地殻変動による敷地の隆起または沈降及び、強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間、観測設備の仕様に留意の上、朔望平均潮位を評価していることを確認する。</p> <p>(2) 上昇側の水位変動に対して朔望平均満潮位を考慮し、上昇側評価水位を設定していること、また、下降側の水位変動に対して朔望平均干潮位を考慮し、下降側評価水位を設定していることを確認する。</p> <p>(3) 潮汐以外の要因による潮位変動について、以下の例のように評価し考慮</p>	<p>3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項（水位変動、地殻変動） 【要求事項等への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位および、朔望平均潮位のばらつきも考慮して安全側の評価を実施する。</li> <li>・ 潮汐以外の要因による潮位変動として、高潮について適切に評価し考慮する。</li> <li>・ 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、地殻変動による敷地の隆起または沈降及び、強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施する。</li> </ul> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波計算で考慮する朔望平均潮位は、高浜発電所の南西約 20km の観測地点舞鶴検潮所（気象庁所管）における観測記録に基づき設定している。</p> <p>(2) 上昇側の水位変動に対して朔望平均満潮位 T.P. +0.49m 及び潮位のバラツキ 0.15m を考慮し、上昇側評価水位を設定している。また、下降側の水位変動に対して朔望平均干潮位 T.P. -0.01m 及び潮位のバラツキ 0.17m を考慮し、下降側評価水位を設定している。</p> <p>(3) 潮汐以外の要因による潮位変動については、以下の通り評価し考慮して</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>していることを確認する。</p> <p>① 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間等に留意の上、高潮発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。</p> <p>② 高潮要因の発生履歴及びその状況、並びに敷地における汀線の方向等の影響因子を考慮して、高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。</p> <p>③ 津波ハザード評価結果を踏まえた上で、独立事象としての津波と高潮による重畳頻度を検討した上で、考慮の可否、津波と高潮の重畳を考慮する場合の高潮の再現期間を設定する。</p> <p>(4) 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施していることを確認する。</p> <p>① 広域的な地殻変動を評価すべき波源は、地震の震源と解釈し、津波波源となる地震の震源（波源）モデルから算定される広域的な地殻変動を考慮することとする。</p> <p>② プレート間地震の活動に関連して局所的な地殻変動があった可能性が指摘されている場合（南海トラフ沿岸部に見られる完新世段丘の地殻変動等）は、局所的な地殻変動量による影響を検討する。</p> <p>③ 地殻変動量は、入力津波の波源モデルから適切に算定し設定すること。</p> <p>④ 地殻変動が隆起又は沈降によって、以下の例のように考慮の考え方が</p>	<p>いる。</p> <p>① 観測地点舞鶴検潮所（気象庁所管）における至近約 40 年（1969～2011 年）の潮位観測記録に基づき、高潮発生状況（発生確率、台風等の高潮要因）について示している。</p> <p>② 高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮して、高潮発生可能性とその程度（ハザード）について検討している。</p> <p>③ 高潮発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。基準津波に対するその他の評価地点における水位の年超過確率は <math>10^{-4}</math>～<math>10^{-5}</math> 程度であり、独立事象としての津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮ハザードについては、プラント運転期間を超える再現期間 100 年に対する期待値 T. P. +1.13m とし、入力津波で考慮した朔望平均満潮位 T. P. +0.49m 及び潮位のバラツキ 0.15m との差である 0.49m を外郭防護の裕度評価において参照している。</p> <p>(4) 地震による陸域の隆起または沈降について、地殻変動量を適切に考慮し、安全側の評価を実施している。</p> <p>① 広域的な地殻変動を評価すべき波源は、基準津波 1 の若狭海丘列付近断層と基準津波 2 の F0-A～F0-B～熊川断層である。<b>基準津波 3 及び基準津波 4 の隠岐トラフ海底地すべりについては考慮対象外である。</b></p> <p>② 高浜発電所は若狭湾（日本海側）に位置しており、プレート間地震は考慮対象外である。</p> <p>③ 入力津波については、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie (1971) の方法により算定した敷地地盤の地殻変動量は、基準津波 1 の若狭海丘列付近断層で ±0m、基準津波 2 の F0-A～F0-B～熊川断層で 0.30m の隆起である。</p> <p>④ 基準津波 2 による地殻変動が隆起であるので、下降側の水位変動に対す</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>異なることに留意が必要である。</p> <p>a) 地殻変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対して安全機能への影響を評価（以下「安全評価」という。）する際には、対象物の高さに隆起量を加算した後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、隆起しないものと仮定して、対象物の高さの上昇側評価水位を直接比較する。</p> <p>b) 地殻変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、対象物の高さから沈降量を引算した後で、上昇側評価水と比較する。また、下降側の水位変動に対して安全評価する際には、沈降しないものと仮定して、対象物の高さの下降側評価水位を直接比較する。</p> <p>⑤ 基準地震動評価における震源モデルから算定される広域的な地殻変動についても、津波に対する安全性評価への影響を検討する。</p> <p>⑥ 広域的な余効変動が継続中である場合は、その傾向を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討する。</p>	<p>る安全評価としては、対象物の高さに隆起量を加算した後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、隆起しないものと仮定して、対象物の高さの上昇側評価水位を直接比較する。</p> <p>⑤ 基準地震動評価における震源モデルから算定される広域的な地殻変動量は0.30mの隆起が起こると評価している。</p> <p>⑥ 基準地震動評価における震源において広域的な余効変動は確認されていない。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>4. 津波防護方針</p> <p>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示されていること。津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置されるものの概要が網羅かつ明示されていること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等）に応じた基本方針（前述 2 のとおり）を確認する。</p>	<p>4. 津波防護方針</p> <p>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>敷地の特性に応じた津波防護方針は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針を敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示する。</li> <li>・ 津波防護施設、浸水防止施設、津波監視設備等として設置するものの概要を網羅かつ明示する。</li> </ul> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等）に応じた基本方針は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な安全機能を有する施設の設置された敷地において、基準津波による遡上波（地震による広域的な隆起・沈降、地震による変状等を考慮）を地上部から到達又は流入させない設計とするため、外郭防護として取水路に取水路防潮ゲート、1号及び2号炉放水路側に放水口側防潮堤、防潮扉を設置する。重要な安全機能を内包する建屋については、遡上波が到達しない十分に高い位置に設置されていることを確認する。また、取水路及び排水路等の経路から流入させない設計とするため、外郭防護として1号及び2号炉放水路に屋外排水路逆流防止設備並びに放水ピットに1号及び2号炉放水ピット止水板、海水ポンプ室に浸水防止蓋を設置する。重要な安全機能を内包する建屋については、それらが設置されている周辺敷地に対して、取水路及び排水路等の経路からの津波が達しないことを確認する。</li> <li>・ 取水・放水施設及び地下部などにおいて、漏水する可能性を考慮の上、</li> </ul>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を確認する。</p>	<p>漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記 2 方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響から隔離可能な設計とする。</li> <li>・水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する設計とする。</li> <li>・津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。</li> </ul> <p>(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を示している。設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画として、原子炉格納施設、原子炉補助建屋、制御建屋、中間建屋、海水ポンプエリア、燃料油貯油そう、復水タンクを設定する。</p> <p>遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とするため、外郭防護として取水路に取水路防潮ゲート、1 号及び 2 号炉放水口側に放水口側防潮堤及び防潮扉、1 号炉海水ポンプ室及び 2 号炉海水ポンプ室並びに 3、4 号炉海水ポンプ室に潮位計を設置する。</p> <p>また、取水路及び排水路等の経路から流入させない設計とするため、外郭防護として 1 号及び 2 号炉排水路に屋外排水路逆流防止設備、放水ピットに 1 号及び 2 号炉放水ピット止水板、海水ポンプ室に浸水防止蓋を設置する。</p> <p>津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、3 号炉原子炉格納施設壁面及び 4 号炉原子炉補助建屋壁面に津波監視カメラ、海水ポンプ室に潮位計を設置する。</p> <p>さらに、津波影響軽減施設として、発電所周辺を波源とした津波の波力</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>4.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 敷地への浸水の可能性のある経路（遡上経路）の特定</p> <p>(3.2.1)における敷地周辺の遡上の状況、浸水域の分布等を踏まえ、以下を確認する。</p> <p>① 重要な安全機能を有する設備又はそれを内包する建屋の設置位置・高さに、基準津波による遡上波が到達しないこと、または、到達しないよう津波防護施設を設置していること。</p> <p>② 津波防護施設を設置する以外に既存の地山斜面、盛土斜面等の活用の有無。また、活用に際して補強等の実施の有無。</p> <p>(2) 津波防護施設の位置・仕様を確認する。</p>	<p>を軽減するために取水口カーテンウォールを設置する。</p> <p>4.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置していることを確認し、基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、津波防護施設、浸水防止設備を設置することにより遡上波が到達しないようにする。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 敷地への浸水の可能性のある経路（遡上経路）の特定(3.2.1)における敷地周辺の遡上の状況、浸水域の分布等を踏まえ、以下を確認している。</p> <p>① 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>・設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室及び燃料油貯油そうが設置されている周辺敷地高さはT.P.+3.5mであり、取水路、放水路から津波による遡上波が地上部から到達・流入する可能性があるため、津波防護施設として取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、1号及び2号機放水ピット止水板を設置する。なお、復水タンクについては、T.P.+15.0mに設置されており、津波による遡上波は地上部から到達、流入しない。</p> <p>② 既存の地山斜面、盛土斜面等の活用</p> <p>地山斜面、盛土斜面等の活用はしていない。</p> <p>(2) 津波防護施設の位置・仕様</p>



基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>① 津波防護施設の種類（防潮堤、防潮壁等）及び箇所</p> <p>② 施設ごとの構造形式、形状</p>          <p>(3) 津波防護施設における浸水防止設備の設置の方針に関して、以下を確認する。</p> <p>① 要求事項に適合するよう、特定した遡上経路に浸水防止設備を設置す</p>	<p>[取水路防潮ゲート]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取水路側からの津波の流入防止を目的として、取水路を横断するように設置するもので、鋼製のゲート扉体、ゲート落下機構、防潮壁及び鉄筋コンクリート製の躯体等からなる構造物である。</li> </ul> <p>[放水口側防潮堤]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放水口側からの津波の流入防止を目的として、放水口側護岸沿い及び1号及び2号炉放水路沿いに設置するもので、杭基礎に鋼製の上部工を設置する杭基礎形式部と1号及び2号炉放水ピットに鉄筋コンクリート製の防潮壁を設置する鉄筋コンクリート壁部と、セメント改良土による防潮堤を構築する地盤改良部の3種類からなる。</li> </ul> <p>[防潮扉]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1号及び2号炉放水路脇の西側の敷地からの津波の流入防止を目的として、放水口側防潮堤と連結するよう、鋼管杭に支持された鉄筋コンクリート製の基礎の上に、アルミニウム合金製の防潮扉を設置する。</li> </ul> <p>[屋外排水路逆流防止設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放水口側護岸及び放水路に接続する屋外排水路からの津波の流入防止を目的として設置するもので、ステンレス製のゲート構造物である。</li> </ul> <p>[1号及び2号炉放水ピット止水板]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1号及び2号炉放水ピットからの津波の流入防止を目的として、設置するもので、鋼製の止水板からなる構造物である。</li> </ul> <p>[潮位計]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の潮汐とは異なる潮位変動を把握した場合に取水路防潮ゲートを閉止する目的で設置するもので、鉄筋コンクリート製の基礎の上に、潮位計及び架台を設置する。</li> </ul> <p>(3) 浸水防止設備の位置・仕様</p> <p>① 基準津波による遡上波が到達する高さにある場合は、浸水防止設備を設</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>る方針であること。</p> <p>② 止水対策を実施する予定の部位が列記されていること。以下、例示。</p> <p>a) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等における電線管内処理</p> <p>b) 躯体開口部（扉、排水口等）</p> <p>4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通部等）を特定すること。特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 敷地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定以下のよう な経路（例示）からの津波の流入の可能性を検討し、流入経路を特定して いることを確認する。</p> <p>① 海域に接続する水路から建屋、土木構造物地下部へのバイパス経路 （水路周辺のトレンチ開口部等）</p> <p>② 津波防護施設（防潮堤、防潮壁）及び敷地の外側から内側（地上部、 建屋、土木構造物地下部）へのバイパス経路（排水管、道路、アクセス 通路等）</p> <p>③ 敷地前面の沖合から埋設管路により取水する場合の敷地内の取水 路、点検口及び外部に露出した取水ピット等（沈砂池を含む）</p> <p>④ 海域への排水管等</p>	<p>置している。</p> <p>具体的には、重要な安全機能を有する屋外設備である海水ポンプ室に 対して、基準津波による遡上波が地上部から到達、流入しないことを防 止するため、浸水防止設備として浸水防止蓋を設置する。</p> <p>② 止水対策を実施した部位は以下のとおりである。</p> <p>a) 海水ポンプ室床面における浸水防止蓋</p> <p>4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路を検討す る。特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 敷地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定 以下の経路からの津波の流入を検討し、流入の可能性のある経路を下表の とおり特定した。</p>

			流入経路
取水路	3, 4号機	海水系	海水取水トンネル、点検用トンネル、海水ポンプ室、海水管、海水管トレンチ、連絡水路
	3, 4号機	循環水系	取水路、循環水ポンプ室、循環水管
	1, 2号機	海水系	海水取水トンネル、循環水ポンプ室、海水管、海水管トレンチ
	1, 2号機	循環水系	取水路、循環水ポンプ室、循環水管
	3, 4号機	その他配管	タービンローダウン排水管、クリーンアップ排水管、タービンサンプ排水管
放水路	3, 4号機	海水系	海水管
	3, 4号機	循環水系	循環水管、放水ピット、放水管
	1, 2号機	海水系	海水管
	1, 2号機	循環水系	循環水管、放水ピット、放水路
屋外排水路			集水枡、屋外排水管

(2) 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様を確認する。

- ① 津波防護施設の種類（防潮壁等）及び箇所
- ② 施設ごとの構造形式、形状

(2) 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様については以下のとおりである。

[取水路防潮ゲート]

- ・取水路側からの津波の流入防止を目的として、取水路を横断するように設置するもので、鋼製のゲート扉体、ゲート落下機構、防潮壁及び鉄筋コンクリート製の躯体等からなる構造物である。

[放水口側防潮堤]

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>(3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置の方針に関して、以下を確認する。</p> <p>① 要求事項に適合するよう、特定した流入経路に浸水防止設備を設置する方針であること。</p> <p>② 浸水防止設備の設置予定の部位が列記されていること。以下、例示。</p> <p>a) 配管貫通部</p> <p>b) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等における電線管内処</p>	<p>・放水口側からの津波の流入防止を目的として、放水口側護岸沿い及び 1 号及び 2 号炉放水路沿いに設置するもので、杭基礎に鋼製の上部工を設置する杭基礎形式部と 1 号及び 2 号炉放水ピットに鉄筋コンクリート製の防潮壁を設置する鉄筋コンクリート壁部と、セメント改良土による防潮堤を構築する地盤改良部の 3 種類からなる。</p> <p>[防潮扉]</p> <p>・ 1 号及び 2 号炉放水路脇の西側の敷地からの津波の流入防止を目的として、放水口側防潮堤と連結するよう、鋼管杭に支持された鉄筋コンクリート製の基礎の上に、アルミニウム合金製の防潮扉を設置する。</p> <p>[屋外排水路逆流防止設備]</p> <p>・放水口側護岸及び放水路に接続する屋外排水路からの津波の流入防止を目的として設置するもので、ステンレス製のゲート構造物である。</p> <p>[1 号及び 2 号炉放水ピット止水板]</p> <p>・ 1 号及び 2 号炉放水ピットからの津波の流入防止を目的として、設置するもので、鋼製の止水板からなる構造物である。</p> <p>[潮位計]</p> <p>・ 通常の潮汐とは異なる潮位変動を把握した場合に取水路防潮ゲートを閉止する目的で設置するもので、鉄筋コンクリート製の基礎の上に、潮位計及び架台を設置する。</p> <p>(3) 特定した流入経路における浸水防止設備については、以下のとおりである。</p> <p>①浸水防止設備として、海水ポンプ室床面に浸水防止蓋を設置する。</p> <p>②設置位置</p> <p>・ 海水ポンプ室床面：浸水防止蓋</p> <p>[浸水防止蓋]</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>理</p> <p>c) 空調ダクト貫通部</p> <p>d) 躯体開口部（扉、排水口等）</p> <p>4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護 2）</p> <p>4.3.1 漏水対策</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討すること。</p> <p>漏水が継続することによる浸水の範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）すること。</p> <p>浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定すること。</p> <p>特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様について、確認する。</p>	<p>・浸水防止設備は、海水ポンプ室床面に海水ポンプ室浸水防止蓋を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護 2）</p> <p>4.3.1 漏水対策</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討している。</p> <p>漏水が継続することによる浸水の範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という）する。</p> <p>浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定する。</p> <p>特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 漏水の可能性の検討として、海水取水設備については海水ポンプ周辺地盤及び前面壁の高さが T. P. +3.5m であり、津波は地上部から到達、流入しないが、海水ポンプの据付エリアの床面高さは、T. P. +1.55m であり、3、4 号炉海水ポンプ室の入力津波高さ T. P. +2.9m である。海水ポンプ室については、基準津波が取水路から流入する可能性があるため、漏水が継続することによる浸水の範囲（以下「浸水想定範囲」として想定する。</p> <p>浸水想定範囲への浸水の可能性のある経路として、海水ポンプ室の床面に貫通部が存在するため、浸水防止設備として海水ポンプ室床面に浸水防止蓋を設置する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>4.3.2 安全機能への影響確認</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化すること。</p> <p>必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する影響確認の方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様を確認する。</p>	<p>(2) 浸水想定範囲である海水ポンプ室は、以下の①～②の理由により、浸水の可能性はない。</p> <p>① 海水ピット床面貫通箇所については、浸水対策を実施しており、津波時においても浸水防止機能が十分に保持できる設計としている。</p> <p>② 海水ポンプのグラウンドレンは逆止弁を設置する浸水防止蓋を通じて排水されるため、浸水の可能性がある経路とはならない。</p> <p>4.3.2 安全機能への影響確認</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化する。</p> <p>必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>浸水想定範囲である海水ポンプ室には、重要な安全機能を有する屋外設備である海水ポンプが設置されているため、当該エリアを防水区画化する。</p> <p>海水ポンプの安全機能に対しては、モータ本体、電源ケーブル、現場操作箱及び電源からの影響が考えられる。</p> <p>電源ケーブルは端子台高さがモータ下端より約 1m 高く、また現場操作箱は、下端高さが 3 号機及び 4 号機 T.P. +4.7m であるため、機能を維持できる水位としては、モータ下端高さ T.P. +3.85m となる。さらに、電源については常用電源回路と分離しており、地絡影響は回避できる系統となっている。</p> <p>なお、海水ポンプモータについては、予備品（3, 4 号機で 2 台）を確保しており、津波の影響を受けない高台 T.P. +10.0m に保管している。</p> <p>2.3(1) で述べたように海水ポンプ室床面には、浸水防止設備として浸水</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲における排水設備の必要性、設置する場合の設備仕様について確認する。</p> <p>4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）</p> <p>4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化すること。</p> <p>【確認内容】</p>	<p>防止蓋を設置するため、床面からの浸水はない設計としており、ドレンラインに設置している逆止弁についても試験で漏洩の無いことを確認しているが、ここでは保守的に逆止弁の許容漏洩量32mL/hの漏洩があった場合の浸水量を評価する。逆止弁の設置位置を超える時間において、許容漏洩量が漏れたとしても漏洩量は約0.5L程度と僅かであり、漏水の影響はない。</p> <p>万一、この機能が喪失した場合を仮定しても、浸水高さが海水ポンプの機能喪失高さを下回るため、海水ポンプの機能に影響は無い。</p> <p>4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>浸水想定範囲である海水ポンプエリアにおいて浸水を検討し、長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 重要な安全機能を有する設備等内包する建屋及び区画のうち、もっとも津波が接近すると考えられる海水ポンプ室においても、浸水量評価で示すとおり、浸水はごく僅かであり、長期間の冠水が想定される箇所はないため、排水設備は不要である。</p> <p>4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）</p> <p>4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化する。</li> </ul> <p>【確認状況】</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>(1) 重要な安全機能を有する設備等（耐震 S クラスの機器・配管系）のうち、基本設計段階において位置が明示されているものについては、それらの設備等を内包する建屋、区画が津波防護重点範囲として設定されていることを確認する。</p> <p>(2) 基本設計段階において全ての設備等の位置が明示されていないため、工事計画認可の段階において津波防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計段階において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津波防護重点化範囲を工認段階で設定することが方針として明記されていることを確認する。</p> <p>4. 4. 2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定すること。浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水範囲、浸水量の想定、浸水防護重点化範囲への浸水経路・浸水口及び浸水防止設備の仕様について、確認する。</p>	<p>(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、原子炉格納施設、原子炉補助建屋、制御建屋、中間建屋及び海水ポンプエリア、燃料油貯油そう並びに復水タンクであり、津波に対する浸水防護重点化範囲として設定し、機器配置図等で示している。</p> <p>(2) 現段階において、設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋および区画については、浸水防護重点化範囲として設定し、機器配置図等で明確化している。位置が確定していない設備等に対しては、工認段階で浸水防護重点化範囲として再設定する方針としている。</p> <p>4. 4. 2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定する。</p> <p>浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口（貫通口等）はないことを確認している。</p> <p>浸水防護重点化範囲の境界にある扉、貫通部等に対して、T.P. +10. 8m までの浸水対策を実施している。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 地震後の津波による溢水の影響としては、以下の a 及び b の事象が考えられ、各事象に関して浸水防護重点化範囲への影響を評価している。</p> <p>a. 地震に起因するタービン建屋内の循環水管伸縮継手の破損により、津波が循環水管に流れ込み、循環水管の損傷箇所を介して、タービン建屋内に流入することが考えられる。このため、タービン建屋内に流入した津波により、タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲（制御建屋及び中間建屋）への影響を評価した。</p>



基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>(2) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のように安全側の想定を実施する方針であることを確認する。</p> <p>① 地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建屋における地震時のドレン系ポンプの停止による地下水の流入等の事象が想定されていること。</p> <p>② 地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統設備保有水の溢水等の事象が想定されていること。</p> <p>③ 循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの来襲が考慮されていること。</p> <p>④ 機器・配管等の損傷による浸水量については、内部溢水における溢水事象想定を考慮して算定していること。</p> <p>⑤ 地下水の流入量については、例えば、ドレン系が停止した状態での地下水位を安全側（高め）に設定した上で、当該地下水位まで地下水の流入を考慮するか、又は対象建屋周辺のドレン系による 1 日当たりの排水量の実績値に対して、外部の支援を期待しない約 7 日間の積算値を採用する等、安全側の仮定条件で算定していること。</p>	<p>b. 地下水は、湧水サンプルへ流入する。このため、地震後の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価した。</p> <p>なお、浸水防護重点化範囲の境界にある扉、貫通部に対して、T.P. +10.8m までの浸水対策を実施している。</p> <p>(2) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のように安全側の想定を実施する方針であることを確認する。</p> <p>① タービン建屋内の溢水については、循環水管の伸縮継手の全円周状の破損を想定し、循環水管の損傷箇所からの津波の流入量がタービン建屋空間部に滞留するものとして溢水水位を算出した。なお、地下水については、タービン建屋への溢水経路がないことから考慮しない。</p> <p>② 地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統設備保有水の溢水等の事象については内部溢水にて評価している。</p> <p>③ 循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来を考慮し、タービン建屋の溢水水位は津波等の流入の都度上昇するものとして計算した。また、ピット水位が低い場合、流入経路を逆流してタービン建屋外へ流出する可能性があるが、保守的に一度流入したものは流出しないものとする。</p> <p>④ 機器・配管等の損傷による浸水量については、内部溢水の評価にて考慮して算定している。</p> <p>⑤ 地下水の流入については、1 日当たりの湧水（地下水）の排水量の実績値に対して、湧水サンプルポンプの排出量は大きく上回ること、また、湧水サンプルポンプは耐震性を有することから、外部の支援を期待することなく排水可能である。</p> <p>地震によるタービン建屋の地下部外壁からの流入については、タービン建屋近傍の地下水位を安全側（敷地高さ T.P. +3.5m）に想定し、ター</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>⑥ 施設・設備施工上生じうる隙間部等についても留意し、必要に応じて考慮すること。</p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>非常用海水冷却系の取水性については、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。</li> <li>・ 基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計であること。</li> </ul> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位が適切に算定されていることを確認する。確認のポイントは以下のとおり。</p> <p>① 取水路の特性に応じた手法が用いられていること。(開水路、閉管路の方程式)</p>	<p>ビン建屋の想定浸水水位と安全側に設定した地下水位を比較して流入量を算定する。</p> <p>⑥ 津波及び溢水により浸水を想定するタービン建屋において、施工上生じうる建屋間の隙間部には、止水処理を行い、浸水防護重点化範囲への浸水を防止する設計とする。なお、3、4号炉のタービン建屋については、建屋内で繋がっていることから、合わせて溢水量評価を実施するものとする。</p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用海水冷却系の取水性については、次に示すとおりである。</li> <li>・ 基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計とする。</li> <li>・ 基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計とする。</li> </ul> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位を適切に算定している。ポイントは以下のとおり。</p> <p>① 基準津波による水位の低下に伴う取水路等の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位を適切に算出するため、津波シミュレーションにおいて管路部分に仮想スロットモデルによる一次元不定流の連続式及び運動方程式を組み込んだ詳細数値計算モデルにより管路解析を併せて実施する。また、その際、取水口から海水ポンプ室に至る系統をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた摩擦損失を考慮するとともに、</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>② 取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応じた摩擦損失が設定されていること。</p> <p>(2) 前述 (3.4(4)) のとおり地殻変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性（海水ポンプの仕様、取水口の資料、取水路又は取水ピットの仕様等）について、以下を確認する。</p> <p>① 海水ポンプの設計用の取水可能水位が下降側評価水位を下回る等、水位低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計方針であること。</p> <p>② 引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間において、海水ポンプの継続運転が可能な貯水量を十分確保できる取水路又は取水ピットの構造仕様、設計方針であること。なお、取水路又は取水ピットが循環水系と非常系で併用される場合においては、循環水系運転継続等による取水量の喪失を防止できる措置が施される方針であること。</p> <p>4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 【規制基準における要求事項等】</p> <p>基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価されていること。基準津波に伴う取水口付近の漂流物が適切に評価されていること。非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること。</li> </ul>	<p>貝付着やスクリーンの有無を考慮し、計算結果に潮位のバラツキの加算や安全側に評価した値を用いるなど、計算結果の不確実性を考慮した評価を実施する。</p> <p>② 取水路の形状や材質を考慮し、摩擦損失の計算における Manning 粗度係数としては、開水路において 0.015、閉管路（海水路トンネル、1,2 号機非常用海水路及び海水路）において 0.020 を用いて計算している。</p> <p>(2) 前述 (3.4(4)) のとおり地殻変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性（海水ポンプの仕様、取水口の資料、取水路又は取水ピットの仕様等）について、以下を確認している。</p> <p>① 3,4 号炉海水ポンプ室前の入力津波高さは、T.P. -3.3m であり、3,4 号機海水ポンプの設計取水可能水位 T.P. -3.52m を上回ることから、水位低下によっても海水ポンプは機能保持できる。</p> <p>4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 【要求事項等への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積を適切に評価する。</li> <li>・基準津波に伴う取水口付近の漂流物を適切に評価する。</li> <li>・非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。</li> <li>・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性は確保できる設計であることを確認する。</li> </ul>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、(3.2.1) の遡上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。「安全側」な検討とは、浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスタディすることによって、取水口付近の堆積高さを高め、また、取水路における堆積砂混入量、堆積量を大きめに算定すること等が考えられる。</p> <p>(2) 混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去することが困難なため、海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認する。</p>	<p>・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であることを確認する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 基準津波による砂移動に対する取水性確保</p> <p>取水口は、海水取水トンネル呑み口底面が T. P. -5.2m であり、取水口底版 T. P. -6.2m より約 1m 高い位置にある、また、海水取水トンネルの内径は 2.6m、海水ポンプ室は、海水ポンプ下端から床面まで約 1.25m となっている。</p> <p>砂移動に関する数値シミュレーションを実施した結果、基準津波による砂移動に伴う砂堆積量は、海水取水トンネル呑み口において約 0.02m、海水ポンプ室において約 0.32m であり、砂の堆積に伴って、海水取水トンネル呑み口から海水ポンプ下端までの海水取水経路が閉塞することはない。</p> <p>なお、循環水ポンプ室及び海水ポンプ室は水路によって連絡されているため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合又は通常の潮汐とは異なる潮位変動を把握した場合、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順等を整備する。</p> <p>(2) 混入した浮遊砂に対する取水性確保</p> <p>海水ポンプ取水時に浮遊砂の一部が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入したとしても、海水ポンプの軸受に設けられた異物逃がし溝から排出される構造とする。また、仮に砂が混入した場合においても、海水ポンプの軸受に設けられた約 4.2mm の異物逃がし溝から排出される構造とする。</p> <p>これに対して、発電所周辺の砂の平均粒径は約 0.2mm で、数ミリ以上の砂はごくわずかであることに加えて、粒径数ミリの砂は浮遊し難いものであることを踏まえると、大きな粒径の砂は殆ど混入しないと考えられ、砂混入に対して海水ポンプの取水機能は維持できる。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、(3.2.1)の遡上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しない仕様の方針であること、又は閉塞防止措置を施す方針であることを確認する。なお、取水スクリーンについては、異物の混入を防止する効果が期待できるが、津波時には破損して混入防止が機能しないだけでなく、それ自体が漂流物となる可能性が有ることに留意する必要がある。</p>	<p>(3) 基準津波に伴って漂流物になり得る船舶等が取水性に影響を及ぼさないことを漂流物評価フローに基づき確認した。なお、漂流物となる可能性のある施設・設備として発電所周辺約 5km の範囲を網羅的に調査した結果、漁船・輸送船等の船舶、浮き筏、クラゲ防止網等を選定した。定期船に関しては、発電所沖合約 14km に定期航路があるが、半径 5km 以内の敷地前面海域にないことから発電所に対する漂流物とならない。</p> <p>設置物については、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂流するか否かの検討を行う。この内、船舶については、漁船及び燃料等輸送船が挙げられる。停泊中の漁船については、津波の流向に対し、停泊地の位置・地形を考慮すると発電所に対する漂流物とはならない。</p> <p>基準津波の遡上解析結果によると、取水口付近については取水口防潮ゲートまで、物揚岸壁付近については放水口側防潮堤及び防潮扉まで津波が遡上する、基準地震動による液状化等に伴う敷地の変状を考慮した場合、3、4号炉放水口付近も津波が遡上する。これらを踏まえ、基準津波により漂流物となる可能性のある施設・設備が海水ポンプの取水確保へ影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>この結果、発電所構内で漂流する可能性があるものとして、1号及び2号炉放水口側の協力会社事務所等があるが、放水口側防潮堤及び防潮扉で防護されるため、取水性への影響はない。また、これらの設置位置及び津波の流向を考慮すると漂流物は取水口へは向かわない。</p> <p>なお、発電所構内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船は、津波警報等<b>発表</b>時には緊急退避するため、漂流物とはならない。</p> <p>発電所構外で漂流する可能性があるものとして、発電所近傍で航行不能になった漁船が挙げられるが、取水口側は取水路防潮ゲート、放水口側は1号及び2号炉放水口、前面護岸、放水口側防潮堤及び防潮扉により防護する。取水路防潮ゲート及び放水口側防潮堤の設計においては、漂流物と</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>4.6 津波監視</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。また、設置の概要として、おおよその位置と監視設備の方式等について把握する。</p>	<p>して衝突する可能性がある小型漁船を衝突荷重として評価する。</p> <p>一部、取水口に向かう漁船については、取水路に沿って取水路防潮ゲートに向かうが、万一、取水路内を漂流する場合においても、海水取水トンネル呑み口前にとどまることはなく、また海水取水トンネル呑み口前面に閉塞防止措置として鋼製杭を設置することから、漂流物により海水取水トンネル呑み口が閉塞することはない。なお、鋼製杭については、海水取水トンネルの通水機能に影響のない設計とする。</p> <p>発電所近傍を通過する定期船に関しては、発電所沖合約14kmに定期航路があるが、半径5km以内の敷地前面海域にないことから発電所に対する漂流物とならない。</p> <p>除塵装置であるロータリースクリーンについては、基準津波の流速に対し、スクリーンの水位差が、設計水位差以下であるため、損傷することはない漂流物とならないことから、取水性に影響を及ぼすことはないことを確認している。</p> <p>4.6 津波監視</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波監視カメラ</li> <li>・潮位計</li> </ul> <p>【確認状況】</p> <p>津波監視設備は、津波襲来を監視でき、かつ基準津波の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>設置位置は、津波監視カメラ（3号炉原子炉格納施設 T.P. +46.8m、4号炉</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
	<p>原子炉補助建屋壁面 T. P. +36. 2m)、潮位計 ( 1 号炉海水ポンプ室 T. P. +7. 1m、2 号炉海水ポンプ室 T. P. +7. 1m、3, 4 号炉海水ポンプ室 T. P. +4. 6m) である。1 号炉海水ポンプ室前面及び 2 号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さ T. P. +2. 6m 又は 3, 4 号炉海水ポンプ室前における入力津波による津波高さ T. P. +2. 9m に対し、十分高い位置に設置している。</p> <p>津波監視カメラは光学及び赤外線撮象機能を有し、昼夜問わず監視可能である。</p> <p>津波監視カメラは、取水口・放水口側を監視できるものを各 1 台設置し、光学及び赤外線撮象機能を有し、昼夜問わず監視可能である。</p> <p>潮位計は、上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう、1 号炉海水ポンプ室及び 2 号炉海水ポンプ室に設置の潮位計については、T. P. 約-9. 9m～T. P. 約+6. 6m を測定範囲とし、3, 4 号炉海水ポンプ室に設置の潮位計については、T. P. 約-4. 0m～T. P. 約+4. 0m を測定範囲とした設計としている。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針

5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件

5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件

5.1 津波防護施設の設計

5.1 津波防護施設の設計

【規制基準における要求事項等】

【要求事項等への対応方針】

津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるように設計すること。

津波防護施設（取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに1号及び2号炉放水ピット止水板）については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるように設計する。**なお、津波監視設備と兼用の潮位計については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けない位置へ設置することから、方針については「5.3 津波監視設備の設計」に基づく設計とする。**

【確認内容】

【確認状況】

(1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、施設の寸法、構造、強度及び支持性能（地盤強度、地盤安定性）が要求事項に適合するものであることを確認する。

(1) 津波防護施設である取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉及び屋外排水路逆流防止設備の設計においては、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性を確保し、またすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるように設計する。

(2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に例示する。

(2) 以下の項目について、設定の考え方を示す。

① 荷重組合せ

① 荷重の組合せ

a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における荷重組合せ： 常時＋津波、常時＋津波＋地震（余震）

取水路防潮ゲート : 常時荷重＋地震荷重  
常時荷重＋津波荷重  
常時荷重＋津波荷重＋余震荷重



基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>② 荷重の設定</p> <p>a) 津波による荷重（波圧、衝撃力）の設定に関して、考慮する知見（例えば、国交省の暫定指針等）及びそれらの適用性。</p> <p>b) 余震による荷重として、サイト特性（余震の震源、ハザード）が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。</p> <p>c) 地震により周辺地盤に液状化が発生する場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。</p>	<p>放水路側防潮堤 : 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重 : 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重</p> <p>防潮扉 : 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重</p> <p>屋外排水路逆流防止設備 : 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重</p> <p>1 号及び 2 号炉放水ピット止水板 : 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重</p> <p>② 荷重の設定方法</p> <p>a) 常時荷重 : 自重を考慮する。</p> <p>b) 地震荷重 : 基準地震動を考慮する。</p> <p>c) 津波荷重 : 「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成 19 年）」及び津波避難ビルガイドラインに基づき設定する。</p> <p>d) 余震荷重 : 水平方向に弾性設計用地震動 <math>S_d-5_H(NS)</math> を考慮し、鉛直方向に弾性設計用地震動 <math>S_d-5_V</math> を考慮する。</p> <p>e) 漂流物荷重 : 漂流物として総トン数 10t 級（排水トン数 30t）の小型漁船を考慮し、「道路橋示方書（I 共通編・IV 下部構造編）・同解説」に基づき設定する。</p> <p>f) 放水口側防潮堤及び防潮扉については、堆積層及び盛土の上に設置されており、基準地震動が作用した場合、設置位置周辺の地盤が液状化する</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>③ 許容限界</p> <p>a) 津波防護機能に対する機能保持限界として、当該構造物全体の变形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、津波防護機能を保持すること。（なお、機能損傷に至った場合、補修に、ある程度の期間が必要となることから、地震、津波後の再使用性に着目した許容限界にも留意する必要がある。）</p> <p>5.2 浸水防止設備の設計</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水防止設備については、浸水想定範囲における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、設備の寸法、構造、強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>(2) 浸水防止設備のうち水密扉等、後段規制において強度の確認を要する設</p>	<p>可能性があることから、基礎杭に作用する側方流動力の影響を考慮し、津波防護機能が十分保持できるように設計する。</p> <p>③ 許容限界</p> <p>a) 津波防護機能に対する機能保持限界として、当該構造物全体の变形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、止水性の面も踏まえることにより津波防護機能を保持することを確認する。</p> <p>5.2 浸水防止設備の設計</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>浸水防止設備（海水ポンプ室浸水防止蓋）については、浸水想定範囲における浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海水ポンプエリアの開口部には浸水防止蓋を設置することで、浸水対策を実施している。</li> <li>・ これらの浸水防止設備については、浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。</li> <li>・ 以下に浸水防止設備についての設計方針を示す。</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">海水ポンプ室浸水防止蓋</p> <p style="padding-left: 80px;">浸水防止蓋は、津波荷重や地震荷重に対して浸水防止機能が十分保持できる設計とする。</p> <p>(2)、(3)</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>備については、設計方針の確認に加え、入力津波に対して浸水防止機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、津波防護施設と同様に、荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界（当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有し、かつ浸水防止機能を保持すること）の項目についての考え方を確認する。</p> <p>(3) 浸水防止設備のうち床・壁貫通部の止水対策等、後段規制において仕様（施工方法を含む）の確認を要する設備については、荷重の設定と荷重に対する性能確保についての方針を確認する。</p> <p>5.3 津波監視設備の設計</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) (3.2.1)の遡上解析結果に基づき、津波影響を受けにくい位置、及び津</p>	<p>以下に浸水防止設備について荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界について考え方を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷重の組合せ <ul style="list-style-type: none"> <li>常時荷重、津波荷重及び地震荷重を適切に組み合わせる。</li> <li>① 常時荷重＋地震荷重</li> <li>② 常時荷重＋津波荷重</li> <li>③ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重</li> </ul> </li> <li>・荷重の設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 常時荷重：自重を考慮する。</li> <li>② 地震荷重：基準地震動を考慮する。</li> <li>③ 津波荷重：入力津波＋高潮の影響を考慮する。</li> <li>④ 余震荷重：余震として、弾性設計用地震動 S<sub>d-1</sub> を考慮する。</li> </ul> </li> <li>・許容限界 <p>浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有し、浸水防止機能を保持していることを確認する。</p> </li> </ul> <p>5.3 津波監視設備の設計</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置へ設置し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 設置位置は、津波監視カメラ（3号炉原子炉格納施設壁面 T.P. 約+46.8m、</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>波影響を受けにくい建屋・区画・囲い等の内部に設置されることを確認する。</p> <p>(2) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、設備の位置、構造（耐水性を含む）、地震荷重・風荷重との組合せを考慮した強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項</p> <p>5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定すること。</li> <li>・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討すること。</li> <li>・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること。</li> <li>・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討すること。</li> </ul>	<p>4 号炉原子炉補助建屋壁面 T. P. +36.2m)、潮位計（1 号炉海水ポンプ室 T. P. +7.1m、2 号炉海水ポンプ室 T. P. +7.1m、3,4 号炉海水ポンプ室 T. P. +4.6m）である。1 号炉海水ポンプ室前面及び 2 号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さ T. P. +2.6m 又は 3,4 号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さ T. P. +2.9m に対し、十分高い位置に設置している。</p> <p>(2) 津波監視設備は以下の 2 つの条件で評価を行い、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるように設計することとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 常時荷重＋地震荷重</li> <li>② 常時荷重＋津波荷重</li> <li>③ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重</li> </ol> <p>余震荷重として、弾性設計用地震動 Sd-1 を考慮する。</p> <p>5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項</p> <p>5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。</li> <li>・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討する。</li> <li>・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。</li> <li>・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。</li> </ul>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針

【確認内容】

(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることを確認する。以下に具体的な方針を例示する。

① 津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮する方針であること。

a) 入力津波が有する数値計算上の不確かさ

b) 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさ

上記 b) の不確かさの考慮に当たっては、例えば抽出した不確かさの要因によるパラメータスタディ等により、荷重設置に考慮する余裕の程度を検討する方針であること。

② 余震荷重の考慮については、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）について、そのハザードを評価するとともに、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯において発生する余震レベルを検討する方針であること。また、当該余震レベルによる地震荷重と基準津波による荷重は、これらの発生確率の推定に幅があることを考慮して安全側に組み合わせる方針であること。

③ 津波の繰り返し作用の考慮については、各施設・設備の入力津波に対する許容限界が当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、かつ津波防護機能・浸水防止機能を保持するとして設定されていれば、津波の繰り返し作用による直接的な影響は無いものとみなせるが、漏水、二次的影響（砂移動、漂流物等）による累積的

【確認状況】

(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることの概要を以下に示す。

① 津波荷重については、以下の不確かさを考慮している。

a) 入力津波が有する数値計算上の不確かさ

b) 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさ

上記の不確かさの考慮に当たっては、入射津波高さ  $a_I$  または最大遡上水深  $\eta_{max}$  を 1.5 倍することで考慮している。

② 基準津波の波源である若狭海丘列付近断層およびFO-A～FO-B～熊川断層について、その活動に伴い発生する余震による荷重を設定する。入力津波が若狭海丘列付近断層による津波で決まる場合は、弾性設計用地震動 Sd-5<sub>H</sub>(NS)、Sd-5<sub>V</sub> を余震荷重として津波荷重と組合せる。入力津波がFO-A～FO-B～熊川断層で決まる場合は、弾性設計用地震動 Sd-1 を余震荷重として津波荷重と組合せる。

上記のとおり、津波の波源となる断層と余震の組合せが2ケースあり、入力津波の波源となる断層についての組合せを考慮して検討することとしているが、他方の組合せも必要に応じて検討を行う。

③ 津波の繰り返し作用の考慮については、漏水、二次的影響（砂移動等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討をしている。具体的には以下のとおりである。

・循環水機器・配管損傷による津波浸水量について、入力津波の時刻

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p data-bbox="224 175 1108 255">な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討方針であること。</p> <p data-bbox="134 606 616 638">5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</p> <p data-bbox="145 654 548 686">【規制基準における要求事項等】</p> <p data-bbox="156 702 1120 933">津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止装置または津波防護施設・設備への影響防止措置を施すこと。</p> <p data-bbox="168 1236 324 1268">【確認内容】</p> <p data-bbox="168 1284 1120 1364">(1) 漂流物による波及的影響の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p> <p data-bbox="168 1380 1120 1460">(2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、以下の例のような具体的な方</p>	<p data-bbox="1299 175 2027 207">歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来を考慮している。</p> <ul data-bbox="1288 223 2161 542" style="list-style-type: none"> <li>・基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、基準津波に伴う砂移動の数値シミュレーションにおいて、津波の繰り返しの襲来を考慮している。</li> <li>・基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、海水取水トンネル付近の寄せ波および引き波の方向を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、海水取水トンネル呑み口が閉塞することはないことを確認している。</li> </ul> <p data-bbox="1164 606 1646 638">5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</p> <p data-bbox="1176 654 1523 686">【要求事項等への対応方針】</p> <p data-bbox="1187 702 2161 837">津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足していることを確認する。</p> <ul data-bbox="1232 853 2161 1173" style="list-style-type: none"> <li>・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。</li> <li>・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討する。</li> <li>・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。</li> <li>・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する</li> </ul> <p data-bbox="1176 1236 1332 1268">【確認状況】</p> <p data-bbox="1187 1284 2161 1460">漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出するため、発電所周辺約 5km の範囲を、発電所構内については遡上域を網羅的に調査する。設置物については、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂流するか否かの検討を行った。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>針を確認する。</p> <p>① 敷地周辺の遡上解析結果等を踏まえて、敷地周辺の陸域の建物・構築物及び海域の設置物等を網羅的に調査した上で、敷地への津波の襲来経路及び遡上経路並びに津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において発生する可能性のある漂流物を特定する方針であること。なお、漂流物の特定に当たっては、地震による損傷が漂流物の発生可能性を高めることを考慮する方針であること。</p> <p>② 漂流防止装置、影響防止装置は、津波による波力、漂流物の衝突による荷重との組合せを適切に考慮して設計する方針であること。</p> <p>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設備の効果を期待する場合、津波影響軽減施設・設備は、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計すること。津波影響軽減施設・設備は、次に示す事項を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震が津波影響軽減機能に及ぼす影響</li> <li>・ 漂流物による波及的影響</li> <li>・ 機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕を考慮した設定</li> <li>・ 余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ</li> <li>・ 津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響</li> </ul> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 津波影響軽減施設・設備の効果に期待する場合における当該施設・設備の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p>	<p>この結果、発電所構内で漂流する可能性があるものとして、1号及び2号炉放水口側の協力会社事務所等があるが、放水口側防潮堤で防護されるため、取水性への影響はない。また、これらの設置位置及び津波の流向を考慮すると漂流物は取水口へは向かわない。</p> <p>発電所構外で漂流する可能性があるものとして、発電所近傍で航行不能になった漁船が挙げられるが、取水口側は取水路防潮ゲート、放水口側は放水口側防潮堤及び防潮扉により防護する。</p> <p>取水路防潮ゲート及び放水口側防潮堤の設計においては、漂流物として衝突する可能性がある小型漁船を衝突荷重として評価する。</p> <p>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</p> <p>【要求事項等における要求事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波影響軽減施設としては、取水口のカーテンウォールがあり、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計する。津波影響軽減施設は次に示す事項を考慮する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 基準地震動 <math>S_s</math> が津波影響軽減機能に及ぼす影響</li> <li>② 漂流物の衝突力</li> <li>③ 機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕</li> <li>④ 余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ</li> <li>⑤ 津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響</li> </ol> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波影響軽減施設の設計においては、以下の通り、常時荷重、津波荷重、地震荷重、余震荷重、漂流物荷重を適切に組合せて設計を行う。</p> <p>また、設計に当たっては、漂流物による荷重及び自然現象との組合せを適切に考慮する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
	<p>① 荷重の組合せ</p> <p>常時荷重＋津波荷重</p> <p>常時荷重＋地震荷重</p> <p>常時荷重＋津波荷重＋余震荷重</p> <p>常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重</p> <p>② 荷重の設定</p> <p>津波影響軽減施設の設計において考慮する荷重は以下のように設定する。</p> <p>a) 常時荷重 : 自重を考慮する。</p> <p>b) 地震荷重 : 基準地震動 <math>S_s</math> を考慮する。</p> <p>c) 津波荷重 : 取水口カーテンウォールについては「取水口前面」での入力津波をもとに考慮する。津波波力は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」（以下、「港湾基準」という。）により設定する。</p> <p>d) 余震荷重 : 水平方向に弾性設計用地震動 <math>S_d-5_H(NS)</math> を考慮し、鉛直方向に弾性設計用地震動 <math>S_d-5_V</math> を考慮する。</p> <p>e) 漂流物荷重 : 漂流物として総トン数 10t 級（排水トン数 30t）の小型漁船を考慮し、「道路橋示方書（I 共通編・IV 下部構造編）・同解説」に基づき設定する。</p> <p>③ 許容限界</p> <p>津波影響軽減施設に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、津波影響軽減機能を維持していることを確認する。</p>



基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>Ⅲ . 附則</p> <p>この規定は、平 2 5 年 7 月 8 日より施行する。</p> <p>本ガイドに記載されている手法等以外の手法等であっても、その妥当性が適切に示された場合には、その手法等を用いることは妨げない。また、本ガイドは、今後の新たな知見と経験の蓄積に応じて、それらを適切に反映するよう見直していくものとする。</p>	

## 津波防護対策の設備の位置づけについて

高浜発電所については、津波防護施設、浸水防止設備、津波影響軽減施設といった津波防護対策を実施している（図-1 参照）。

ここでは、これらの津波防護対策が、どの分類に位置づけられるかについて、各分類の定義や目的を踏まえて整理した（表-1 参照）。

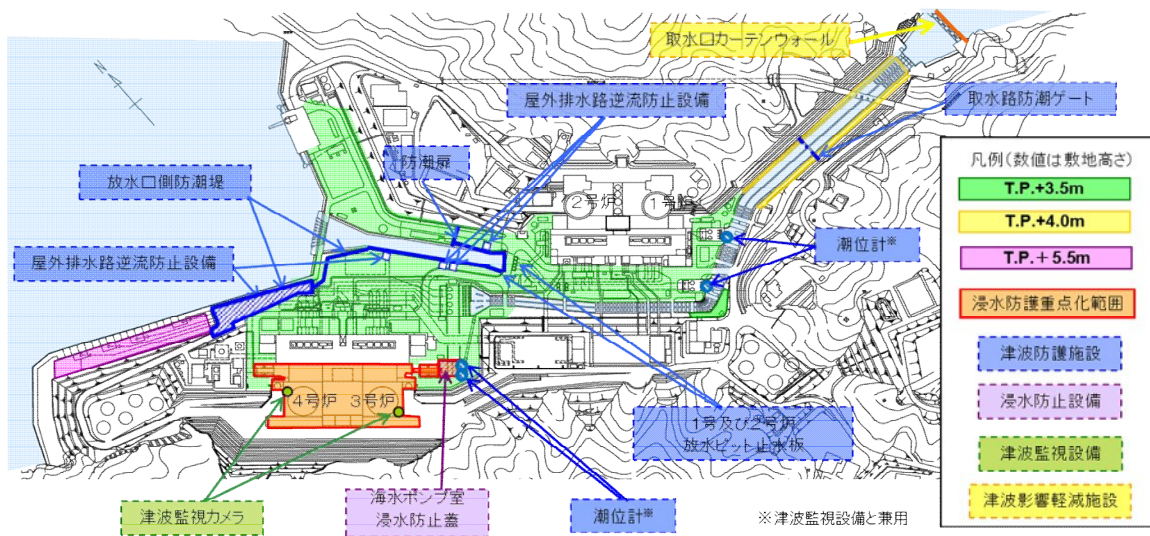


図-1 高浜発電所における津波防護対策の概要

表-1 各津波防護対策の分類整理

分類	定義	施設・設備	目的	取水路防潮ゲート		防潮堤、防潮扉	屋外排水路 逆流防止設備	1号及び2号炉放 水ピット止水板	海水ポンプ室 浸水防止蓋	取水口 カーテンウォール
					潮位計					
津波防護施設	外郭防護及び内郭 防護を行う土木、建 築構造物※1	・防潮堤（既存地山 による自然堤防を 含む）※1 ・防潮壁※1	・敷地内に、津波を 浸水及び漏水させ ない（外郭防護）※ 1	○ 敷地内に津波を浸水 させない土木構造物 （外郭防護1）	○ 敷地内に津波を浸水 させない土木構造物 の機能を保持するた めの機器 （外郭防護1）	○ 敷地内に津波を浸 水させない土木構 造物（外郭防護1）	○ 敷地内に津波を浸水 させない土木構造物 （外郭防護1）	○ 敷地内に津波を浸水 させない土木構造物 （外郭防護1）	× 該当しない	× 該当しない
		・建屋等の内壁や床 （建屋間境界壁を 含む）※1	・浸水防護重点化範 囲内に、地下水や内 部溢水を浸水させ ない（内郭防護）※ 1	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない
浸水防止設備	外郭防護及び内郭 防護を行う機器・配 管等の設備※1	・防潮堤・防潮壁に 取りつけた水密扉 等、止水処理を施し たハッチ等、止水処 理を施した開口部 等、その他浸水防止 に係る設備※1	・敷地内に、津波を 浸水及び漏水させ ない（外郭防護）※ 1	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	○ 海水ポンプ床面に設 置された機器（外郭 防護2）	× 該当しない
		・建屋等の壁や床に 取りつけた水密扉 や止水処理を施し たハッチ等、止水処 理を施した開口部 等、その他浸水防止 に係る設備※1	・浸水防護重点化範 囲内に、津波や内部 溢水及び地下水を 浸水させない（内郭 防護）※1	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	○ 海水ポンプ床面に設 置された機器（内郭 防護）	× 該当しない
津波影響軽減施設	津波防護施設、浸水 防止設備への波力 による影響を軽減 する効果が期待さ れる施設・設備※2	・敷地前面の港湾内 又は港湾外の海中 に設置しているも の（防波堤、離岸堤、 潜堤、人工リーフ 等）※3	・基準津波に対して 津波による影響を 軽減する※3	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	○ 取水口防潮ゲート前 面の取水口に設置さ れた施設
		・敷地前面の陸上 （津波防護施設、浸 水防止設備の外側） に設置しているも の（消波工、根固工） ※3		× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない

※1 耐津波設計に係る工認審査ガイド P26「3.8 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備の分類」より抜粋

※2 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド P21「耐津波設計に係る審査において、対象となる施設・設備の意味及び例」より抜粋

※3 耐津波設計に係る工認審査ガイド P24「3.7.2 津波影響軽減施設・設備の扱い」より抜粋

※4 耐津波設計に係る工認審査ガイド P22「3.7.1 漂流物による波及的影響の検討」を参考